

平成 2 3 年旭市議会第 1 回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 平成 2 3 年 3 月 1 0 日（木）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	5 5
所管事項の報告	5 7
閉会	6 2

文教福祉常任委員会 平成 2 3 年 3 月 1 1 日（金）

付議事件	6 5
出席委員	6 6
欠席委員	6 6
委員外出席者	6 6
説明のため出席した者	6 6
事務局職員出席者	6 6
開会	6 7
議案の説明、質疑	6 8
散会	1 1 8

文教福祉常任委員会 平成23年3月14日（月）

付議事件	1 1 9
出席委員	1 2 0
欠席委員	1 2 0
委員外出席者	1 2 0
説明のため出席した者	1 2 0
事務局職員出席者	1 2 0
開議	1 2 1
議案の説明、質疑	1 2 1
議案の採決	1 2 6
所管事項の報告	1 3 0
閉会	1 4 1

総務常任委員会 平成23年3月14日（月）

付議事件	1 4 5
出席委員	1 4 5
欠席委員	1 4 5
委員外出席者	1 4 5
説明のため出席した者	1 4 6
事務局職員出席者	1 4 6
開会	1 4 7
議案の説明、質疑	1 4 9
議案の採決	1 6 4
所管事項の報告	1 6 6
閉会	1 7 0

建設経済常任委員会

平成23年3月10日（木曜日）

建設経済常任委員会

平成23年3月10日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成23年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 5 号 平成23年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議案第 6 号 平成23年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
- 議案第 7 号 平成23年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成23年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について
- 議案第10号 平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第13号 平成22年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第14号 平成22年度旭市水道事業会計補正予算の議決について
- 議案第16号 平成22年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について
- 議案第19号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（7名）

委員長	滑川公英	副委員長	平野忠作
委員	高橋利彦	委員	日下昭治
委員	嶋田哲純	委員	伊藤保
委員	宮澤芳雄		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 林 一哉

説明のため出席した者（２６名）

副市長	増田雅男	商工観光課長	横山秀喜
農水産課長	堀江隆夫	建設課長	北村豪輔
都市整備課長	伊藤恒男	下水道課長	佐藤邦雄
水道課長	小長谷博	国民宿舎 支配人	増田富雄
農業委員会 事務局長	伊藤浩	その他担当 職員	１７名

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋	事務局次長	向後嘉弘
主査	穴澤昭和		

開会 午前10時 0分

○委員長（滑川公英） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしますので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（滑川公英） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

建設経済常任委員会の開催をしていただきまして、大変心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。委員さん全員の出席をいただきまして、ご審議いただくわけでございます。当初予算ということで、議案も11議案ございました。多岐にわたっておりますが、どうか慎重審査の上、ご理解を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。大変ご苦労さまでございます。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号の一般会計、議案第5号の下水道事業会計、議案第6号の農業集落排水事業会計、議案第7号の下水道事業会計、議案第9号の国民宿舎会計の平成23年度の予算関係が5件、議案第10号の一般会計、議案第13号の下水道事業会計、議案第14号の下水道事業会計、議案第16号の国民宿舎会計の平成22年度補正予算関係が4件、議案第19号と議案第30号の条例の一部改正関係が2件の11議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。整いませんが、あいさつとさせていただきます。本日はご苦労さまでございます。

○委員長（滑川公英） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（滑川公英） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成23年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第5号、平成23年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第6号、平成23年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第7号、平成23年度旭市下水道事業会計予算の議決について、議案第9号、平成23年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、議案第10号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13号、平成22年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、議案第14号、平成22年度旭市下水道事業会計補正予算の議決について、議案第16号、平成22年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、議案第19号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、旭市下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての11議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、商工観光課のほうから、過日の全員協議会で主要事業の説明はさせていただきましたが、それ以外のもので主なものについて若干補足説明させていただきます。

まず、歳入のほうですが、19ページのほうをお願いします。

商工使用料1,636万円、前年度と比較しまして436万円、36.3%の増というふうに見込みました。これにつきましては、本年度の実績、それから新年度に向かいまして、現在毎週木曜日を定休日というふうに営業していますが、新年度から第三木曜日、月1回のみの定休というようなことから、営業日の増ということを予定してまして、使用料のほうも増を見込んだものでございます。

続きまして、27ページをお願いします。

真ん中にあります労働費県補助金1億1,762万1,000円、前年度比較で3,453万1,000円、41.6%の増と見込みました。これの説明欄の1番です。緊急雇用創出臨時特例基金事業では、今年度は、9課12事業60人の新規雇用を見込むものでございます。21年度から23年度までの3か年継続事業ということで実施しておりまして、3か年合計では、18事業、1億8,270万円で、延べ130人の新規雇用を計画しているところでございます。

説明欄2番のふるさと雇用再生特別基金事業、これはふるさと産品ショップ運営事業に対する補助金ということで、1番、2番とも補助率はすべて10分の10ということになっています。

続きまして、次の28ページをお願いします。

商工費県補助金592万8,000円、前年度比較417万1,000円、237.4%の増ということで、これは消費者行政のための補助金ということで、内容につきましては、全員協議会で説明しておりますので、省略させていただきます。

続きまして、歳出のほうに移ります。143ページをお願いします。

5款労働費、説明欄の3番働く婦人の家活動費ですが、各講座、新年度では合わせまして33の講座を予定しています。開催回数では延べ275回、出席者、参加者の予定では719人を予定しているところでございます。

続きまして、ちょっと戻りますが、12ページをお願いします。

款別の予算ということで、合計がのっています。7款のところを見ていただきたいんですが、7款商工費3億8,796万円、前年度比較1,022万6,000円、2.7%の増ということで商工費

のほうの予算を計上させていただきました。

また、戻りまして、170ページをお願いします。

説明欄の2番中小企業金融対策事業ですが、市の中小企業資金融資制度に基づきまして、中小企業者が市内の金融機関から融資を受けるに当たり、市から市内の6金融機関に1億円を預託して、その10倍であります10億円、これを限度として運用するものでございます。中小企業の資金繰りの悪化から経営基盤の強化を図れるよう、経済対策の一環として実施しているものでございます。

続きまして、その下の説明欄3番制度資金利子補給事業、これは上の制度資金に対しまして市のほうで利子補給をするものでございまして、上限2.5%で運用しているものでございます。

続きまして、172ページをお願いします。

説明欄7番ふるさと産品ショップ運営事業2,083万円、51.9%の増ということで、2か年の継続事業でございます。この増の理由としましては、本会議で質問がありましたので説明させていただきましたが、実際には途中で補正予算を組んでいますので、51.9%というよりはもう若干の伸びということで、2か年で計画させていただきました。

続きまして、173ページの3目、ここからは観光費ということになります。観光費の3目の合計ですが7,931万1,000円、前年度比較で343万8,000円、4.5%の増ということで、観光事業に関しましては、前年度と大きく変わる点はありませんが、若干変わる部分だけを説明させていただきます。

説明欄1のほうの観光事務費の中の19節観光協会補助金の中で、この事業費につきまして、各種イベントに対する補助金というような内容になりますが、この中であさひ砂の彫刻美術展というイベントに対しまして150万円を計上しまして、昨年度と比較しますと100万円の増という内容になっているところでございます。

続きまして、177ページをお願いします。

説明欄6の長熊釣堀センター管理費でございます。1,949万6,000円、458万3,000円、30.7%の増ということで、若干の伸びを計上させていただきました。

歳入につきましては、先ほど説明したとおりでございますが、歳出は、7節賃金ですね、これ106万6,000円で23.1%の増となります。これは先ほど申し上げました、営業日の増加というようなことから賃金が増えているということと、178ページになりますが、11節の維持補修費346万5,000円でございます。これにつきましては、管理棟のほうが古くて、かなり断

熱効果が悪いというようなことから、屋根の改修ですとか天井等の改修を予定させていただいているところでございます。

商工観光課からは以上でございます。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農水産課関係で先般の全員協議会で説明し切れなかった部分につきまして、若干説明させていただきます。

ページ数は、農林水産関係146ページからになります。146ページからお開きいただきたいと思います。その次のページ数、146ページからになりますけれども、最初に151ページ、ここから説明させていただきます。

151ページのところの一番上段のほうに説明欄、いきいき旭・産業まつり補助金、海上産業まつり補助金、ふるさとまつりひかた補助金、それぞれ計上させていただいております。現在、3つ秋のまつりをやっているわけですが、一部の声の中には、一つにしたらどうだとか、いろいろございます。現在、いろいろ反省会あるいは実行委員会の中で議論しながら、ただ、まだまだ3つのまつり充実してやるべきだ、いろいろなご意見をいただいております。そんなことで、平成23年度につきましては、3つのまつりそれぞれ開催、ただ、昨年旭の産業まつりが雨で中止になった、そういうのがありました。場合によっては、大雨のときについては、1週間ずらして順延、そういうことも23年視野に入れて実施してまいりたい、そういうふうに考えています。

日付は、旭の産業まつり、これにつきましては10月30日を予定させていただいております。海上の産業まつりにつきましては、11月23日に予定させていただいております。ふるさとまつりひかたにつきましては、11月6日ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、その下に農業後継者育成事業ということで、19の補助金の中に農水産業後継者海外等研修補助金100万円を計上させていただきました。これにつきましては、商工観光課と隔年実施ということで、23年につきましては、農業水産業の後継者、これが海外あるいは国内の先進地視察、これをした際に、あるいは実施するときに市のほうから支援をさせていただきたい、そういうふうなことで100万円計上させていただいております。

それと、その下に制度資金利子補給事業、補助金4,143万3,000円計上させていただきました。大きいものが、農業経営基盤強化資金、これはいわゆる前の農林漁業金融公庫、今の日本政策金融公庫のスーパーL資金、無利子で融資をすると、今現在やっております。

21年末の実績では、実に県下の28%強の部分が旭で借りているということですね、

借金が多いという部分じゃなくて、逆に県のほうからは、それだけ信頼のある農家が旭市に多い、そういうことで、現在、制度資金の借入れ農家が多いということで、ご理解いただきたい。これにつきましては、今国会のほうへ提出してありまして、無利子の資金を来年の3月まで認定したものにつきましては、引き続き5年間だけ無利子、そういうことで現在国で動いているところでございます。

それと、もう1点、実は以前からありました農業改良資金、これは県が扱う資金であったわけですが、なかなか改良資金の使い方が少ないということで、昨年12月から日本政策金融公庫の扱い、日本政策金融公庫では、この改良資金をメインにして、これから農業者へ指導していきたい。この改良資金は、ご承知のように10年間無利子でございます。ただ、上限も今回から個人5,000万円まで借りられる、そういう条件をつけて、スーパーLと改良資金でいくということでございます。そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、153ページのほうでござひます。

先般、「園芸王国ちば」等につきましては説明をさせていただきましたけれども、現在のところ、相当県下の中で手が挙がっている方が多い。そんなことで23年度につきましては、すべて希望した農家が受け入れ切れないのかなと、そういう部分もござひます。ただ、国の施策と併せながら、施設園芸の農家に、規模拡大に取り組んでいきたい。23年度につきましては、共同で施設を設置する、そういう農家につきましては、市の上乗せということで、5%上乗せをさせていただきたいということで予算計上させていただいております。

その次の154ページのほうをお開きいただきたいと思います。

154ページの説明欄の19の補助金の中に、ベンチャー農業支援事業ということで75万円計上させていただいております。これは上限を15万円にしまして、補助率2分の1ということで、新たな農業、例えば新しい作物作る、新しい栽培に取り組みたい、あるいは流通関係についても新しいものに取り組みたい、そういう方に支援をさせていただく事業でござひます。本年は75万円で支援をさせていただきたいということで計上させていただいております。

その次に157ページのほう、飛びましてお願ひいたします。

157ページの説明欄のところに13の委託料ということで、きめ細やかな農水産業の振興事業委託料ということで、545万3,000円計上させていただいております。これは全額国のほうからいただきます緊急雇用の部分で、農水産課のほうに2名雇用をさせていただいております。22年度と23年度の2か年継続、そんなことで現在、米粉の製粉をこの方々にやっていただいたり、いろいろやっているわけですが、23年度からにつきましては、4月から1年間

試験的に買い物難民という、なかなか高齢者で1人世帯の方等、買い物に行けない方がいるんじゃないか、そういうようなことで、直売館と連携しながら、事前にご連絡いただいたものを週1回農産物等を届ける、そういうことを試験的に1年間実施をしたいということで、現在考えております。4月の第1週から実施したいということで、今考えております。

さらに159ページのほうをお開きいただきたいと思います。

159ページの一番下に、経営体育成基盤整備事業ということで3,307万5,000円ということで計上させていただいています。これにつきましては、先般、全協の中でご説明しましたけれども、土地改良事業の市の補助金でございます。

ただ、土地改良事業が平成23年度から補助金がだいぶ変わってくるという、その部分につきましてご説明させていただきたいと思います。

これまでの土地改良事業の補助金につきましては、国のほうで、なるべく大きい経営体を育てる、そういうことで土地改良事業の補助金が仕組まれていたわけですが、23年度から戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業、ここに予算が集中するということです。

内容は、土地改良事業を実施したところにつきましては、耕地利用率を108%にしろ、あるいは戦略作物を22%作らせろ。俗に言いますと、裏作を8%広めろ、あるいはえさ米を22%作らせろ、そういうようなことで、そういうものを目標に掲げてやるところでないと土地改良事業の補助金が獲得できない。そんなことで、今、市内の各土地改良の現場では動いているということでご紹介をさせていただきたいと思います。

あと、161ページのほうに、農林水産関係の合計欄のところに24.9%減ということでございます。161ページ上の比較増減のところにあります。大きな2億2,677万9,000円、これが実は23年度農林水産関係、大きく減額させていただいております。この大きな要因をご説明したいと思います。

これにつきましては、国のほうの補助金の中に、例えばバイオマスの利活用、畜産農家への支援、そういうものが従来の2分の1の支援から、実は平成23年は10分の1の支援になった。そんなことで、農業者については、いろいろな補助事業を受けたいということで希望はあるわけなんですけれども、補助金が50%から10%に減った、そういうことで補助金申請を断念した農家が多い。そういうことで、大きな金額が減額されているということで、よろしくお願いしたいと思います。

飛びまして、163ページのほうをお開きいただきたいと思います。水産関係でございます。水産関係につきましても、今厳しい状況でございます。そうした中で、163ページの説明

欄2の水産業総務事務費の補助金19の中で設けてございます。この中に水産振興事業補助金117万円、あるいは水産まつり補助金300万円、こういういろいろな形で水産の振興につきましても、積極的に支援してまいりたいというふうに考えています。

ちなみに水産まつりにつきましては、6月12日に開催予定で現在進んでおります。よろしくをお願いしたいと思います。

農水産関係につきましては、説明、以上でございます。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 建設課ですけれども、よろしくお願いします。

182ページからは土木費になりますので、お願いいたします。

183ページから184ページが国土調査費であります。説明欄に地籍調査費が載っておりますが、184ページの13節委託料です。場所は21年度から行っている鎌数地区を継続で行うような形で計上してございます。

続きまして、184ページから185ページをご覧くださいと思います。

道路橋梁総務費の説明欄1、道路橋梁事務費、13節委託料です。これは2か年事業の道路台帳整備事業で、今年度23年度で完成する予定でございます。

次に、道路維持費になります。186ページ真ん中の説明欄2、緊急雇用創出です。これは道路の草刈りとして2人を雇用するもので、この事業は全額補助事業で行うものでございます。

続きまして、186ページから187ページをご覧くださいと思います。

初めに、186ページの説明欄3、道路維持補修事業ですが、13節の委託料は、道路の緊急補修用として、年間契約であらかじめ契約して補修するものです。ほかに道路舗装改修工事と交通安全施設整備工事を計上してございます。

次に、187ページの説明欄5、急傾斜地崩壊対策事業です。場所は、岩井地区の滝郷学園下の崩壊による災害防止を図るため、県費補助で2か年事業で整備するものです。

次に、188ページです。道路新設改良事業です。15節に本年度予定しております工事請負費があります。道路維持補修工事と併せて、毎年100本ぐらいの工事を行っております。

続きまして、188ページ、説明欄3、排水路整備事業です。場所は、川向西野地区です。21年度から工事を行っておりまして、今年度は最終年度で、686メートルの工事を行う予定でございます。

続きまして、説明欄4、蛇園南地区流末排水整備事業です。工事は、前年度の継続で、海

側から390メートル、国道126号バイパス側の歩道部分に今度は430メートルの工事を行います。

続きまして、189ページです。説明欄5、旭中央病院アクセス道整備事業です。23年度は、南北線の国道126号北側の不動産鑑定、物件調査、用地買収を行います。工事は、県道銚子旭線から国道126号までの橋梁部分の舗装工事を行います。

続きまして、189ページから190ページの説明欄6、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業です。今年度は、用地買収、物件補償を行いまして、買収できたところから工事のほうは行いたいと思います。

続きまして、説明欄7、南堀之内バイパス整備事業です。県道多古笹本線から県道大栄栗源干潟線を結ぶ道路の用地買収、補償費、文化財調査費が今年度の主なものでありまして、工事に関しては24年度からになります。

続きまして、説明欄1、橋梁維持補修事業です。場所は、千葉県東部図書館西側、仁玉川にかかる橋の補修工事です。この橋は、昭和48年に架設され、38年を経過しておりまして、橋脚の基礎ぐい部分にひび割れがありまして、また傾斜しているくいがあるために、詳細設計を行いまして、工事の準備を図るためでございます。

最後になりますが、説明欄2、橋梁長寿命化修繕計画策定事業です。21年度に行いました長寿命化修繕計画策定事業橋梁点検により、橋梁の長寿命化修繕計画を策定いたします。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、都市整備課所管の当初予算につきまして、補足説明を申し上げます。

予算書の9ページをお願いいたします。

初めに、債務負担行為でございます。下から2番目、街路整備事業（谷丁場遊正線）で、7,550万円を予定したものでありまして、24年度までの2か年の債務負担行為を設定するものでございます。

内容であります。橋梁上部工の設置をJRに委託するに当たりまして、総額7,700万円のうち、23年度予算に150万円を計上いたしまして、これは後ほど歳出でご説明しますが、次年度分の債務負担分として7,550万円を予定したものでございます。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。

予算書の23ページをお願いいたします。

中段になりますが、13款 2 項 4 目土木費国庫補助金、3 節まちづくり交付金は 1 億9,000 万円を予定いたしました。その内訳ですが、干潟駅周辺地区の基幹事業であります谷丁場遊正線整備事業に 1 億円、西野地区排水路整備事業に9,000万円を予定したものでございます。

少し飛びまして、29ページをお願いいたします。

下段の14款 3 項 5 目土木費委託金、1 節都市計画費委託金は、説明欄 1 の都市計画基礎調査費委託金として130万円を予定したものでございます。この内容であります、都市計画法第 6 条に基づきまして、都道府県がおおむね 5 年ごとに県内の都市計画区域につきまして基礎調査を行うものでありまして、国土交通省令に基づきまして、県内における都市計画の現況や将来の見通しなどの基礎調査を千葉県から各市町村に委託されるものでございます。

続いて、歳出についてご説明いたします。

192ページをお願いいたします。

平成23年度の都市計画費の総額であります、数字は記載がございませんが、総額で 8 億 768 万 8,000 円でございます、対前年比 23.5%の減となっております。減の主な要因でありますが、公園整備が終了したということが大きな要因でございます。

初めに、192ページであります、総務費の説明欄13節の 2 点目、都市計画基礎調査等業務委託料は210万円でありまして、先ほど歳入でご説明した都市計画の基礎調査を千葉県から委託されたことを受けまして計上したものでございます。

次に、194ページをお願いいたします。

2 目街路費であります。説明欄 3 の街路整備事業（谷丁場遊正線）は、5 億6,565 万 6,000 円を計上いたしました。主なものは、説明欄13、委託料中の 1 点目、道路橋梁整備委託料 150 万円、これは先ほど債務負担行為でご説明申し上げましたが、橋梁上部工の設置を J R に委託するものでありまして、協定書の締結に当たりまして、事務費相当分として総額 7,700 万円のうち150万円を予定したものでございます。

同じく13節の調査・測量委託料2,684 万 7,000 円の内訳ですが、まず 1 点目が、線路の変位測定業務に2,000万円、建物等の物件調査 5 件及び不動産鑑定委託料等を計上したものであります。

なお、線路変位測定業務の内容であります、工事期間中、橋台完成までですけれども、線路等への影響を24時間体制で調査するものでございます。これは J R の条件でございます。

次に、15節工事請負費 4 億1,100 万円の内容でございますが、橋梁上部のけたの製作費用で2,100万円、それから橋台部までのアプローチ部の整備工事、いわゆる道路を橋台部まで

傾斜させて擁壁を設置して道路を新設する工事ではありますが、これが245メートル分で3億9,000万円を予定したものでございます。

次に、17節公有財産購入費2,569万2,000円は、道路用地19筆、1,119平方メートルの取得を予定したものでございます。

次に、22節補償金は1億円を計上いたしました。建物等の物件補償として5件分を予定する中におきまして、1つの枠として計上させていただいたものでありまして、13節の物件調査業務を実施することによりまして、この補償費の総額は変動することになるものでございます。今後におきましては、随時常任委員会にご報告させていただく中で予算を執行してまいりたいと、このように考えております。

説明欄4の旭駅前広場等整備事業は2,373万円でございますが、これは全員協議会でご説明しておりますので省略させていただきます。

次に、196ページをお願いいたします。

4目公園費、説明欄2の公園維持管理費は6,803万円を予定いたしました。主なものは、説明欄11の需用費、一番下の維持補修費に500万円を新規に計上したものでございまして、臨機の維持補修や修繕等に対しまして弾力的に対応するため、23年度から枠として予算計上したものでございます。

次に、13節委託料は4,566万4,000円でありまして、都市整備課所管の公園、18公園の維持管理費を計上したものでございます。主なものは、2行目の清掃等委託料、公園の除草や清掃などをシルバー人材センターに委託するもの、次の公園維持管理委託料は、先ほど申しました18か所の公園につきまして、除草や芝刈り、剪定、施肥管理等を専門業者に委託するものでございます。

次に、197ページです。説明欄3の緊急雇用創出公園維持管理事業294万3,000円は、三川ふれあい公園等の維持管理につきまして緊急雇用創出事業を活用するものでありまして、補助率は100%でございます。

説明欄4のあさひ健康パーク維持管理費は、1,389万2,000円を予定いたしました。主なものは、上段の13節委託料1,359万円でありまして、財団法人旭市福祉協会へのパークゴルフ場の指定管理料が主なものでございます。

なお、これまで一般会計で計上しておりました維持管理費につきましては、平成22年度から継続して指定管理料に併せて委託をしているものでございます。

都市整備課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 1つ質問します。

19ページ、商工使用料、これは長熊の釣堀の使用料ですか、かなり上がっているんですが、ちなみに今年の使用料はどのぐらいになる予定なのか。それから使用料とは関係ないんですが、あそこは改修した際には全部古い魚は取り払ったわけですね。そういう中でヘラブナでない違うものが入っているという話があるんですが、その辺をお尋ねしたいと思います。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 今年の使用料の決算見込みということだと思いますけれども、予算では1,200万円ほど見込みました。今のところですが、1,500万円前後まで使用料収入が増えるかなというふうに見込んでいます。先ほど申し上げましたが、それとプラス営業日が増というようなことから、新年度予算の使用料を見込みました。

それと、ヘラブナ以外のものということですが、コイがまじるようでございます。釣りに来られる方は、ヘラブナとの何かこう知恵比べというか、それがすごく楽しいということで、コイの場合には何でも食べちゃうんだそうです。ですので、コイが釣れても邪魔だということで、逆に放流して下のほうに流しちゃうというような、そんなことは聞いています。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そこでまざっているという話なんです、購入したときから入っているんじゃないかという話も、その辺はどうですか。うわさでも何でも聞いていますか。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 購入のときは、一杯一杯全部魚を点検して放流しますので、まじるということはありませんので、上流からまじってくるのかというふうに思っています。購入のときは絶対入らないように、すべてチェックしています。

以上です。

○委員長（滑川公英） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 151ページ、農水産業後継者海外等研修補助金ということで100万円あるんですけれども、この後継者の海外への研修というのは何名ぐらいを見込んでいるんですか。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） この事業につきましては、一応20万円を上限といたしまして、3分の2を市のほうから支援をしたい、そんなことで考えております。そういうようなことで、想定としては、海外ですので5名程度行けるかなと、ただ、国内もいろいろな先進地があるよ、そんなことで国内について、もしあれば数が多く行ける。ちなみに一昨年は水産業の後継者が行ったということで記憶をしております。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） そのほかに。

日下委員。

○委員（日下昭治） これ、持ってきたとっていたんですけれども、22年度のを持ってきたやつで、今、事務局から借りたやつですけれども、ちょっと気がついたところでお聞きしたいものがありますので。

153ページ、説明欄の最後、13委託料ですね。環境調査指導委託料、農業活性化推進事業の中にこういった委託料というのが入ってきますね。金額的にはそう大した大きな金額でないんですけれども、どういった目的を持って、委託するということに何かあるんでしょうけれども、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それと161ページ、やはり林業総務事務費の中に13委託料、生活環境保全林管理委託料、ここの辺のものもありますけれども、その辺の委託をどういう形をもってするのか。

それと、次のページの保安林というのは、工事請負費で植栽工事とありますけれども、その辺の工事はどの辺の工事、植栽工事費ですけれども、その辺のものがされるのかということ。

続きまして、172ページのふるさと雇用再生事業関係ですね、その辺2,000万円の予算を組まれて、これは多分今年度もう1年の事業かなと思いますけれども、現在、22年度から始まったのが説明資料として出ていますけれども、売り上げを見ますと、売り上げに対して費用がだいぶかかるわけですから、見込むのは当然今年度も同様の見込みなのかとか、その辺もう少し、上向くことが考えられれば、その辺も含めてお願いしたいと思います。

それと、土木費の関係、道路維持費、187ページ、15の工事請負費1億円ですよ、これね。道路維持補修費という形で1億円ですけれども、補修等と新設事業との兼ね合いがあるかと思いますが、そういったものを含めて、毎年やれるこういった事業、予算の中でどのくらい進めることができるのか。今言いました新設との関係、いろいろ生活狭隘道路等の兼ね合いもあるかと思いますが、その辺もう少し説明いただければと思います。

○委員長（滑川公英） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、今ご質問の153ページの一番下に環境調査指導委託料を計上させていただきました。これにつきましては、市内の小学校2校を予定しまして、小学校での環境調査、これを実は外部講師を依頼しまして調査を実施したいところで考えております。

実は、今、環境と農業ということではいろいろあるわけですが、小学生から定期的に環境調査をしていただきまして、水田等を中心にしまして、例えば水田にいる生物、どういうものがあるかどうか、あるいは土の中にイトミミズがいる、そういう調査、そういうものをしながら農業について環境、これに貢献している、その部分につきまして、市内の小学校の中で調査活動をしていただきながら、特に最後には生活協同組合、消費者の代表にも市内に来ていただきまして、その調査結果をアピールしながら、旭市が持っている農業力、こういうものを紹介しているところでございます。

続きまして、161ページに生活環境保全管理委託料ということで、これにつきましては、先ほど言いました保安林の中にいろいろな公園等あります。そういうところの管理を委託させていただいております。

それと、保安林のどういうところということで、旭市につきましては、海岸地先に多く保安林が、あるいは山のほうにもありますけれども、特に今実施していますのは海岸地区、中谷里地先、あちらのほうの海岸等につきまして保安林の整備を、北部林業と打ち合わせしながら実施しているということでございます。

以上です。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、172ページの説明欄7番、ふるさと雇用再生、まあ、おあがんな旭の予算と今の売り上げ状況というようなことのご質問だと思います。

実は、所管事項の報告ということで、そのときに、おあがんな旭の経営状況を若干説明させてもらおうと思って、資料のほうは作らせていただきました。ご質問ですので、ちょっとその資料のほうを先に説明させていただきます。

商工観光課ということで、ふるさと産品ショップ駅前市場おあがんな旭の売り上げ状況ということで、資料をきょう配布させていただきました。

今年度の経営状況ということですが、まず左側に、6月から2月までの月が出ています。

それから店舗販売ということで、合計の欄を見ていただきたいんですが、営業日数で240日、来店者数1万1,311人、そのうち購入者8,213人、お店での売り上げが655万8,129円、1日当たりの平均ですと2万7,326円ということで、大変苦戦しているような状況です。

このような状況から、少しでも、目的はその雇用創出ということが一番大きな目的なんですが、旭市をPRするというような大きな目的もありますので、何とかしなくちゃというようなことから、次のイベントへの出店、それからそのまた隣の刑部岬展望館への出店というようなことで、試み的に出張販売等を行っています。

まず、イベントの出店のほうですが、国体時での出店ですとか、柏市にある県民プラザのほうへのふるさとまつり等の際の出店ですとか、市のパークゴルフの大会があるときですとか、例えば老人クラブの千葉県下のカラオケ大会が過日ユートピアセンターであったときですとか、そういったようなときに、情報をいただきまして出店させていただいています。それがイベントの出店ということで、9回出ていまして49万1,347円、1回当たりにしますと5万4,594円ということで、お店に比べますと、平均で約倍売れる。

それから、次の刑部岬展望館、これにつきましても、最初どうなのかなということで様子見で出ていました。結果が出ているというようなことから、2月に入りまして、毎週土日は出ようということで今現在出ているんですが、天候によってだいぶ売り上げが影響します。いいときと悪いときで差がありますが、平均しますと、18回66万6,452円、1回当たり3万7,025円ということで、やはり効果があるということが分かってきました。

したがいまして、このような工夫をしながら、来年度また少しでもPRにつながればいいかなというようなことで計画しています。先ほど、売り上げに比べて経費がかかり過ぎる、確かにそのとおりでございます。これは最初からのご指摘のとおり、営利を考えたら、まるっきり宣伝費というような形で、雇用を創出するということとプラス宣伝費というような考え方で費用を100%いただけるというようなことで、旭市をPRするということに徹していきたいなというふうに考えていますので、よろしくお願いします。

(発言する人あり)

○商工観光課長（横山秀喜） 来年度2か年事業で終わりです。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、維持補修費の1億円ですけれども、一応これで当初は19路線を計画してございますけれども、この中で半分の5,000万円はきめ細かな整備事業で、補正がこれから第10号であります、その中の工事費も1番当初はここに入っておりますの

で、その分が抜けますので、路線的にはもっとできると思います。それとあと新設改良も入れますと、当初の予算では50路線ぐらいですか。ただ、きめ細かな分が1億円の中の5,000万円ほど占めていますから、その分がきめ細かなやつでこれから出る補正の中で工事しますので、その分の5,000万円が維持補修という形で浮きますので、その分でまた維持補修の工事ができますので。ですから年間でだいたい両方合わせて100本ぐらいの工事は毎年やっております。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） 商工観光課長にお聞きします。

今、おあがんな旭の関係ですけれども、もう1年という形で、そうしますと、23年度いっぱいでは終わっちゃうんですけれども、いわゆる旭市のPRという目的だと、2年間だとかなり厳しい、多分こういった状況なので厳しいのかなと。ぱたっと、これ24年度以降はなくなっちゃう可能性もあるということですよ。そうしますと、この費用対効果というのは余り生かせない。だといっても、この雇用の関係はありますから、本年度はまあそれでいいんですけれども、継続すべきものもあるんじゃないのかなと、そういった今後24年度以降に向けての考え方というか、例えば道の駅の構想もあるわけですので、その辺に合わせた何か考え、24年度になってからではどうしようもないですから、23年度中に結論を出さないとならないと思いますので、その辺の考え方等があればお願いしたいと思います。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 日下委員おっしゃるとおりでございまして、できれば、この事業が大成功して進めていきたいということは重々考えております。ただし、2,000万円からの一般財源を投入するといったようなことで、本当に現在5%の手数料ですので、出店者にも、ほかのこういったような出店で手数料をいただくというと、15%とか20%とか手数料をいただかないと、お店のほう売れるところでもあつてこないというようなことで、この事業の場合には、本当に出店者からも5%しかいただいていない、ほとんど100%補助金で運営しているというようなこともありますので、重々PR続けて、仕事は続けていきたいというふうに考えていますけれども、その辺の絡みで費用対効果、それこそ検討してからの事業かなというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 産業まつりでちょっとお聞きしますが、昨年ですか、いきいき旭が雨で

もって順延になったわけですが、こんな大きなイベントが中止になって、そのあしたはいい天気になったわけですが、考えるといいましたが、どこをどのように、延ばすかやるか、その辺、もし分かればお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 産業まつりにつきましては、それぞれの実施した中で反省会等を実施しまして、来年に向けてということで協議させていただいて、先ほど言いました日にちを決めたわけであります。特に、旭市につきましては中止ということで、実は台風ということでテントが飛ばされて、来てくれた方に何か危ないということで中止をさせていただきました。中止で次の日が天気がよかったということですね、ただ、場合によっては、産業まつり、旭の会場につきましては、天気予報等を見て早目に中止の決断をして、まだテントを張らない時点で、そういうことをしながら、実は翌週に延期というそういうことも23年度想定しようということで、実行委員会の中では決まっております。テントを張る前に天気予報を見て、危ないときには中止をして1週間ずらす、そういうことを考えようということでございます。

ただ、実はキャラクターという子どもたちが喜ぶショーがあるんですね。例えば、30万円、40万円かかる。実はキャンセルがきかなくて、当日できなかつたら、そのお金は払ってくださいということで、じゃ、翌週来られますかと言ったら、それは行けないということで、子どもたちの中で、キャラクターは、あそこの会場にも午前中にいた、ここにもいたというのは、ちょっとそれは何かできないらしいんですね。そんなことで、その部分について中止をして、また経費的な面も含めて検討しよう。

それと、海上と干潟につきましては、実は農業者の団体のほうから、中止ということになりますと、もちを用意してそれをどうするんだと、1週間置くと、これはもう使い物にならないとか、あるいはもう農業者の方が事前に用意してあるということで、そういうことで、小雨決行というふうな部分で小雨はやろう、ただ、昨年のような大きな雨については、これはひとつ見直ししよう。それと併せまして、場所も昨年は土の上ということで、来てくれた方に大変な思いをさせていたわけですけれども、いろいろ海上支所の駐車場をうまく使うとか、そういうことも想定して実施しようということで今進んでおります。

以上です。

○委員長（滑川公英） そのほかには。

平野委員。

○委員（平野忠作） それでは、何点かご質問いたします。

ページが151ページ、説明欄3番の制度資金利子補給事業の農業経営基盤強化資金利子補給補助ということで、先ほどスーパーL資金でかなり、5年間の猶予ということでご説明ありました、県が28%の補助ということで。その中で農家の皆さんが、現在何件くらい利用しているのか、それと、分かれば面積等もひとつお願いしたいと思います。

続いて、153ページの説明欄10、「園芸王国ちば」強化支援事業の19節の負担金補助及び交付金ということで、この詳しい内容、もうちょっと説明のほうをお願いします。

あと、170ページです。説明欄2番の中小企業金融対策事業の……、制度資金利子補給事業、これは市のほうがかなり信用しているんですけども、分かれば、これは何社くらいが利用して。この前たしか相当の申し込み件数があったと伺っておりますけれども、その内容等をお願いします。

一応3点、よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、151ページの制度資金の関係につきまして説明させていただきます。

先ほど、説明がまずくて、28%、実は県内の中で旭市の方が借りている金額、これが28%というところでもっとお願いしたいと思います。それだけ4分の1強、実は旭市で利用させていただいているということでございます。この制度資金につきましては、現在無利子で動いております。この無利子は、国・県・市が利子補給して無利子ということでございます。

委員のほうから、何年くらいで借りていますかという質問があったわけですが、これにつきましては、個々によって違う。例えば、施設園芸、パイプハウスですと、耐用年数が例えば8年ですよね、その8年以内とかですね、あるいは鉄骨は何年、そういうこと。あるいは畜舎等ですと、長く償還期間を延ばしていただいている。そんなことで個々によって大きく違う。農機具等につきましても、5年、8年、いろいろございます。そういうことでよろしくお願いします。

それと、面積につきまして、施設園芸だけでなく、いろいろな農業機械、あるいはいろいろな施設があるというようなことで、これもこの時点で面積については資料を持っていないということで、出ないということでご理解いただきたいと思います。実は、過去、平成10年とか、さかのぼる部分がありまして、ご理解いただければと思います。

ただ、昨年22年3月末の旭市の借り入れ金額、県下で408億円、実は千葉県でスーパーL資金を借りているわけですが、そのうちの115億円、旭市の農業者が現在借りているということで、その部分でお答えをさせていただきたいと思います。

それと「園芸王国」の事業の153ページでございます。この事業でございますけれども、これは千葉県単独の補助事業ということで、補助事業の中には、実は国が支援するもの、県が支援するもの、あるいは市が支援するものがあるわけですが、この「園芸王国」につきましては、千葉県独自の園芸に対しての支援策でございます。

従来のいろいろな補助金につきまして、個々には補助しないよとあったんですが、この事業につきましては、認定農業者であれば、一戸でも県が支援しますと、施設園芸を規模拡大する、あるいは規模拡大のときに暖房機をセットで入れる、そういうものに対して、認定農業者につきましては4分の1、25%以内の支援を県からいただいて、市のほうから農業者のほうへ支援させていただいている、そういう事業でございます。

それと、認定農業者に対してだけでなく、3人以上の共同体に対しましても、この事業で支援しています。共同で使う農機具の支援、そういうものでございます。そういうものにつきましては、県が3分の1支援をする、パーセント的には33%になるかと思います。平成23年からにつきましては、市からこの共同の部分につきまして、上乗せで5%支援をさせていただきたいということで予算計上させていただいてありますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、予算書の170ページ、説明欄3番ですか、制度資金利子補給事業の利用件数というご質問に対してお答えさせていただきます。

利子補給制度は、合併前の海上、飯岡でやっていた分と、もともと今残っています制度ということで分けて全部で3つありますので、それごとに答弁させていただきます。

まず、現在の制度ですが、旭市中小企業融資資金利子補給制度に基づくものですが、今現在、継続で195件、利用者がございます。それから合併前からで、まだ若干、もう制度としてはこの制度はのらないんですが、まだ利子補給を続けているということから申し上げますと、海上分で11件、飯岡分で7件というような利用者があります。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 議案の審査の途中でありますが、ここで11時15分まで……

(発言する人あり)

○委員長（滑川公英） 平野委員のを答え終わってから休憩にしますか、はい。

では、お願いいたします。

○委員（平野忠作） すみません、何かこの「園芸王国」の支援ですけれども、いろいろ聞きますと、県のほうのほとんどの予算がこの旭市にかなり来ちゃっているということなんです。そのあれはどのくらいの率でいただいているものなんでしょうか、この市内の農家がですね。何かそんな話聞きましたけれども、どうでしょうか、実態は。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、委員さんのほうからありましたように、この事業、県のほうで必要な予算をやっておりますけれども、相当数ということで、多分半数以上は旭市だとかちょっと聞いていましたけれども、実際に旭市で活用させていただいております。

特に、本年22年の例ですと、県のほうから、すこし余っているよということですね、そんなことも話を伺いまして、23年に手を挙げた方々に、前倒しで23年3月まで完成できるかということを聞きながら、急遽前倒しで建築をさせていただいた。それをやることによりまして、23年、また農業者の方の手が挙げたときに旭市の枠としてそれを使いたいというようなことですね。そんなことで、現実的には旭市の農家が手を挙げて、いろいろな要件がありますけれども、要件に合わない方はできませんけれども、予算がないということで22年の要望に対して手を下げていただいたという経過はないということで、よろしいでしょうか、すみませんが。

○委員長（滑川公英） 平野委員いいですか。

では、先ほど言いましたように、20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 8分

再開 午前11時20分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） すみません。先ほど平野委員からのご質問の中で、「園芸王国」

の中の旭市の占める割合ということでご質問がありまして、50%くらいという表現をして申し訳ありませんでした。ただ、現実には22年、まだ事業実施中ですので、現時点では、18件で、おおむね県の予算に占める割合は38.8%、そういう数字で訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） そのほかには。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） それでは、159ページ、一番下の説明欄19、負担金補助及び交付金ですね。これは土地改良事業絡みの補助金ということで、裏作、それからえさ米の推進のためということですが、結局今回の土地改良というのは、裏作をできるようにということでの基盤整備だったわけですが、現実にはどのぐらいの裏作の作付面積があるのか。それと同時に、どれだけの場所が裏作できるのか、その辺お尋ねします。

それから、あと196ページ、一番上の公園維持管理費6,800万円ほど盛ってありますが、我々、普通に公園といいますと、どれもこれも十把一からげで公園になっちゃうんですが、そういう中で公園維持管理費というのはほかの課にも盛ってあるんですね。つくるときには、いろいろな省庁の関係があって、これはやむを得ないと思うんですが、でき上がったそれは関係ないと思う中で、なぜこの公園管理一本化しなければならないのか。

それから、もう1点、ここにはないんですが、道の駅の件でちょっとお尋ねしたいんですが、道の駅をつくるときには、どういう補助金を使って、その補助率はどういうふうになるのか。

それから、さっき、ふるさと産品ショップおあがん旭の件でありましたが、2月の売り上げが56万円ですか、そういう中で、このおあがん旭の店舗の借り料ですか、月に幾らになるのか、それから人件費は月に幾らかかるのか、また維持管理費、電気代を含めたね、それは月どのぐらいかかっているのかお尋ねします。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、委員から土地改良事業の補助金、23年度からいろいろ政策が変わりまして戸別所得補償円滑化ということで、裏作あるいは戦略作物の栽培、こういうものが義務づけというんですか目標に掲げろ、そんなことで今各地で事業実施に向けて展開されております。

その中で裏作ということでもありますけれども、面積的には、申し訳ありません、ちょっと今手元に資料なくて。ただ、実例としまして、富浦工区につきましては、本当に前からこの

裏作につきまして視点を置いていただきまして、戦略作物じゃなくて裏作に108%を目標に
てつくろう。既に実はもう108%の耕地利用率は達成しているよという、そういう声も聞こ
えております。ブロッコリーを田んぼにつくっております。先般もテレビ取材の中で約1町
5反のところではブロッコリーをつくりまして、本年は結構値段もいいというふうなことでや
っております。ただ、ブロッコリーをつくりますと、その次に肥料が少し残るということで、
コシヒカリ等をつくりますと、倒伏性があるということで、先ほどの戦略作物、えさ米等を
うまく作付することによっていい回転ができるのかなと、そんなことで裏作を既にやってい
るところがあるということでお答えさせていただきます。

飯岡西部につきましても、ぜひこの戦略作物じゃなくて裏作、これで耕地利用率を上げよ
う、そんなことで進んでおります。それと清滝あるいは干潟耕地の萬歳、萬力Ⅰ期、Ⅱ期、
あるいは豊和地区あるいは東城神代地区、ここにつきましては今戦略作物、えさ米を中心で
ひとつ作付をしよう。ただ、少し萬力Ⅱ期につきましても、裏作の芽を出そうということで
試験栽培も進めようということで今進んでおります。

面積につきましては、冒頭いいました。申し訳ないんですけども、富浦地区では既に
108は超えていますけれども、ちょっと面積の把握はないということで申し訳ありません。

それと、道の駅の国等の補助金でございます。農水産関係につきましては、いろいろ地産
地消という部分ですかね、その部分で地元の農産物あるいは水産物を販売するところ、そ
の直売施設等につきましては、金額の大きさ、事業費の大きさ等は制限ありますけれども、
国庫補助がございます。それと地域食材の供給施設ということで、俗に言います地域の特産
物を出す食堂、そういうことで、例えばふれあいパークの食堂のようなイメージを持ってい
ただければいいと思いますけれども、そういうところにつきましても農林水産省の補助事業
であると、ただ、年々その事業費が縮まってきているというのは現実でございます。

以上です。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 高橋委員のご質問にお答えいたします。

ご質問は一本化すべきではないかということでよろしいですね。

市内に公園たくさんあるわけでありましてけれども、私どものほうで所管しているのは18の
公園、先ほど維持管理で申し上げました。他の課でもやはり公園というのは所管している
わけでありまして、商工観光課でも3つの公園、これは萩園公園、上永井公園、長熊スポー
ツ公園というのがあります。それから農水産課のほうでは農村公園、これが9か所管理して

います。それから社会福祉課で児童遊園、教育委員会生涯学習課で飯岡ふれあいスポーツ公園と大原幽学史跡公園というのがございます。

これらについて、今回の行政改革の中で一元化について検討したわけでありますけれども、すぐにできなかったという理由として1点挙げさせていただくとすれば、公園台帳というのがきちっと整備されていないということがありました。こういったものの整備をある程度並行していくことが大事だろうというふうにも思いますし、今後におきまして、後期5か年の中で公園台帳の整備と併せて一元化に向けて取り組んでいきたいと、このように思っております。

以上です。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、おあがんな旭のほうの維持費といいますか、それに関するご質問ですけれども、まず、家賃はどのぐらいかということですが、月16万8,000円ということになっています。それから、人件費に関するご質問ですが、直接人件費としましては、今予算上は4人ということで想定してまして、毎月79万9,000円、これに法定福利費等を入れますと、月92万1,000円という人件費になります。それから、光熱水費ということですが、1か月6万5,000円ということで見込んでございます。

実際には、お店を維持していく中では、レジスターですとかファクスですとか冷蔵庫ですとか、ほかにもろもろの一切の経費がありまして、それが予算上の2,082万9,000円の金額になるということでございます。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 農水産課長、そうしますと、結局、今回の基盤整備というのは、暗渠排水した中で裏作をできるような基盤整備ということであったんだけど、現実には裏作というのはできないということですね。この飼料米というのは、これは普通の米作りと同じですからね、これは裏作にならないと思うんですね。ですから、裏作というのは、現実には全然ないのか、かなりの面積がありますからね。富浦の1町5反ぐらいじゃ、これはやった面積にならないと思うんですよ。ですから、ほとんどないのか。

それから、例のあの道の駅ですか、その補助金の率と、それから最高限度どのぐらいまで出るのか。

それから、今の都市整備課長の話では、公園の台帳というのは、じゃ全然できてないとい

うことなんですかね、今の説明だと。

それから、商工観光課長のあれでは、家賃が16万8,000円、人件費が79万9,000円ですか、それから維持費等が6万5,000円ですか。そうしますとね、売り上げが低いときでは、11月では62万4,000円ですから。そうしますと、全然足りないという、もうこれだけでは売り上げはないということですね。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、委員のほうから、暗渠排水をしたのに裏作ができないのかというご質問がありましたけれども、先ほどの富浦は、すべて総体で1町5反ということではございません。ただ、総面積の中の8%は既にクリア、裏作等をしているよと。

できないのかというご質問なんですけれども、先般も、実は市内の認定農業者を対象にしまして、裏作の現場を見てみようということで、袖ヶ浦市、君津市のほうへ行きました。そこでは、旭市のほ場よりも条件が悪いところで、あえてレタスをつくっておりました。そういうことで、今、振興センターのほうとも協力しながら、農家の方にレタスあるいはキャベツ、ブロッコリー、そういうものを現場で指導しようということですね。耕地としては、むしろ旭市はしやすい条件にはある。ただ、問題は、そこでやっていただく人を育てようということで今進んでいるとご理解いただければと思います。

あと、国のほうの補助、道の駅の関係でございます。これにつきましては、原則国は2分の1ということで伺っております。実は、先般、議会の中で、一般質問で市長のほうから、オライはすぬまの事業費1.5倍という表現がありました。あのとき、実は国のほうは経営構造対策事業、ここで2分の1、大きな事業があったわけなんですけれども、24年度以降について使う市町村があれば事業量を出してこい、それも早急に出してこいということであったもので、市長と協議しまして、1.5倍の事業費を取りあえず出そうということでですね、手を挙げないとなかなか国も理解してくれない、そんなことでやったわけなんですけれども、そのときも2分の1、ただ上限につきましては、これちょっとすみません、手元にないもので。ただ、年々今ここの直売施設、地域食材供給施設というレストラン、ちょっとこれは事業費が下がってきているというのが現実でございます。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） おあがんな旭の件ですが、高橋委員さんおっしゃるとおりでございます。売り上げより経費のほうがずっと高いということでございます。これは最初から説明させていただいているんですが、中心市街地の活性化、雇用の創出、それと旭のPRと

というようなことを、100%補助金をいただいてできるというようなことから、先ほど申し上げましたように、例えば出店者の手数料なども極力もうけとかそういうことを考えないで5%という低い数字を設定しているというようなことから、その3つの目的を達成しようという、むしろ商売というよりは事業というようなことでご理解願えるとありがたいと思います。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 公園台帳のお尋ねがございました。

基本的に、旧旭市の都市公園については、しっかりした公園台帳が整備されているんですが、それぞれ旧3町から引き継いだ公園、あるいは旧旭市のその他公園というのがございまして、それらの統一した公園の台帳というものが無いということがあります。中には、例えば土地のどのぐらいの面積をいつ購入したのかとか、こういった施設をいつ整備したのかとか、そういったことが共通の項目になるんですけれども、それが統一されていないというのがありますので、それにはやはりかなり時間もかかるだろうというふうに思います。

それから、先ほど委員さんのほうからも話がございましたように、設置した過程においては、それぞれの法律、省庁いろいろございました中で、やはりそこでなければ管理が好ましくないのかなという公園も確かにございます。例えば、大原幽学史跡公園というのは、やはり生涯学習という場面が多いのかとも思いますけれども、そういったことを含めまして、今後におきまして、公園台帳というものをしっかりと定める中で、一元化に向けて取り組んでいきたいと、このように思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） ほかに質疑はありませんか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 3点ほどお伺いします。

おあがんな旭については、だいぶ先輩方からお話がありましたので、1点確認をさせていただきたいんですけれども、今補助金の来る年数が限られているという範囲なんですけれども、自分が今まで聞いた中では、どうもその場所で固定されてそこから動かないような感覚でいたんです。前回の議会のときの質問では、場所が余りいい場所じゃないから違うところという案もあったが、それはまあ考えていないということで、人が増えたということで、いろいろ模索して出張しているんですね。

その中で、今、釣り堀の話が出たんですけれども、自分こういうところへ行って、市内の

状況を把握しながら、将来的に残していく方法を模索してほしいなというふうに考えているんですけども、このおあがんな旭の売り上げ、1、2月なんか低いんですけども、逆に釣り堀なんかそのときお客さんが多いんですよ。こういうところも一緒に踏まえて将来的なことを対策していただければと、そういうふうに考えます。

それから、151ページ、この産業まつりに関して4つの産業まつりに1,345万3,000円ですか、これは将来的にもし1つになったときに、その予算は幾らくらい考えているのかお聞かせください。

153ページの小学校の2校ということでしたけれども、環境調査指導ですか、これは将来的に全校でどうでしょうか、お尋ねします。

○委員長（滑川公英） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） おあがんな旭の経営に関してのご意見ということで、大変ありがとうございます。

先ほども申し上げましたとおり、イベント等、それから旭市内の中では、1日の中で安定的にその観光客が見えるというようなことから、展望館という場所でやらせていただいています。ご指摘のその釣り堀というようなことも、確かに先ほど申し上げましたように非常に利用者が伸びているといったようなことで盛況ではあるんですが、ただ、釣り座がマックスで二百五、六十の世界ですので、釣り大会をやったとしても二百五、六十なんですね。あそこは、朝来ちゃうと、1日入れ替わりがないというようなことから、ちょっとどうなのかなという。展望館の場合ですと、滞在時間が1人当たり10分、20分の世界で、観光客はいろいろ常にいるというようなことを考えますと、延べ人数ということ考えたときにどうかということがあります。

ただし、今将来の道の駅ではないですけども、いろいろな試験的な、どこにどのようなものを配置すればいいのかというようなことを非常に私ども考えていますので、ちょっと工夫してみたいと思います。どうもありがとうございます。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 委員のほうから、各まつりを一つという部分がありました。本来に秋の3つのまつりにつきましては、内部で、あるいはいろいろな委員さん方からも一つでどうだと。それとは逆に、やはり地域のまつりだから、地域地域のよさを取り入れて3つやろうよというご意見も、特に商工会のほうからもいただいています。出店者からしてみた

ら、3つそれぞれ出たほうがというようなことですね。そういった中で、実は我々も経費の節減というようなことで、3つのまつりを1つのポスターにして、秋の三大まつりというポスターを1つにすることによって経費も節減できるだろうと、そういうこともやっています。

それと3つにした場合の予算ということです。これは内容によってくるのかと、3つを1つにするときには、必ず日本一のまつりだよというそういうことでやらないと、これは難しいのかと、日本一のまつりをやるから、こういう大きなところでやりたいんだというそんなことで、それはいろいろな委員さん方から出ております。それに向けて、ただ、今の金額を、3つを1つにすることによって若干経費は相当安くできるのかなと、そのようには考えています。

それと、水産まつりを1つにと、3つと1つというのは、これはなかなか議論難しいのかな、時期的な面があるということでご理解いただきたいと思います。

それと、環境調査、全校でということで、本当にありがたいご質問をいただいたわけであります。実は、相当授業を割いて、田んぼの中に出て行って、いろいろな生物がいるかどうかを子どもたちが発見をして、やはり環境って大切だねということで、これを実は農家と生活協同組合が一緒になって、この旭市はすばらしい地域だということで今やっているわけですが、全校に向けて努力はしたいんですけれども、予算的な面と、それと学校側の協力がなくてはできないと。先生方にとっては、授業数をこなすのでなかなかその時間とれませんとか、そういうのがあります。そういうことで、学校と連携をとって今後検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） ありがとうございます。

今の小学校の件なんですけれども、これはだいたいどのくらい時間、1日でもいいですけども、1回の時間と、月に何回くらいか、分かる範囲でいいです。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） ちょっと資料がなくてあれなんですけれども、春から多分1日2時間程度は費やしていると思います。ほ場まで行く時間、帰ってくる時間、それとほ場で土の中からミミズを探すとか、あるいはあぜ道でいろいろな生物を探す。それを3回なり4回、現実的には実施している。それと、秋に、先ほど言いました農家の方、あるいは生活協同組合の消費者の方を交えて、2校から生徒たちが自分たちで発表する、というようなことで、

相当の時間を費やしていただいています。ただ、それに見合う、先生方からよかったという好評をいただいております。

○委員長（滑川公英） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） ありがとうございます。

自分らは、子どものころはもう当然、野山で遊んで、自然の中で学んだことですが、今の子どもたちはなかなかそんな機会がない。それと環境がそういった環境にないということで、非常に大事なことだと思いますので、ぜひ続けていただきたいと思います。

もう1点、南堀之内バイパスについて、190ページ、この説明欄13番、委託料の文化財調査委託料1,000万円、これを詳しく説明できればお願いします。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） これですね、今、教育委員会のほうに事前の調査をお願いしております、もし出たらということで、出た場合のということで、あるだろうという話を聞いておりました。それで一応計上してございましたんで、必ずやるということではありませんので、事前の調査をしまして、出た場合に行うという形で計上してございます。

○委員長（滑川公英） ほかに。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 157ページの説明欄13の委託料の中に、きめ細やかな農水産業の振興事業委託料ということで、先ほど買い物難民もあるんで、それで配達をするということをして4月からと言っておられましたけれども、これはこの農水産課だけじゃなくて、社会福祉課、高齢者福祉課とも連携をとってやっていただきたいと思いますと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（滑川公英） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 委員のご指摘のとおり、やっぱり各課の連携が一番必要な。それで、今想定していますのは、広域農道にあります直売館、ここで、例えば電話、ファクス等で受けていただいて、それを週1回、曜日を決めて、このうちのほうで国のほうからいただいた雇用の方々に自宅に届けていただく、そういうシステムでございます。特に、独居老人の方等にぜひ使っていただきたい。高齢者福祉課のほうでは、職員の方が家庭を訪問する際にチラシを持って歩いていただける、そういうことで今進んでおります。社会福祉課のほうとも、今協議をして、各課連携をとって、なるべくこういう情報を連携取り合って該当す

る市民の方に届けたい、そういうふうに考えています。

○委員長（滑川公英） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） これはこれから増えていくと思うんで、ぜひPRのほうもよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（滑川公英） そのほかには。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 172ページ、19に企業誘致奨励措置助成金1,000万円組んでありますが、これは企業誘致に対しては奨励措置ありますね。そういう中で、これは直近に入っているものに対する助成金なのか、それとも来年度、23年度見込まれるものか。

それともう一つね、173ページ、19に観光協会補助金、この中に、先ほど砂の彫刻に150万円とかと説明があったんですが、今まで私が聞いたのは50万円ということですが、金額小さい中でかなり大盤振る舞いではありますが、この理由について伺います。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、まず最初に172ページの企業誘致のほうの関係ですが、これはこれから旭市に進出してくる企業に対しての予算ということで、特定の企業を予定しているものではございません。これは来た場合の予算措置ということになります。

それから、観光協会のほうの砂の彫刻美術展のほうの、確かに去年までの補助金は50万円です。新年度150万円ということで、100万円ほどの増ということですが、まず非常にイベント自体が大きなイベントになってきているというようなことから、ほかの市内の観光イベント等の補助金とのバランスですとか、いわゆる規模ですね、それらを考えまして100万円の増ということで決定したものでございます。

非常に県外から半プロ的な人たちが来て、大きな砂像をつくっていただくのにお金がかかっていたり、非常にお金がかかるというようなことから、また旭市としましても、その砂の彫刻、全国でそのイベントをやっているところは非常に少ないというようなことを聞いていますし、その辺のところでイベントとして伸びていけばというような思いで、今回増額ということになりました。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） この助成金については、見込みがあった中での予算措置なのか。それから、毎年この予算措置をあってもなくてもしていくのか、その辺お尋ねします。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 見込みがなくても、同じように計上させていただきます。あった場合の予算措置ということでさせていただきます。

○委員長（滑川公英） 平野委員。

○委員（平野忠作） それでは、2点ほどお伺いします。

152ページの下段のほうでございます。こだわり旭ブランド創出支援事業、ページがまたがって、153ページの負担金補助及び交付金のこの事業ですね、250万円で、ちょっと内容のほうを詳しくお願いします。

それと、もう一つは、171ページの説明欄4番、商業活性化推進事業の旭市商店街振興事業補助金1,308万円ですか、これの詳しい内容、この2点よろしくをお願いします。

○委員長（滑川公英） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、第1点目の152ページのこだわり旭ブランド創出支援事業、ちょっと説明が漏れたと思います。申し訳ありません。

これにつきましては、旭市の知名度をぜひ農水産物で有名にしよう、そんなことで農水産物等あるいは畜産物等を含めまして、これをいろいろブランド化して他の地域と差別化しよう、そんなことでPRというふうなことでご理解いただきたいと思います。

平成22年度等につきましては、特に飯岡タカミメロンの組合にも協力等いただきまして、千葉マリン球場の中でPRしていただきながら、両監督にタカミメロンをプレゼントしながら、ホームラン賞というようなことで飯岡タカミメロンをぜひ使っていただきたい。そんなことで、特にそういう縁があって、23年につきましては、千葉マリンの株式会社のほうから、ぜひ今キュウリなべをやってくれないかな、実は今そういう話があるところでつけ加えさせていただきます。

そのほか、旭のナシ組合からは、ちょっとパッケージ等につきまして、PRチラシ等も作りたいとか、いろいろな形で今、農水産業の中で使っていただいております。補助率につきましては2分の1、上限を実は50万円以内ということでやっております。3つ以上の農家なり水産業者が集まったところ、あるいは法人ということを対象にしております。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、171ページの説明欄4番の19節負担金補助及び交付

金、旭市商店街振興事業補助金1,308万円、これの内容はということです。詳しい資料につきましては、全員協議会の主要事業の中で掲載してございます。

主なものにつきましては、旭市商業振興連合会への補助金、これが大きくて、まずプレミアム旭市共通商品券ということで1,000万円、それからその事務を運営する補助ということで200万円、ですので、この旭市の商業振興連合会のほうに1,200万円です。そのほかとしましては、各商店振興会等の補助金ということになっています。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） そのほかには。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） では、特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

議案の審査は途中ではありますが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時 0分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第5号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 本議会で補足説明いたしました以上は、ございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明はないそうです。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 401ページ、2款使用料及び手数料ですが、旭市の下水道の使用料は今幾らになっているのか。それと同時に、この近隣の使用料ですか、その辺お尋ねします。

○委員長（滑川公英） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 本市における下水道料金につきましては、2か月20立米で2,520

円でございます。他市の事例につきましては、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） この使用料はどういうことを基準にして出しているのか。それともう1点、今、接続者ですか、この数字が低いわけですね。ですから、この接続者を100%に持っていく方法は考えたことがあるのかどうかお尋ねします。

○委員長（滑川公英） 下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） まず、接続数の増加につきましては、毎年4月に指定工事店を集めまして、当然工事をしなきゃいけないものですから、工事店の営業を含めた形で地元の方に話をしていただくのと同時に、本下水道課の職員が、戸別に供用区域の中のお宅に直接お伺いして、普及促進の依頼をしながら進めているというのが現状でございます。

それと、下水道料金の設定でございますが、これにつきましては、今まで施設にかかった工事費を当然ながら回収するようなものが原資として下水道料金でございます。そういう意味では、今202ヘクタールという部分がございますが、それにかかる費用は当然ながら試算してございますので、それに見合うための形で計算したものが下水道料金というような形になっております。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） かかったから、それをペイすべくという方針でしたらね、莫大な経費がかかっているんですのでね、それからやったらね、この利用料ですか、えらい高いものになっちゃうと思うんです。それなら、むしろせっかく加入した人、100%利用できるようなのもっと安くして、それでないと、加入した人はこのまま加入金というのは未来永劫に捨て金になっちゃうでしょう。ですから、その人が多少でも入ってよかったなと言われるように、逆にどうせ市からこれだけ出すんですから、100%利用できるような、その使用料の価格設定ですか、そういうことは考えたことないんですか。

○委員長（滑川公英） 下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 全員協議会のときにもお話があった件だと思うんですが、値下げいたしますと、まず収入が減ります。その分、リバウンドして増えるかということ、なかなか期待できるような状況ではないような気がいたすわけでございます。

それと、近隣市町村の下水道料金のお話でございますが、現在、県内の37事業者の中で3番目に高い設定となっていることもあり、社会経済状況等を勘案すると、現時点での見直しは難しいということの中で……

(発言する人あり)

○下水道課長(佐藤邦雄) 申し訳ありません、使用料につきましては、ちょっと時間いただきたいと思います。今調べていますので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

○委員長(滑川公英) そのほかには。

日下委員。

○委員(日下昭治) 406ページの説明欄の13委託料、下水道台帳作成業務委託料108万2,000円ほど予算化されているわけですが、これは台帳作成業務委託料という形ですけれども、これは年度ごとにこういう形で、昨年やったものについてこれだけのものがかかるということですか。その辺もう一度説明をお願いします。

それと、同じく説明欄19の負担金補助及び交付金のこの辺の説明も併せてお願いしたいと思います。

それと、410ページですね、説明欄22の補償補填及び賠償金の補償金ですね、その辺の発生があるということは、やはり何かそれだけのものがあると思いますけれども、その予想されるものということで何か想定されると思いますけれども、その辺の説明をお願いします。

○委員長(滑川公英) 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長(佐藤邦雄) まず、下水道台帳作成業務委託料でございますが、これは前年度に整備したものを逐次コンピュータに入力し、台帳化するというような業務でございます。

19節の負担金補助及び交付金のまず環境衛生施設地元対策協議会ということでございますが、これにつきましては処理場の周辺にクリーンセンターとか、いろいろ環境……

(発言する人あり)

○下水道課長(佐藤邦雄) 失礼しました。

まず、水洗便所他改造資金補助金につきましては、くみ取り便所の方のお宅を補助することによって水洗化を促進するということでの補助金でございます。

そして、それにかかる、例えば金融機関から借入した場合のその金利の部分につきまして利子補給するということの費用でございます。

22節の補償補填及び賠償金の補償金252万円につきましては、例えばマンホールのふた、道路上にあるわけなんですけれども、仮にふたが不十分に設置されていないような、がたがたしていたとかそういう状況になったときに、それがもとで例えばオートバイとか何かが乗り上げて転倒したという部分においての、そこら辺の補償という分で計上されているものでござ

ざいます。

すみません。日下委員、説明がちょっと間違っておりました。申し訳ありません。再回答、答弁させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

これにつきましては、管渠工事をするときに、地下埋設物が仮にあった場合、例えばNTTとかの架線とか建物とか、そういうものが障害になる場合において、それを補償金として支払いまして、その所有者に移転してもらうような費用でございます。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治）今の説明なら分かりますけれども、何かマンホールだと、同じようなのを毎回こうやっている。

先ほどの下水道台帳作成業務委託料、これはパソコン業務委託、入力するという話ですけども、その辺はこれ年度年度に分けて、そのたびに入るわけですね。その辺は内部でできないのか、委託しなきゃできないのかなと。我々素人は分かりません。しかし、その辺が必ず外部へ委託しなきゃならないのかなと、そういうことも含めてもう一度お願いしたいと思いますね。

それと、先ほどページでちょっと示した407のほうでしたかね、その19の水洗便所他改造資金補助金、これは下水道へ接続するためのものですよね。先ほど聞くと、何か下水道が接続できないところかと、そういう理解をしちゃったんですけども、その辺もう一度お願いしたいと思います。

○委員長（滑川公英） 下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄）前提といたしましては、下水道施設に接続するためのくみ取り便所について、水洗化するために多額の費用がかかるということの中で、かかった費用分を補助しようというふうな制度ということでございます。

○委員長（滑川公英） 副市長。

○副市長（増田雅男）日下委員、今の水洗便所の関係ですけども、くみ取りのままでは、下水道に加入することはできないですね。ですから、一たんくみ取りを水洗の便所に直して、それから下水道に加入してもらうんです。ですから、そのくみ取りを水洗の便所に直すときに多額の費用がかかりますから、それについて金額はちょっと覚えてないんですけども、補助金を出しますと、そういうことなんです。そのためのやつですから、よろしくお願いします。

（発言する人あり）

○下水道課長（佐藤邦雄） 委託できないかというご質問ですけれども、それにつきましては、かなり専門性が高いという部分で、入力するには開発したコンピュータ会社の技術者が入力するような形にしないと、システムそのものを熟知していないと、トラブルを招かないようにするには、そういう手法を使わないと、なかなか対応できないという状況でございます。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） 分かります、今、下水道課長が説明しているのは。副市長、申し訳ないです、いいですか。例えばこういったものを今、下水道課で全部処理すると大変だと思うんです。しかし、市全体でそういったものをいろいろ電算関係含めて、そのパソコン関係、専門的にはやって、その役目の中で下水道のものを扱う、こっち側もやるということはちょっと無理なんですかね、その辺は。これだって委託すれば、そんなにかかるものじゃないと思うんです、100万円ぐらいですから。例えば内部でそういったものを、特定の技術者を育成しながら、今後、それだけでなくして、ほかの部分も入力する部分を併せてやれるようなシステムというのを、その辺考えることがあるかないか。それから可能か不可能かということ。

○委員長（滑川公英） 副市長。

○副市長（増田雅男） 日下委員の言っていることはもっともでございます。確かに将来的にはそういうふうに持っていかなざるを得ない、委託料ばかりだけが膨らんでまいりますから。ただ、現状においては、申し訳ないですけれども、確かに職員はみんな優秀なのがおります。ただ、個々の専門的なものになりますと、やはり人材不足といったら申し訳ないんですけれども、そういう意味ではそういう弊害も出ております。ただ、将来的にはそういうふうな形にしていかなざるを得ないと、そういうふうには思っております。職員の育成を兼ねまして。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） 例えば、そういったのは、今の職員に対してやることは無理だと思うんです、かなり難しいと思います。今度、再任用ですか、条例ありますよね、専門的なもの、ああいう形でそういうものを採用することは、そういうことでやった場合には経費もかかるか分かりませんが、その辺考えたときに、そういうものを利用してはどうかと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○委員長（滑川公英） 副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの件でございますが、そういう方法もまた一理あるかと思えます。

以上です。

○委員長（滑川公英） 先ほどの高橋委員の質疑に対する答弁、お願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 他市における下水道料金の事例でございますが、基本料金ベースでお話しします。

銚子市につきましては1,680円、香取市につきましては2,310円、本市につきましては2,520円でございます。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、旭市はかなり高いということになるわけですね。そういう中で、これは課長に聞いてもあれですから、副市長にちょっとお尋ねしますけれども、今加入者、6割くらいでしょう、利用しているのは。このままの利用料の体系でいきますと、合併浄化槽なんか持っている人は、極端に言えば未来永劫に使わないと思うんですね。ですから、加入した人はかなりの加入料を払っているわけですよ。その人が満足できるような気持ちになるようにするためには、結局すべての加入者が接続できるような利用体系は考えたことがないのかどうか、また考えていく計画があるのか。

それから、これは先ほどの委託料の関係ですが、旭市は、かなりコンピュータの関係には経費使っているわけですね。その中で使いこなしてないというのが本音だと思うんですよ。使いこなしてないというか、使いこなせない。そういう中で、やはりこれからはそういう委託をしないで職員ができるような体制、つまり専門部署をつくる必要があるんじゃないかと思います。その辺お答えいただきたいと思います。

○委員長（滑川公英） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） まず一番最初の加入率の問題でございますが、合併浄化槽は都市計画区域、下水道区域の中には許可にならない、それは理解お願いします。

それで、100%に近づけるようにということでございますが、それは先ほど担当課長が答弁しましたけれども、一応加入していただけるように毎年毎年促進のほうはしておりますので、それはご理解ください。

それから、職員が電算のほうですか、すべて使いこなせないんじゃないかということですが、いわゆる専門的な、例えば住民系とか幾つかの種類があるわけですね。そういうものは、一応もとは専門家につくっていただかねばなりません。でも、担当のほうでは、それぞれそ

れは使いこなしておりますので、それをご理解いただきたいと思います。

それと、将来的にどうするんだということでございますが、それはこれからも徐々に考えて、そういうふうな方向には持っていかなざるを得ないのかなということは思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） これは計画区域ですか、この計画区域については合併浄化槽、自分で補助金なくつけるのは、これはできると思いますよ。補助金なくね。補助金は別の次元ですね。そういう中で、結局なぜ入らないかといいますと、合併浄化槽そのまま利用したほうがずっと安いわけなんです。例えば、アパートはなんか持っている人だって、下水道を利用したら、その分を部屋代にオンできないわけですね。だから、合併浄化槽あれば使わないわけですよ。ですから、合併浄化槽と同じような料金体系ですか、これにすれば、みんな使うと思うんですね。ですから、合併浄化槽と同じ料金に配慮はできないのか。また、そういうふうにすることによって、結局加入して使わない人は、そこで加入料を払った満足感が出ると思うんですね。それでないと、加入料をただ捨てたようなものになるんですよ。そういうことで、その辺どういうふうこれから考えていくか。

○委員長（滑川公英） 下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 今、高橋委員のおっしゃった件なんですけれども、いわゆる下水道の供用開始済区域につきましては、新たに建築行為に伴っての合併浄化槽の設置すらあり得ない話でございます。その中で、高橋委員のおっしゃっているのは、既にもう合併浄化槽が設置されていた後に、新たに下水道の供用区域を開始したという部分の兼ね合いだと思うんですが、それにつきましては、確かに合併浄化槽を現在使っている中で下水道に切り替えるというのは、いわゆる耐用年数といいたしましうか、減価償却というものの兼ね合いの中で経済比較するのが通常の方だと思うんですね。

そういう意味では、これは下水道管理者として残念な話なんですけれども、それにつきましては、合併浄化槽そのものを減価償却する、あるいは建て替えするときに切り替えていただくというような形で、私ども管理者としてはお願いするというのが、今の現状のお願いの仕方というふうなことでございます。

○委員長（滑川公英） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農業集落排水事業特別会計にかかわります補足の説明をさせていただきます。大まかは本会議で説明したとおりでございます。

まず、ご承知のように、農業集落排水、2つの地区で実施しております。江ヶ崎地区、これが供用開始が平成10年5月でございます。それともう1地区、琴田地区、これが供用開始が平成13年5月になっております。そういうふうなことで、施設が供用開始されてから相当たってきまして、維持管理にこれから努めていきたい、そういうような予算編成をさせていただいております。

それと、この両地区での現在の使用率、両地区2,189名いらっしゃるわけですが、そのうちの使用人口につきましては合計で1,537名ということで、パーセンテージ的には70.2%、こういうような形で7割、あと3割の方にぜひこれから入っていただきたい。ということで、そこを目がけて、担当課としては、23年度一生懸命努力していきたいというふうに考えています。

この農業集落排水の使用料でございますけれども、実は基本料金が月1,700円、人数割としまして1人400円、そんなことでそこに消費税ということで、4人家族で月3,465円ということでございます。1人あたりにしますと866円くらいになりますか、そういうような使用料金になっていることをご理解いただきたいと思います。

当時、造ったときに、建設事業費、国から50%、県から20%、市のほうから20%、地元負担10%、この10%が俗に言います加入のときの42万円、そういうことでございます。

そういうことで、両地区とも維持管理に努めてまいりますけれども、一般会計から23年繰入金の予定が3,154万2,000円ということで、1人あたりにしますと2万円を超えております。そういうようなことで、これが第1には加入推進というところで心がけていきたい、そういうふうに考えております。

特に、説明したいのは、我々市の職員も頑張っておりますけれども、実はこの2つの地区には管理組合がありまして、施設の維持管理も草刈りとかいろいろやっております。それと併せまして、住民自ら残りの3割の方に対して加入するように、そういうことで住民自ら動いていただいている、そういうことをつけ加えさせていただきまして、補足説明に代えさせていただきます。

以上です。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようでございますので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

○水道課長（小長谷 博） 全員協議会と本会議で説明した以外に、特に補足することはございません。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 特にないようでございます。

質疑がありましたらお願いいたします。

嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 1つお尋ねいたします。

今まで布設した管でございますが、一番古い管はいつごろ、どのくらい布設されておりますか。その布設いたしました管は、結局、今、何年ぐらいの年数がたっていて、これからその布設した管の取り替えはいつごろになりますか、それをちょっとお伺いいたします。

○委員長（滑川公英） 嶋田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（小長谷 博） 一番古いのは、旧干潟町、簡易水道の認可が49年ですから、そのあたりから工事が始まったものと思われまして。ですので、今、昭和で言えば86年ですから、三十五、六年たっていると思います。水道管の耐用年数というのが、一応40年程度と言われております。

しかしながら、水道を100年ぐらいたってやっているところもございますけれども、ほかのところではだいたい60年、80年たってから布設替え工事をやっているというふうに聞いております。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） いかがでしょうか。そのほかには。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 5ページの一番下から2番目の補助金ですか、市町村水道総合対策事業

補助金、これは昔の県からの高料金対策ということなんですかね。その辺お尋ねします。

○委員長（滑川公英） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（小長谷 博） はい、そのとおりでございます。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そういう中で、全体で1,300万円ということで、前から見ますとかなり減っているんですが、この要因は何でしょうかね。

○委員長（滑川公英） 水道課長。

○水道課長（小長谷 博） これは、総務省のほうから通達がございまして、基準費がございましてけれども、それが該当になるものとならないものが出てきまして、例えば、今現在、旭市ですけれども、旭市はもう算定の対象になってございませぬ。ですので、かなり下がってきております。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） もう1点、配水管というんですか、各戸へ水道がいつていますね。そういう中で、旭市内の配水管というんですか、給水管、その図面というのは現在あるんですか、その辺お尋ねします。

○委員長（滑川公英） 水道課長。

○水道課長（小長谷 博） うちのほうで管網図と言っているものがあるんですけれども、これは各個人の引き込みまではあるんですけれども、公共道路とかそこまでは、水道課でもどなたが来ても閲覧できるように、紙ベースで今、全地区見れるようにはプリントされております。

○委員長（滑川公英） いかがでしょうか。

（発言する人あり）

○委員長（滑川公英） しばらく休憩します。少々お待ちください。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時39分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き審議を続けます。

ほかに。

(「なし」の声あり)

○委員長(滑川公英) 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人(増田富雄) それでは、議案第9号、平成23年度旭市国民宿舎事業会計予算について、補足してご説明申し上げます。

本会議におきまして補足説明を申し上げてございますが、中央病院の1泊2日人間ドックの宿泊受け入れにつきまして、ご説明申し上げます。

受診者のニーズが、病院内に滞在するというよりも、ホテル並みの快適さを求める時代の流れを受けまして、中央病院と協議しました結果、いいおか荘を宿泊に提供するものであります。

どのくらいの利用があるのか申し上げますと、21年度実績で見ますと、月平均で117人、年間では1,400人が1泊2日コースの人間ドックを受けております。宿泊は、月曜日から木曜日までの年間186日で、1日平均7.53人でありました。23年度の計画では、1部屋に1人、1日当たり最大で8人を見込んだものでございます。現在、5月連休明けからの受け入れを予定しておりまして、23年度中の宿泊者数は、前年度実績見込みに人間ドックで1,000人の宿泊者増を見込みまして、1万5,000人と予定したものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(滑川公英) 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。
高橋委員。

○委員(高橋利彦) ちょっとお尋ねします。

今ね、部屋数は何室あるのか。それで、月曜から土曜の稼働率ですか、そういう中で、病院と契約となれば、例えば100%稼働した場合は、いいおか荘受け入れできないと思うんですよね。ですから、その辺、まず部屋数は何室あるのか。当然これはドックに入院した人となりますと、1人1部屋ということになりますね。そういう中で今、部屋数が幾つあるのか、それから現状の稼働率、それから夏場対策ですか、夏場という一番繁忙期対策、どういうふうにするのか、その辺お尋ねします。

○委員長(滑川公英) 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） それでは、最初に部屋数でございますが、洋室が18、和室が12となっております。

あと、夏場の繁忙期の対策ということでございますが、今、申し上げましたとおり、月曜日から木曜日までの宿泊となっております、人間ドックで受け入れ分につきましては。夏場は確かにいろいろ込むんですけれども、どちらかというと、土曜日、日曜日、その辺に集中してございます。どちらかというと、人間ドックは平日対策という形、年間を通しまして。それで年に1回ほど、小学校、中学校の何かの「わくわく教室」というのがございまして、いわゆるその分の関係が年間1泊2日が入ります。その日につきましては、中央病院との話し合いで、その日は除くという形になっておりまして、別に問題ないかなという形で今、考えている部分でございます。

ちょっと答弁のほうで漏れた部分がございまして、稼働率でございますけれども、40%ぐらいかなと考えております。あと、部屋のほうですけれども、原則1人1部屋ということで、今の人間ドックの受け入れは考えておるところでございます。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） 人間ドックの話になりますと、ちょっと国保会計のほうの関係になっちゃうかもしれません。人間ドックの費用の中でそういったものを受け入れるということになるんですかね、その辺は。プラスアルファというものが発生するのですか。

○委員長（滑川公英） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） 国保会計のほうの関係でございますけれども、たしか国保のほうの会計では、受診者に対して85%助成だったと思います。その中で、今の人間ドック6万幾らだと思ひまして、1人当たりの個人負担は9,000円くらいかなと、ちょっと詳しいことはわからないんですけれども。

（発言する人あり）

○国民宿舎支配人（増田富雄） あ、そうです。その中でうちのほうではあくまでも、これは病院のほうからいただくということでありまして、受診者は病院のほうに支払っていただいて、その中で宿泊分だけ、うちのほうに入れてもらうというふうな。

（発言する人あり）

○国民宿舎支配人（増田富雄） あくまでも診断費用プラスも全部含まれているというふうに

思っております。

○委員長（滑川公英） いいですか。

嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 住民からの要望を支配人にお願いいたします。

まず、駐車場の前が、雨降ると水浸しになって駐車ができないというような、そんなあれがあるのかな。それと、できれば料理のほうをもう少し工夫してもらいたいと、そのような要望がございましたので、よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） 答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） 確かに駐車場のほうは、排水のちょっと悪い部分がございます。それは早急に改善したいと思います。

あと、料理のほうにつきましても、十分気をつけていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） これは、課長というよりむしろ副市長のほうがいいと思うんですが、5ページの営業外収益で補助金ですか、このいいおか荘、経営厳しい中で、そういうことで補助金を出しているわけなんですけれども、そんな中で将来的ないいおか荘のあり方、まあ検討委員会云々という話があるわけですが、こういう補助金を出すと、一般の人は経営内容が分からなくなっちゃうと思うんですよ。それなら補助金を出さないで、あからさまにするように、むしろ貸付金とかなんとかそういうことでやっていったほうがいいと思うんです。経営状況をあからさまにするためにね。それ、副市長、どういうふうに考えますか。

○委員長（滑川公英） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） 確かに委員がおっしゃるように、そういうものはなくして、あくまでも収入・支出でやっていけば一番明白になると思います。この5ページの補助金1,348万8,000円は、内容としては観光拠点の補助金ということではいただいているそうです。これは別に置いておきまして、いわゆるさっき高橋委員がおっしゃいましたように、宿泊料あるいは宴会、こういうもので幾ら入りました、人件費等を含んだ材料費だとかそういうもので幾らかかりました、差し引きこれだけが赤字ですと、そういうふうにしたいんですが、やはり経営する中で、さっき言いましたように、その支払い部分やいろいろ借金した分だとかそ

ういものがありますので、多少は面倒を見なければしょうがないじゃないかということで、
こういう経理をしているわけですので、高橋委員、その辺をご理解してください、願ひし
ます。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ですから、それはね、今、出すか、将来まとめて出すか、その差だと思
うんですよ。そんな中で、やっぱり検討委員会なんかできたときには、みんなが見て、あ
あこんなにね、いいおか荘、損したんでは続ける必要ないじゃないかと、また、こうであれ
ば続けていってもいいじゃないかという答えを出すために、こういその場限りの惑わしの
数字ですか、これでなく、誠実にきっちり出るような方式のほうがいいと思うんですよ、私
は。それだけです。

○委員長（滑川公英） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら願ひ
いたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第10号の補正予算につきまして、農水産課関係に
つきまして、補足の説明をさせていただきます。

議案書のほうの18ページをお目通しいただきたいと思います。

18ページの上のほうから農林水産業費の中に農業振興費、ここに300万円、農業活性化推
進事業補助金ということで計上させていただきました。これにつきましては、本会議であり
ましたように、農業者のほうから寄附金300万円をいただきまして、その寄附の目的が、農
業振興に資するように、そういうようなことに基づきまして、今回補正をさせていただくも
のでございます。

300万円につきましては、旭市担い手育成総合支援協議会、ここで300万円を受けまして、
ここで農業者への各種研修会の開催、そういうものを予定させていただいております。特に
22年度、本年3月末に現在検討していますのは、東京のど真ん中で、今回、旭市の食の祭典、
そういうようなことで、特に旭市の食を食べていただこう、そんなことでレストラン等を借
り切って、特に今回はマスコミ、メディアの方々にターゲットを絞りまして、そういう方々
に来ていただいて、食べていただいて、見ていただいて、旭市の食を少しでもメディアの中

で紹介していただきたい、そんなことで今、企画をしております。

その中には、先般議会でもありましたように、商工会のサービス業部会、モツの産地PRというようなことで、商工会とも連携をとってこの事業を進めてまいる所存でございます。特に、現在計画していますのは、市長がトップセールスということで、旭市の食を紹介しながら、特に今年につきましては、県の農林水産のトップである重田部長にもおいでいただいて、部長みずから旭市の食のよさをマスコミにPRしていただく、そういうことで現在進めたいということで考えております。

それと同じように、この補正予算通りしましたらば、お米の状況が今、だいぶ変わってきている、そんなことでお米の流通に関する研修会、あるいは戸別所得補償に関します研修会、全国的な情勢も踏まえまして研修会を仕組んでまいりたい、そういうふうにこの事業では考えております。

また、TPPの問題に対しましても、強い農業づくりということで、この事業の中で農業振興を図ってまいりたいというふうに考えております。

さらに、その次の農地費でございます。説明欄にありますように、1の経営体育成基盤整備事業、これは富浦地区、飯岡西部地区の土地改良事業。さらに説明欄2の広域農業基盤整備事業、これにつきましては、萬力地区ほか6地区の干潟耕地での土地改良事業の補助金。それと仁玉川の改修事業。それと広域営農団地農道整備事業、これは2地区実施しております。現在、東総台地2期地区ということで、銚子のイオンから旭市を通りまして、東庄町、ここの東総台地2期、それと東総西部2期地区ということで、多古町から匝瑳市、旭市、この農道等の事業でございます。

いずれも4つの事業、県の事業等の中で今、市が補助しているわけですが、その事業費の確定によりまして減額等をさせていただきたい、そういうような事業費の確定によるということでご理解いただければと思います。

さらに、19ページの林業総務費、ここに保安林植栽事業ということで1,700万円、補正措置をさせていただきたいということで提案させていただいております。これにつきましては、きめ細かな臨時交付金、これを活用しまして、本予算通りしましたらば、23年度に繰り越しをさせていただいて事業実施したい。そういうようなことで、予定としましては、いいおかユートピアセンターの前に保安林がございます。海側のほうに防風柵を設けたい、そんなことで120メートルを予定しております。

以上、農水産関係の事業、よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費ですけれども、道路維持補修事業の8,000万円は、国の地域活性化交付金、きめ細かな交付金で実施するため、補正予算成立後の発注ができないため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

また、南堀之内バイパス整備事業の3,682万2,000円については、用地交渉に不測の日数を生じたため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

次に、7ページお願いします。

旭中央病院アクセス道整備事業ですけれども、12月議会でJRに委託する跨線橋部分の委託部分の繰越明許費についてはご承認をいただいておりますが、変更については、JRとの協議と用地交渉に不測の日数を生じたため、6工事が年度内の工事完成が困難であると見込まれるため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 都市整備課所管の補正予算につきまして、補足をさせていただきます。

今回の補正予算は、大きく分けますと2点ございまして、国の補正予算の成立を受けて計上したもの、それから事業の進捗状況による繰越明許費をお願いするものでございます。

補正予算書の6ページをお願いいたします。

初めに、第2表の繰越明許費の追加についてご説明いたします。

1点目の8款土木費、3項都市計画費におきまして、3つの事業を繰り越すものでございます。

1点目の旭駅前広場等整備事業と2点目の公園維持管理費は関連がありますので、併せて説明いたします。

この2つの事業は、先ほど来出ておりますが、いずれも今般成立した国の補正予算によるきめ細かな交付金を活用して整備を行うものでございまして、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。内容は、歳出のほうでご説明いたします。

3点目ですが、文化の杜公園整備事業は3億986万9,000円を翌年度に繰り越すものでございます。若干詳しく申し上げたいと思います。

その理由であります、文化の杜公園につきましては、当初予算で4億円の工事予算をい

ただき、事業を進めてきたものでありまして、昨年12月定例会の常任委員会におきまして、所管事項の報告におきまして、進捗状況について事前にご説明をさせていただきました。

この事業は、平成22年度が最終年度を迎える中、これまで1年を通して工事の種類や工法などを考慮し、段階的に工事を発注してきたところでございます。特に、地下に埋設する工事等を優先して発注するとともに、芝張りやトイレ、園路、広場等の工事を順次発注してまいりました。去る1月に残る工事を一斉に入札を執行する予定でございましたが、1件の工事について入札が不調になったところでございます。これは管理棟の入札であります、この管理棟は、他の工事における末端の設備、制御盤ですとか分電盤、ポンプなど、こういったものが集約される施設でございますので、この管理棟が完成しないと、それぞれの工事について完成検査ができないという事態が発生し、多くの工事が影響を受けたところでございます。さらには、残る工事の発注過程におきまして、この管理棟の進捗が大きく影響する工事が出てまいりまして、結果として、幾つかの工事について適切な工期が確保できないという事態になりましたので、当該工事等の執行を一時見送っている状況でありまして、今般、当該予算を併せて繰り越すこととしたものでございます。

まず、議会で予算の繰り越しのご承認をいただきまして、その後に十分な工期を確保した中で入札を執行したい、このように考えているところでございます。

本日、常任委員会へ報告させていただいた後に残っている工事、テニスコート、植栽、休憩施設等でございますが、これらについて契約手続きを開始したい。明日から入札公告を行いまして、開札につきましては議会閉会後の予算を承認いただいた後に開札をしたい、このように考えているところでございます。

続いて、歳出であります。20ページをお願いいたします。

初めに、8款3項2目街路費であります。今回の補正は、説明欄1の旭駅前広場等整備事業に2,200万円を追加するものでありまして、先ほど繰越明許費でご説明いたしましたが、国の補正予算を受けて交付金を活用して整備するものでありまして、整備の内容は駅前広場内にユニバーサルサインを考慮した音声案内板や時計塔などの設置を予定するものでございます。

次に、4目公園費の補正ですが、同じく国の交付金を活用して、6つの公園における遊具や照明灯、駐車場などの改修工事を予定しているところでございます。

都市整備課からは以上でございます。

○委員長（滑川公英） 議案の審査は途中ではありますが、ここで2時10分まで休憩いたしま

す。

休憩 午後 2時 0分

再開 午後 2時10分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 18ページの農業活性化推進事業ですか、これは旭市の農畜産物をPRする場をつくるということでございますが、幾らPRして何してもね、その地域に旭の品物が売ってないところでは何も効果がないわけでございます。そういう中でどういうふうに考えていますか。

○委員長（滑川公英） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、委員のほうから、旭市産の物が旭市に売ってないんじゃないですかというご質問でございます。まさしくそういう状況もございます。ただ、今、取り組みとしては、サンモールなんかにつきましても、旭市のイチゴを、特に観光いちご組合とタイアップして、イベントとしてイチゴをどんどん使っていただいています。そういうところの取り組み、それと今、市長が進めております道の駅、そこが1つの拠点。

今回の食の祭典につきましては、例えば買いたいという方、実はトマトだけ買いたいというそういう方だけではなくて、例えば飲食店なんかはこれとこれとこれを買いたい、そういう窓口がないと、おかしいねと。個々の農家が買いたいというオファーがあったときに、その人にすぐ対応するんじゃなくて、一つ仕組みとして広域農道にあります直売館、ここがひとつ受け皿になって、そこからオーダーを受けたものをまとめて発送するシステム、それを実はここの食の祭典の中でも築こうということで、直売館にも出席いただいている。直売館と農業者の連携をとろう、そんなことで今、進めております。

以上です。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） この地域でということですか。私は東京ということで、先ほどの説明を聞いたんですけどもね。東京でやる場合は、幾らPRしても、この旭市の品物を売ってないところでやっても、全然PR効果はないと思うんです。そういう中でどうかということをお尋ねしたんです。この地域の問題ではないです。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、ちょっと私の説明が悪かったのかと思いますけれども、冒頭言いましたように、今回のゲスト、お呼びする方は、実はマスコミ、メディアの方ということでご理解いただきたいと思います。例えば新聞社、放送局、雑誌社、そういうところに投げ込みをしております。その雑誌社あるいは新聞社が旭にはこういう食があるよ、そこをPRしていただくだけでも、我々は少し産地の紹介ができるのかと、そういう視点ということでご理解いただければと思います。

○委員長（滑川公英） そのほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 本議会で補足説明したとおりでございます。よろしく願います。

○委員長（滑川公英） 議案第13号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないのでございますので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
水道課長。

○水道課長（小長谷 博） 本会議でご説明したほかに、特にはございません。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 水道料金ですね、この辺では一番高い、まだ県内でも高いほうなんですね。そういう中で、今、デフレの時代でありますので、特にこういう水道事業なんかというのは独占企業ですよ。値下げする計画はございませんか。

○委員長（滑川公英） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（小長谷 博） 3年に一度見直すということになっておりまして、21年の運営協議会で22、23、24、この3年度はそのまま現在の料金でいこうということでご了解いただいているということで、一応3年ごとには検討していきたいとは考えております。今、ビジョンなども作成しておりまして、配水場のいろいろ修繕とか新たな設置等というのも計画にはのってきてございますので、その辺の建設留保資金などの確保も必要なのかというふうには考えておりますので、高いと言われているんですが、安くするかというのは、また3年に一度検討させていただきたいと、そのように考えています。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） これは副市長にちょっとお尋ねします。

いずれにしても、この水道、市が高いからって、ほかからというわけにいかないわけですね。そんな中で、先ほど言いましたように、この地区では一番高いわけですよ。ですから、せめてほかの市町村並みにできないかということでありまして、これは課長じゃちょっと答えられないと思いますので、お尋ねします。

○委員長（滑川公英） 副市長。

○副市長（増田雅男） 先ほど、課長のほうから答弁しましたように、さっきの新年度予算の水道事業のところで質問ございましたけれども、だいぶ老朽化等も進んでおりますので、将来そういうものにお金が大変かかりますので、現状で得た利益は、できれば建設改良資金でも積み立てておいて、当分はこのままでいきたいと、そのようには考えております。

委員がおっしゃったことはわかるんですよ。ただ、水道料金の設定の仕方というのは、各市町村によってまちまちです。また、現在量、いわゆる水を買う、また買うといっても、そのとっているところによっても、まただいぶそういう違いもありますので、一応しばらくはこのままでいきたいなと。ただ、3年後にはまたその辺で検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 老朽化しているのなんのといったって、だいたいこの近隣の市町村も始まったのは同じだと思うんですね。そういう事情は同じだと思うんですよ。そういう中で、その料金設定というのは、ただ採算云々じゃなくて、そこの料金設定というのは、これは政治だと思うんですよ。どうですか。

○委員長（滑川公英） 副市長。

○副市長（増田雅男） 最終的に、私が、はい、分かりました、じゃ値下げしますと、そこまで言えればいいんですが、私はそこまで言う権限を持っていませんので、一応こういう意見があったということはお伝えさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） そのほかには。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） 本会議において申し上げたとおりでございまして、特にございません。

○委員長（滑川公英） 質疑がありましたら。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、議案第19号の報酬の一部改正ということで、若干補足させていただきます。

内容につきましては、消費生活相談員の報酬を、現在、日額8,000円のところを9,000円にという内容でございます。上げる理由等につきましては、本会議の補足説明でご説明したとおりでございます。

若干の状況をここで補足させていただきます。

まず、9,000円に値上げる、1,000円上げるということの背景には、消費者庁のほう国の方でできてから、消費者行政に関してかなりの力を入れて行っていること、その中で、消費生活相談員の処遇を改善しなさいといったような通知を受けてございます。具体的には、全員協議会のときにも説明させていただきましたが、来年4月に向けて消費生活センター、相談窓口からセンターというような形で、今、準備しているところでございます。

この消費生活相談員も3名を確保したいということで、今、準備を進めています。

勤務時間につきましては、9時から16時ということで、4月1日からセンターの中で働いていただくんですが、現在の近隣との比較ということで申し上げますと、8,000円の日額と

ということになりますと、時給換算で1,333円、近隣の状況ですが、匝瑳市では1,500円、銚子市では1,416円、山武市では1,400円という状況で、旭市が一番安い状況です。この消費生活相談員の方々が、1人の方が複数の市に勤務しているような状況でございます。そういったようなことから、バランスも考えて9,000円とさせていただきたいということですので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

議案第19号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 主にどういう相談があるんですかね。お尋ねします。

○委員長（滑川公英） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） トラブルに関していろいろなものがあります。例えば振り込み詐欺を初め、とにかくありとあらゆるもの、例えばパソコンで子どもがワンクリックしちゃって不正請求を受けたとかということから始まりまして、買い物、クーリングオフの問題に至るまで、それから最近で多いのはサラ金の多重債務の問題等々で、かなり相談員も、提案理由の中でも専門性が必要になってくるというお話をさせていただきましたけれども、非常に多くの法律を扱うような相談が非常に多いです。そんなようなことから、消費者生活相談員の資格を取るのもかなり高度になっていまして、それに見合った報酬改定をさせていただきたいということですので、よろしくをお願いします。

○委員長（滑川公英） そのほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第30号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

○水道課長（小長谷 博） 本会議でもご説明申し上げましたとおり、一般職員に準じて改正する内容でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

議案第30号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第30号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（滑川公英） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成23年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、平成23年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英） 賛成多数。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、平成23年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、平成23年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成23年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、平成22年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、平成22年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、平成22年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（滑川公英） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 商工観光課のほうからご報告させていただきます。

本日お配りの用紙2枚あります。おあがんな旭につきましては、先ほどの質疑の中で説明させていただきましたので、2枚目の第15回袋公園桜まつりということでご案内をさせていただきます。

例年行われております袋公園桜まつりが、4月1日から10日まで開催されます。9日には、お手元の資料、第15回袋公園桜まつりのおとり、イベントが開催されます。当日、会場では野だて、まるごと旭わくわく市場の出店、こどもゲーム大会のほか、お囃子、踊りやダンスなどの演芸、カラオケなどが行われる予定で、多くの皆様の参加を期待しているところであります。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農水産課のほうから1点説明させていただきたく、時間をいただきたいと思います。

お手元のほうに、カラー刷りのリーフレットで「農業者戸別所得補償制度の本格実施に向けて」、これで説明させていただきます。

ご承知のように、平成22年度戸別所得、お米に対しましてモデル対策が実施されたわけでございます。平成23年から本格実施ということで、このリーフレットの1枚目を広げて2ページのほうをお開きいただきたいと思います。

平成23年度から、畑地に対してもということで、政府は制度を説明しているわけであります。お米を当然やりますけれども、ここに書いてありますように、ただ畑につきましては、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね、そういうようなもので、この市内については麦以外はほとんど該当しないのかという部分で、この畑については、我がほうにつきましては、農業者へのあまり積極的な説明をしてないところでございます。

水田につきまして、この資料に基づきまして若干説明させていただきます。

資料の3ページのところに下のほうに書いてございます、制度の流れでございます。米価の変動に対しまして補てんする交付金、これが一つの制度としてございます。現在、国では標準的な生産費1俵当たり、ここの一番下にありますように約1万3,700円、これが1俵つくるのに必要な生産費、家族労働も含めまして、試算をしております。

昨年まで、国の考えでは、どうもそのお米が標準的な販売が1万2,000円程度ということで、そのお米1俵つくるのに実は1,700円コストが割れている。この1,700円を戸別所得の基礎部分ということで、国は支援をします。10アールあたりに換算しますと、1万5,000円ということでございます。ですから、国は戸別所得補償、お米につきましては、基礎部分として1万5,000円、10アール当たり支援するということで、昨年、約束の中で既に12月、農業者の口座には入っております。

ただし、この戸別所得補償、ルールがありまして、生産調整を達成した農家でないと入れないというようなことになっております。

特に、もう一つ説明させていただきたいのは、この3ページの、表の一番右側の上のほうに米価変動補てん交付金とあります。お米が1万2,000円よりも安くなった場合、さらに国が支援しますよということです。国は、実は平成22年産のお米を1俵1万263円ということで、これを積算しました。旭市においては、もうちょっと高くお米が流通されているかと思っておりますけれども、国は一律全国でやる。そうしますと、この差がありまして、実はこの米価の変動の部分につきまして、先般2月に出ましたように10アール当たり1万5,100円、そうということで、既に農業者にとっては1万5,000円プラス1万5,100円、これが所得補償として受けられる。合わせまして3万100円ということで、既に、それぞれ2つの補助金が農業者に支払われております。

こういういい制度なんですけれども、先ほど言いましたように、次のページ、4ページのほうを見ていただければわかりますけれども、どうしても生産調整をしないと、この制度には加入できない。生産調整を有利な補助金を活用して生産調整をしなきゃいけないということで、これが4ページにあります、実は麦、大豆、飼料作物を作りますと国が3万5,000円、米粉用とか飼料用米、WCS、これは稲ホールクロップサイレージ、これですと8万円、そういう支援がございます。これらを組み合わせて、農業者の方にはぜひ旭市につきましてははえさ米、飼料用米で8万円国から支援を受けられるよう、そこで転作を達成していただいて、さらに戸別所得補償のということで米価の下落を補てんしていただく、そういう制度で現在進めております。

特に、この戦略作物助成の下に耕畜連携助成1万3,000円あります。これは国はえさ米のは場でわらが残るわけですが、そのわらを畜産農家に提供した場合、これは1万3,000円別途支援をする。いまだかつて補助金のダブルはないわけですが、こういう仕組みをさせていただいております。

そういう有利な戸別所得補償制度ですので、ぜひ市内の中でなるべく手を挙げていただくように努めてまいりたい。ただ、現実的には、実は平成22年、全国がベースですと75%の農家の方が加入しております。千葉県平均は15%、ちなみに旭市は10%ということで、10人に1人しか入っていない。そんなことで、23年に向けまして積極的に加入推進、これを図ってまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 水道課長。

○水道課長（小長谷 博） それでは、お手元に配布してある「旭市水道ビジョン」をご用意いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。まず、1、2ページをお開きいただきたいんですが。

まず、水道ビジョンというのは、2ページの一番下に薄い文字で書かれていますが、平成16年に厚生労働省が「世界のトップランナーを目指してチャレンジし続ける水道」を基本理念に、我が国の水道の現状と将来見通しを分析・評価し、水道関係者の共通の目的となる水道の将来像とそれを実現するための具体的な計画を策定するためのアクションプランや目標を示したものです。その折、各地域でも同様の取り組みを推進するため、地域水道ビジョンの策定を推奨いたしております。旭市水道ビジョンは、その厚生労働省の推奨に従って策定したものでございます。

1 ページに、「旭市水道ビジョンとは」とございますけれども、中段に記述されておりますように、本ビジョンは、20年後の目指すべき将来像を設定し、これを実現するため、平成23年から32年までの10年間に実施すべき計画を定めたものであります。

上位計画である旭市総合計画の基本方針のもと、厚生労働省の示した策定方針に基づき、策定したものでございます。

1枚めくりまして3ページをお願いいたします。

3ページには、水道事業の沿革を、それと4ページには、現行施設の概要を掲載してございます。

もう一枚めくりまして5ページをお願いします。

5ページでは、水道を利用する給水人口の見通しを掲載しております。図をご覧くださいたいんですが、オレンジの線、普及率は新設工事の進捗に伴い伸びるため、今後も少しずつ増加していきますが、緑の線、行政区域内人口は少子化の影響により減少するため、青の線、給水人口は平成30年ころをピークに減少に転ずる見込みです。

6ページの給水量についても、同様の推計をしております。

もう一枚めくりまして7ページ、8ページは、施設状況の評価を掲載しております。すべての配水池で防水工等の修繕が必要であり、旭配水池、海上配水池では、耐震性の確保も必要となっております。

また、配水池の容量ですが、必要容量基準の見直しにより、1日最大給水量が今までは8時間から12時間に変更となったため、飯岡配水場以外では容量が不足する状況になっております。

もう一枚めくりまして9ページは、管路の耐震対策を掲載しております。全国的に問題となっております、強度に問題があるとされる石綿セメント管は残っておりませんが、今後の管路の布設替えは耐用年数、漏水事故等の発生状況を勘案しながら、管路の耐震化を進めていく必要があるということでございます。

10ページの経営状況ですが、経常収支比率、営業収支比率ともに100%を上回っており、おおむね良好な状況でございます。また、平成21年度にすべて累積欠損金を解消しております。

もう一枚めくりまして、11ページの将来像ですが、旭市総合計画の基本方針の一つ、「快適でうるおいのあるまちづくり」より「快適でうるおいのあるまちを目指して」といたしました。

12ページでは、その将来像を実現するための体系図を示しております。基本方針として、厚生労働省の水道ビジョンと同じで、安心・安全、安定、持続、環境にサービスを加え、そのもとに基本施策、具体的施策などを実現するための方策を掲載しております。

1枚めくりまして13ページ以降に、今の5つの基本方針ごとの実現方策を説明しております。特に重点的に検討いたしましたのが、14ページ下段の施設の統廃合でございます。合併により4つの施設を所有することになりましたが、個々に経営していたときに生じていたロスを解消し、より効果的で災害にも強く、環境にもやさしい施設とするため、地の利を生かして、自然流下系統を拡張していくことといたしております。

少し飛びまして、19ページをお開きください。

19、20ページには、事業計画を掲載しております。19ページには、施設整備計画を示しております。当面、立地・構造で大規模改修ができない海上配水場と干潟配水場に配水塔を増設し、旭方面への配水区域を拡大するという案でございます。そして、将来像として、停電等に強い自然流下方式である海上配水場と干潟配水場を増設し、新しく配水場を開始するというものでございます。

20ページには、年次別事業計画と、この事業計画の実施した場合の財政見通しを掲載しております。

21ページ以降は、これは計画のフォローアップの方針と目標とする指標、それと参考資料を掲載してございます。

以上簡単でございますが、旭市水道ビジョンの説明を終わらせていただきます。

○委員長（滑川公英） 下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 下水道からは、平成22年度に発注いたしました面整備工事の進捗状況について、ご報告いたします。

資料はございません。平成22年度に発注いたしましたイ網戸地先、旭中央病院北側進入路周辺2.4ヘクタールの面整備工事につきましては、3月25日工期で順調に進捗しており、3月末には新たな供用開始区域となります。新たな供用開始区域につきましては、3月1日号の広報あさひに掲載し、周知を図っているところであり、また、職員による戸別訪問や指定工事店等を通じた普及促進を図ってまいります。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（滑川公英） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（滑川公英） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時45分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 滑 川 公 英

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 3 年 3 月 1 1 日（金曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 3 年 3 月 1 1 日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成 2 3 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 平成 2 3 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 3 号 平成 2 3 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 議案第 4 号 平成 2 3 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 8 号 平成 2 3 年度旭市病院事業会計予算の議決について
- 議案第 1 0 号 平成 2 2 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 1 1 号 平成 2 2 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 1 2 号 平成 2 2 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 1 5 号 平成 2 2 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第 1 8 号 旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 2 号 あさひ健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 飯岡福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 7 号 旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 1 号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（８名）

委員長 向 後 悦 世
委員 林 一 哉
委員 佐久間 茂 樹
委員 景 山 岩三郎

副委員長 林 七 巳
委員 嶋 田 茂 樹
委員 木 内 欽 市
委員 伊 藤 房 代

欠席委員（なし）

委員外出席者（１名）

議 員 大 塚 祐 司

説明のため出席した者（２８名）

教 育 長 茅 田 哲 雄
環 境 課 長 浪 川 敏 夫
健康管理課長 石 毛 健 一
子 育 て 支 援 課 長 林 芳 枝
病院事務部長 渡 辺 清 一
学校教育課長 平 野 一 男
国体推進室長 高 野 晃 雄
病院経理課長 鈴 木 清 武
そ の 他 担 当 員 1 2 名
職

税 務 課 長 堀 川 茂 博
保険年金課長 花 香 寛 源
社会福祉課長 在 田 豊
高 齢 者 福 祉 課 長 渡 辺 輝 明
庶 務 課 長 加 瀬 寿 一
生涯学習課長 野 口 國 男
病院事務次長 石 鍋 秀 和
病 院 再 整 備 室 院 長 鏑 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長 堀 江 通 洋
主 査 穴 澤 昭 和

事務局次長 向 後 嘉 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

季節も春めき、草木も活動的に見えますが、市民の行政に対する関心もさらに高まるようです。委員の皆さんの慎重審議をよろしくお願いいたします。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、大塚祐司議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、夢田教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（夢田哲雄） それでは、おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表し、ごあいさつを申し上げます。

日ごろより委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。また、あすの第二中学校をはじめ、市内の小・中学校の卒業式並びに入学式が

挙行されますので、公私ともご多忙とは存じますが、皆様におかれましては、ご臨席の上、祝福いただきますようよろしくお願いをいたします。

さて、本日、付託されました議案第1号ほか17議案についてのご審議をいただくことになっております。

答弁は、簡潔、明瞭になるよう努めてまいりますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成23年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号、平成23年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第4号、平成23年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第8号、平成23年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第10号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第12号、平成22年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第15号、平成22年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第18号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、あさひ健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、飯岡福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、旭市病院事業使用料及び手

数料条例の一部を改正する条例の制定についての18議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第1号、平成23年度旭市一般会計予算についてのご説明でございます。

歳出からご説明をさせていただきたいと思います。22年度と大きく変わってきている点と主な部分をご説明させていただきます。

87ページをお願いしたいと思います。

3款1項1目社会福祉総務費からご説明いたします。説明欄3、地域福祉計画策定事業でございますけれども、これは、前期5か年計画が23年度で終了となりますので、24年度からの5か年計画を策定するための事業費225万4,000円を計上しております。

88ページをお願いします。

説明欄5、戦没者追悼事業ですが、隔年開催となっておりますして本年が開催年となります。10月13日を予定しております。107万6,000円を計上させていただきました。

説明欄6でございます。旭市社会福祉協議会助成事業4,196万6,000円でございますけれども、前年度比720万円程度の増となっておりますが、これは法人運営費の不足分を基金の取り崩しで今まで対応しておりましたけれども、社協の基金も底を尽き、不足分を法人会計ではカバーできないために市からの補助金で対応することによるものです。

説明欄8でございます。旭市福祉協会助成事業1,117万4,000円でございますけれども、前年度比1,430万円ほどの減となっております。これは、22年度に山の家解体工事費の補助がありまして、その分、減額ということでございます。

90ページをお願いします。

2目障害者福祉費、全体では10億7,164万5,000円ということで、前年度比1億6,914万4,000円と大幅に増となっております。これら要因の主な部分をご説明させていただきますと、91ページ、説明欄2、障害福祉計画策定事業でございますけれども、これが、前期5か年計画が23年度で終了となりますので、24年度から計画策定のための事業費338万6,000円を計上させていただきました。

92ページをお願いいたします。

説明欄10のグループホーム運営費等助成事業1,816万6,000円、これは県2分の1の補助事

業となっておりますが、前年度比1,100万円の増となっております。これは、施設入所から地域での生活への移行が進んでいくこと、これらに伴いまして利用者が増となることと、それから国の報酬単価、補助基準、これらが見直されたことによるものでございます。

次に、92ページから93ページの説明欄11の障害者自立支援対策事業でございますが、4,339万3,000円、これは、県補助4分の3、それから10分の10の事業ということでございます。前年度比2,880万円の増となっております。

15節の工事請負費のトイレ改修工事474万6,000円は、パークゴルフ場と飯岡福祉センターの身障者トイレにオストメイト対応型の設備を整備いたします。

18節備品購入費73万7,000円でございますけれども、これは、視覚障害者に対応するために、カラー拡大読み取り機2台、そのほかを購入するものでございます。

19節負担金補助及び交付金1,171万7,000円は、通所サービス利用者的大幅な増、それから事業所が新たな体系に移行することによって増となってきております。

20節扶助費の事業運営安定化事業助成金2,567万2,000円、これは、自立支援事業から事業そのものをここに移行し、計上したことによるものです。

93ページから94ページの説明欄12の地域生活支援事業でございますけれども、これは、国2分の1、県4分の1の補助事業で、対前年度比1,624万7,000円増の7,885万9,000円を計上しているところでございます。本事業につきましては、障害者自らが地域で生活し、社会参加を促進していくための事業でございます。前年と伸びている主な部分につきましては、黒丸の下から4番目の移動支援とその下の黒丸の日中一時支援で利用時間が大幅に増になったことと、それから一番下の障害者の安否確認を目的としました配食サービスを試行として新たに実施するという、それから94ページの20節扶助費の日常生活用具給付等扶助費の給付件数の伸びが大きな要因となっているところでございます。

次に、94ページ、95ページの説明欄13の自立支援給付事業7億6,342万1,000円、この事業はサービス事業所からの障害者の皆さんへの福祉サービスそのものに対する給付事業でございます。国2分の1、県4分の1の補助となります。前年度比1億2,000万円弱が伸びておりますが、この増の要因の基本的な考え方といたしまして、自立支援法にのっとってサービス事業所が新たな事業形態へ移行したことによりまして、前年までと、利用者、それから利用日数、利用単価、それらサービス利用の内容が全く異なっているということが大きな要因となっております。その結果、20節扶助費の給付の内容で、95ページになりますけれども、黒丸の一番上の施設入所、この部分は大幅に減となりますけれども、3番目の生活・療

養介護から7番目の就労継続支援まで、これまではそれぞれ大きく増ということになっております。

次に、少し飛びますが、114ページをお願いしたいと思います。

3款4項生活保護費、2目扶助費、説明欄1の生活保護扶助費です。国4分の3の補助ということで5億4,365万8,000円を計上させていただきました。23年度の年間平均の保護世帯数279世帯、それから保護人数331人を見込みまして計上させていただきました。

以上が歳出となっております。

引き続き、歳入の主な部分をご説明申し上げます。

21ページをお願いしたいと思います。

13款国庫支出金、1項1目1節社会福祉費国庫負担金の説明欄1、2、3、これが社会福祉課に関連した部分ということでございます。この中で、とりわけ説明欄2の障害者自立支援給付費等負担金が、歳出でご説明をさせていただきましたとおり、自立支援給付事業が大幅に支出増となることに伴って、歳入も国負担分がそれに比例し、増となってきております。

続きまして、22ページをお願いいたします。

中段、5節生活保護費国庫負担金4億774万3,000円でございますが、これが生活保護扶助費の国負担分ということでございます。

その下の2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節社会福祉費国庫補助金、説明欄1の地域生活支援事業費等補助金3,053万7,000円でございますが、歳出で説明をさせていただきました地域生活支援事業の国負担分でございます。

続きまして、24ページとなります。

14款県支出金、1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費県負担金、説明欄1の障害者自立支援給付費等負担金は自立支援給付事業の県負担分となっております。

25ページでございます。

一番下の欄の2項1目民生費県補助金、1節社会福祉費県補助金1億1,143万5,000円は、説明欄1から、26ページ、説明欄8まででございますが、歳出でご説明をさせていただきました障害者自立支援対策事業、地域生活支援事業、自立支援給付事業の県補助分でございます。

少し飛びまして、35ページをお願いしたいと思います。

19款諸収入、5項2目1節過年度収入2,100万円でございます。これは、生活保護法第73条で、市内に住所がない、または明らかでない者の給付費の市の負担部分は県が負担するこ

となっております。そして、この歳入は22年度分の給付費の県負担分を23年度に受け入れることということでございまして、過年度収入となっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） それでは、議案第1号で高齢者福祉課に関連する主な事業について補足説明を申し上げます。

予算書の97ページをお開きください。

3款民生費、2項1目老人福祉総務費の説明欄3、老人保護扶助費6,676万円は、経済的な理由等により自宅における生活が困難になった低所得者の高齢者を措置するための費用で、36人分の費用を見込んでおります。これに関連しまして、歳入を見ていただきたいと思います。

18ページの下段になります。

11款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金、1節老人福祉費負担金の説明欄1、老人施設入所者負担金955万1,000円は、措置された高齢者も収入に応じて負担金を納付することから、この負担金額を歳入として見込んだものでございます。

続いて、歳出に戻りまして、100ページをお願いいたします。

3款民生費、2項3目生活支援費、説明欄1、地域包括支援センター運営事業、13節委託料625万1,000円は、要支援1及び2に該当する要支援認定者のケアプラン作成委託料で、全体で2,640件のうち1,453件を委託するものであります。介護保険法では、要支援1及び2に該当する要支援認定者のケアプランの作成については、地域包括支援センターがすべてを作成することとされておりますが、人的な制約のために困難なため、介護支援事業所に委託するものであります。

恐れ入りますが、また歳入に戻っていただきまして、35ページをお願いいたします。

19款諸収入、5項3目雑入、1節雑入の説明欄14でございます。介護予防サービス計画費収入として、要支援1及び2に該当する要支援認定者のすべてのケアプランの作成料として2,640件、1,135万3,000円を計上してございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、保険年金課の所管のうち、後期高齢者医療制度に係る部分について補足説明を申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

24ページ、お開きになってください。

そのページの一番下、14款県支出金、1項1目民生費県負担金の2節老人福祉費県負担金の説明欄になります後期高齢者医療保険基盤安定負担金8,249万3,000円については、後期高齢者に保険料を賦課する際に、低所得者に対して軽減措置を行うもの、いわゆる軽減分についての県の負担分でございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

99ページ、お願いします。

2目後期高齢者医療費の説明欄をご覧ください。説明欄2の広域連合負担金4億2,998万5,000円ですが、これは、千葉県後期高齢者医療広域連合における関連経費と、後期高齢者に係る療養費のうち旭市の負担金を計上するものでございます。

続きまして、説明欄3番の後期高齢者医療特別会計繰出金1億2,070万5,000円ですが、これは一般会計から後期高齢者医療特別会計へ繰り出すルール分の計上でございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうからは、本会議並びに全員協議会で主要事業としてご説明しなかった点についてご説明をさせていただきます。

予算書の22ページをお願いいたします。

歳入でございまして、22ページ、下段の13款2項2目民生費国庫補助金の2節児童福祉費国庫補助金の説明欄2の次世代育成支援対策交付金2,368万円は、次世代育成支援行動計画による事業費の助成金で補助率2分の1です。対象事業の主なものといたしまして、地域子育て支援センター運営事業、一時預かり事業、つどいの広場事業、保育所地域ふれあい事業などとなっております。

続いて、歳出でございます。

102ページをお願いいたします。

3款3項1目児童福祉総務費の5億3,085万円は、前年度比1億3,464万2,000円、34.0%の増となっております。増加の主なものといたしましては、103ページ、説明欄3の母子福祉事業888万5,000円、前年度比338万7,000円の増となっております。20節扶助費の中で次ページ、104ページになりますが、高等技能訓練給付金の増によるもので、母子家庭の母が看護師や保育士などの資格を取得するために通学などした場合に給付するものでございます。

次に、説明欄 5 の出産祝金等支給事業1,230万円、前年度比230万円の増で、第 3 子出産祝金及び入学祝金の増によるものでございます。

続きまして、113ページをお願いいたします。

4 目保育所費の説明欄10の私立保育所すこやか保育支援事業1,652万9,000円は、前年度比134万8,000円の減で、広原保育所が22年度末で廃止となるため減となるものでございます。

以上のとおりで、児童福祉費の歳出総額は34億5,576万3,000円、前年度比2,257万円、0.7%の増となりました。

続きまして、資料に特に明記してはございませんが、公立保育所の23年度の入所予定状況について申し上げさせていただきます。

14保育所全体で、定員1,385人に対して1,175人、入所率84.8%となりました。内訳といたしましては、ゆたか保育所が定員90人に対して93人、日の出保育所が120人に対して78人、とみうら保育所が120人に対して97人、共和保育所が120人に対して129人、中央第一保育所が150人に対して149人、池の端保育所が90人に対して92人、中央第二保育所が85人に対して70人、中央第三保育所が90人に対して100人、海上保育所が60人に対して41人、飯岡中央保育所が60人に対して34人、三川保育所が120人に対して102人、まんざい保育所が60人に対して36人、古城保育所が90人に対して51人、干潟保育所が90人に対して103人となりました。

なお、私立保育園につきましては、5 か所で定員525人に対して505人、入所率96.2%となっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） それでは、議案第 1 号中、健康管理課の所管に係る主なものについてご説明申し上げます。

初めに、歳入からご説明させていただきます。

23ページをお願いいたします。

13款 2 項 3 目衛生費国庫補助金、説明欄 1 番、がん検診推進事業費補助金は、女性特有のがん検診に伴う補助金でありまして、事業の対象となる子宮がん、乳がんの受診者を1,900人と見込み、検診委託料や通信運搬費などを計上したもので、補助率は2分の1です。

少し飛びまして、26ページをお願いしたいと思います。

14款 2 項 2 目衛生費県補助金、説明欄 1 番から 4 番までが健康管理課となります。そこで説明欄 3 番の子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時基金事業費補助金は新規に計上したもので、

歳出では、125、126ページにあります説明欄 5 番の感染症予防対策事業で、2 月の全協でもご説明しましたけれども、肺炎球菌、ヒブ、子宮頸がんワクチン接種費用助成金に係る補助金であります。補助率は2分の1です。

他の収入については22年度と大きく変わりはありません。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

118ページをお願いしたいと思います。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費、説明欄 2 番、保健衛生総務事務費736万8,000円は対前年度比405万4,000円の減となりますが、これは、7 節の賃金で臨時保健師を昨年度2.5人としましたけれども、本年度は1 人の雇用にしたことなどによるものです。

121ページをお願いしたいと思います。

説明欄 6 番、海上健康増進センター活動費と、123ページの説明欄 9 番、いいおかけんこうセンター活動費は、それぞれ対前年度比281万6,000円と277万円の減となっております。これはトレーニング指導員派遣委託料の減額を見込んだものでございます。

次に、124ページをお願いいたします。

2 目予防費、説明欄 4 番、がん検診事業8,487万6,000円は対前年度比458万7,000円の増となります。主な理由は次のページにあります13節委託料で、本年度の受診者を基に、受診者の増加を見込んだものでございます。

説明欄 5 番、感染症予防対策事業 1 億3,396万2,000円は前年度比4,714万3,000円の増で、主な要因は、次ページになりますが、20節扶助費の肺炎球菌、ヒブ、子宮頸がんワクチン接種費用助成金を新規に計上したことによるものです。1 回当たりの助成額と予定の延べ人数を申し上げますと、肺炎球菌は、生後 2 か月から 5 歳未満の乳幼児で助成額 1 万円、延べ接種人数を 2 万2,000人と、ヒブも生後 2 か月から 5 歳未満の乳幼児で助成額7,500円、延べ接種人数を1,670人、子宮頸がんは、中学 1 年生から高校 1 年生の女子で助成額 1 万5,000円、延べ接種人数を1,470人と見込みました。

ここで、予算と関連いたしますので、肺炎球菌、ヒブワクチン接種の一時見合わせについてご報告させていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては既に新聞報道等でご承知かと思いますが、ヒブワクチンを含むワクチンの同時接種後に事故が発生した問題であります。これは、肺炎球菌とヒブ、または三種混合、BCGを同時接種したもので、現在 6 人の乳幼児の死亡が報告されておまして、厚生労働省から自治体及び医師会に、ワクチン接種と死亡との因果関係の評価を実施

するまでの間、一時的見合わせの通達があったところでございます。厚生労働省は、8日に専門家で構成する調査委員会を開催し、現段階ではワクチン接種と死亡の間に明確な因果関係は認められないとして、さらなる情報収集を行い、検討会で評価を行うまで一時的見合わせを継続することとなったようでございます。

旭市としては、県からの通知を受けまして、7日、月曜日に医師会長と協議しながら、市内の接種協力医療機関に対しまして一時的見合わせの通知をし、また市のホームページに掲載したところでございます。

それでは、予算の説明に戻らせていただきたいと思います。

127ページをお願いいたします。

下段にあります3目母子保健費、説明欄3番、赤ちゃん全戸訪問事業326万6,000円は、22年度事業のこんにちは赤ちゃん事業より184万9,000円の増となっております。この事業は国の補助対象となることから、22年度では保健衛生総務事務費に計上した保健師一人を、次ページになりますが、7節賃金に振り替えたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、環境課から、一部事務組合、2つの一部組合がございすけれども、そこに対する負担金について補足的にご説明をさせていただきたいと思います。

予算書の129ページをお開き願いたいと思います。

この中段に、19節で負担金補助及び交付金のうち、東総地区広域市町村圏事務組合への負担金が2,178万1,000円ということで記載されております。この負担金につきましては、一般廃棄物処理事業特別会計への負担金でございまして、前年度の負担金1,023万1,000円と比較しまして1,155万円の増額となっております。東総地区広域市町村圏事務組合では、現在、銚子市野尻町地区の4.3ヘクタールをごみ処理施設建設に係る有力な候補地として、地元の皆様へ説明会やら意見交換会あるいは先進地の視察等を実施しているところでございまして、平成23年度の特別会計の歳入歳出予算の総額を6,100万円としたものでございます。歳入予算は繰越金等48万1,000円を差し引いた6,051万9,000円、これが構成3市の負担金でございまして、前年度と比較しますと3,179万2,000円の増額となっております。先ほど申し上げました6,051万9,000円に本市の負担割合を乗じて算出したものがこの2,178万1,000円となっております。

歳出の主なものは、職員5人分の給料手当等4,472万7,000円、最終処分場建設候補地比較

検討業務委託料等939万円でございます。前年度と比べて、給料手当等で1,827万2,000円、委託料で367万8,000円の増額となっております。

また一方、歳入予算において、ふるさと市町村圏事業特別会計からの繰入金708万円、それと繰越金で71万2,000円が前年度より減額となっているところでございます。

次に飛びまして、136ページをお開きいただきたいと思います。

ここに一部事務組合、いわゆる衛生組合への負担金が9,849万4,000円ということで記載されております。これは前年度と比べて9,504万4,000円の減額となっております。東総衛生組合の歳入歳出予算の総額14億7,705万6,000円に対して、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金及び繰越金等の歳入で不足する額1億6,747万6,000円と、衛生費として普通交付税に算入されまして構成4市町から交付される額3,816万5,000円を合わせました2億564万1,000円、この額に旭市の負担割合を乗じたものでございます。

なお、衛生組合では、旭クリーンパークを建設中ですが、本年9月に完成完了する予定となっております。その後、旧施設の解体撤去工事、運動場広場の整備などをして、すべての工事を終了することとなるとお聞きしております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 庶務課関連予算について説明いたします。

教育費の中で庶務課の所管する事業予算、トータル4億5,699万4,000円、対前年比10億8,976万1,000円の大幅な減でございます。これは、前年、中央小学校、矢指小学校、一中屋内運動場の改築事業があったためでございます。

それでは、主な事業と管理的経費であっても例年にない経費について若干説明いたします。予算書、飛びまして222ページをお願いいたします。

説明欄、上から5行目になります。2項小学校費、1目学校管理費の13節委託料でございますが、その中で特殊建物調査委託料1,050万6,000円を計上してございます。これは建築基準法に基づき義務づけられました建築物等の定期報告制度のために行う調査経費でございます。ちなみに、学校施設で対象となるものは、木造以外の建物で3階以下の利用面積が2,000平米以上ということに義務づけられております。小学校では、琴田小、三川小を除く13校がこの対象となっております。ちなみに3年ごとの報告が義務づけられております。

内容は同じですが、228ページに中学校の同じく特殊建物調査委託料486万6,000円を計上してございます。

次に、230ページをお願いいたします。

これにつきましては、説明欄4番、飯岡中学校改築事業でございます。13節委託料7,776万1,000円でございます。これは、平成24年度に改築工事着工に向けまして実施設計費で4,941万1,000円を、また開発行為許可申請等の業務で2,835万円を計上したものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、学校教育課より、先の全員協議会におきまして主要事業についてご説明をさせていただいたところでございますが、ここでは学校給食センター統合改築事業について補足して説明をさせていただきます。

予算書271ページ、併せて本日、資料と提出をさせていただいております調理室内観パース、この図をご覧くださいながらお願いしたいと存じます。

本事業は、第二、第三給食センターを統廃合し、学校給食衛生管理基準に適合した新たな学校給食センターを建設するものでございます。工事の予定は平成23年度から平成24年度の継続事業とし、供用開始は平成24年9月を予定しているところです。構造は、鉄骨構造の一部2階建て、延べ床面積2,200.93平方メートル、オール電化によるドライシステム及び太陽光発電設備を備えた仕様となっております。計画食数は1日当たり最大3,000食、食物アレルギーを持つ児童・生徒に対応するためのアレルギー調理室を備えた施設でございます。

それでは、資料として提出いたしました調理室内観パース図、これをご覧くださいながら、説明を続けさせていただきます。

汚染エリアは床を黄色で、調理室など非汚染エリアは床を青で、特に衛生的な場所を緑で表しております。

まず見ていただきまして、部屋数が大変多いことにお気付きかと思います。学校給食衛生管理基準により二次汚染防止の観点から、食材の処理や調理を部屋単位で行い、冷蔵庫、冷凍庫においても食材用と調理用に分け、共用を避けることとなっております。食材の流れは左から右側へ一直線で流れるように部屋や調理機器等が配置され、基本的に食材の交差や後戻りがないよう工夫されております。また、空調設備を設け、細菌類が繁殖しにくい設計となっております。

左側の黄色の汚染エリアからご説明申し上げます。

食材は、エアカーテンを取り付けた入り口から肉類と野菜類に区分けして搬入し、検収室

での検品の後、用途別に、冷蔵、冷凍保管や下処理へと送られます。下処理室は、図面左上から、米、その下に、肉・魚の下処理、そして食品・調味料室、仕分室1、2と野菜下処理室の6種類の下処理ラインが並列に配置され、相互汚染防止と作業の効率化を図った配置となっております。

続いて、青と緑の非汚染エリアについて申し上げます。

一番上にあります細長いエリアが炊飯室でございます。その下が、揚げ物・焼き物・蒸し物調理室でございます。

続いて、その下側にございますのが非汚染エリアの中でも特に清潔に留意しなければならないアレルギー調理室でございます。アレルギー食への対応につきましては、今後、十分な検討と打ち合わせを行い対応していく所存でございます。

図面中央の一番広い場所が調理室でございます。調理室の左側が上処理コーナーで、隣の下処理室から運ばれた下処理の済んでいる野菜などを裁断、刻んだりする場所になります。調理室右側が煮炊きを行うためのスペースとなっております。大きなかまが並んでおります。かまの右側で調理をした調理済みのものを各クラスの食缶に配食するスペースになります。調理室の下側が和え物室ということになります。

配食された各クラスの食缶はコンテナプールに運ばれまして、この広いスペースがコンテナプールになります。各学校のコンテナに納められ、食器や食缶の配送については、外の空気に触れないように、ドックシェルターに配送のトラックを付けて、積み込みを行います。

次に、午後の洗浄の工程について説明をさせていただきます。

図でまいりますと右一番奥になります。本来、ここは黄色で塗ってあるはずだったんですが、少し色が薄いようでございます。

図面右下にあります回収口ドックシェルターから、回収した食器、食缶のコンテナが入ってまいります。主な機器といたしまして、食器洗浄機、食缶洗浄機、コンテナ洗浄機のライン、3ラインがございます。食器洗浄機はかごと洗浄するシステムを導入いたします。食器に触れる必要がないために大変衛生的であり、クラスごとのかごに入っておりますので、洗浄後はそのまま各学校の食器コンテナに入れ、非汚染エリア上部の消毒保管庫で熱風消毒後、保管をすることになります。

最後に、調理室につきましては、2階まで吹き抜けとなっており、給食センターの主要部分が2階から見学できるようになっております。

歳入につきましては、24ページに国庫支出金といたしまして、一番上段になります学校施

設環境改善交付金（学校給食センター統合改築事業）3,244万1,000円、それから37ページに市債といたしまして2節保健体育債、説明欄、学校給食センター統合改築事業債4億6,330万円が主なものとなっております。

以上が学校給食センターの作業動線を基にした各種エリアの概要説明でございます。

学校給食衛生管理基準を遵守した第二、第三給食センター提供区域の児童・生徒に、安全で安心なおいしい学校給食を提供する施設として建設するものでございます。委員の皆様方のご理解をよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、生涯学習課のほうから、全員協議会でご説明いたしました主要事業のほか、以外の事業の中で、1事業だけご説明を申し上げます。

予算書のほう、236ページをお願いしたいと思います。

社会教育総務費、説明欄19番、負担金補助及び交付金の中で上から6行目ですか、学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金60万円についてご説明申し上げます。

この事業につきましては、国・県の補助金それぞれ3分の1がございまして、40万円の補助を受けて実施するものでございます。予算書のほうの歳入につきましては、28ページになりますけれども、教育費県補助金、説明欄4番の、社会教育費県補助金40万円の収入を予定しております。

この事業ですけれども、いわゆる地域住民が学校支援ボランティアということで学校支援活動あるいは部活動の指導などを行う、地域での教育力を高めようということで行う事業でございます。事業の内容ですけれども、平成22年度、いわゆる今年度ですけれども、中央小学校においてこの事業を実施しているものでございます。今年度から実施しておりますが、初年度は国の100%事業になります。2年度目、いわゆる23年度につきましては、補助要綱に基づきまして市の負担が3分の1発生をいたしますので、本予算に計上したところでございます。

事業の内容につきましては、地域とともに歩む学校づくりということで中央小学校支援地域本部実行委員会を設置いたしまして、事業を行うものでございます。内容につきましては、登下校の安全の見守り活動、クラブ活動の支援、読み聞かせ教室等を実施するものでございます。

なお、ボランティアの数ですけれども、クラブ活動、音楽部ボランティアにつきましては

4名、登下校安全見守り活動ボランティアにつきましては7名、朝、昼の読み聞かせボランティアにつきましては20名、お話ボランティアにつきましては15名を予定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 議案の審査は途中でありますが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

ほかに担当課の説明はありませんか。

担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

嶋田茂樹委員。

○委員（嶋田茂樹） それでは、218ページの学校いきいきプランというのがありまして、予算が1,060万円ですか。この件に関しまして、この事業は平成22年度から始まったものですが、具体的に各学校でどのような活動をしているのか、それからまた23年度はどのような活動を行う予定なのか、もし分かれば分かる範囲でお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 嶋田茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 学校いきいきプラン事業についてお答え申し上げます。

平成22年度の各学校の取り組みについてまず報告をさせていただきますが、大変多岐にわたりますので、特色あるものを幾つか紹介させていただきたいと存じます。

例えばでございますが、親子地引き網体験、これを実施し、古くから伝わる地域の伝統漁法を親子で体験し、協力して仕事をする事の大切さ、収穫の喜びを体感するとともに、先人の努力と知恵を学んで、地域と学校が一体となった学校行事をつくり出したというようなこともございます。また、音楽でありますとか観劇、それから陶芸や絵画など芸術作品鑑賞も多く、多くの学校で行われたところでございます。プロの音楽家の演奏や劇団員の演技、大変迫力もあり、また本物のよさや魅力を十分に味わうことができたようでございます。そのほか、

図書の充実による全校読書活動にいきいきプランが使われたり、環境美化に貢献した花いっぱい活動などを行ったりというようなことで、さまざまな取り組みを通して、生きる力をはぐくむ教育が着実に進められたと、このように考えております。

平成23年度でございましたが、ただいま紹介したような取り組みのほか、例えば稲作等の勤労生産活動や授業改善のための外部人材の活用、体力づくりのための遊具の充実など各学校ともに児童・生徒一人ひとりがいきいきと輝くために特色ある教育活動を積極的に展開しようというようなことで考えております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 嶋田茂樹委員。

○委員（嶋田茂樹） 分かりました。ありがとうございます。

それと、先ほど学校教育課長のほうから補足説明の中で、給食センターにおける児童のアレルギー問題がちょっと出されましたけれども、これをもう少し具体的にもし説明いただければありがたいなと思います。それで、市内の学校には食物のアレルギーの児童が何人ぐらいいるのか、どのようなアレルギーなのか、またそれに対してこれからどのように対策を考えているのか、もし分かりましたらお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 嶋田茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 食物アレルギーを持つ子どもの件でございますが、全国的にも増加傾向にあると、このように感じております。平成16年度に文部科学省が調査したものとよりますと、日本の小・中・高校生におけるアレルギーを持つ子どもの割合は2.6%というような数値が出ております。本市においては、現在、学校教育課で把握しているアレルギーを持つお子さんの数はおよそ160名と、このように把握しております。小学校が105名、中学校が55名、児童・生徒数に占める割合は2.84%ということになるかと思います。

今回、建設する学校給食センターにおきましては、アレルギー調理室の設備を計画するというで先ほどご説明申し上げたところでありますが、アレルギーはまさにすべての食材が対象となると思いますので、すべてのアレルギーに対応してということは、正直なところちょっと難しいというふうに考えます。つまり、160名のアレルギーの子がいれば、160通りあるというふうに考えることのほうが正しいのかもしれない。主には卵でありますとか牛乳でありますとか小麦でありますとか、そういったようなものがよく話題に上るわけでございますけれども、そういう予定される学校給食のアレルギーの対応については、アレルギー

疾患を持つ児童・生徒の正確なまず把握と、各学校、それから保護者、そして診断をしていただくお医者さん、それぞれの正確な診断書に基づいた協議をして、これに対応していかざるを得ないだろうと、このように考えております。

いずれにしても、命にかかわることですので、本年度も何件かアレルギーに関連して救急車を要請しているような事実もございます、各学校の中で。したがって、慎重な対応をしていかなければならないというふうに考えます。大きく幾つかの食材に対応したアレルギー対策をとっていくということを現時点では申し述べさせていただきたいのと、このように考えます。すべてのアレルギーに対応することについては、正直なところちょっとできかねない、このように考えるところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 嶋田茂樹委員。

○委員（嶋田茂樹） ありがとうございます。全国では2.6%、旭市におきましては160人おきまして、小学校で105人の中学校が55名と、2.84%ということで、全国平均よりかも旭市は高いというような数字が出ているようでございますので、何か先般、私、ラジオだかテレビだかちょっと忘れましたが、埼玉県のあるまちでは、学校給食センターをアレルギーの関係で中止して、弁当持参というような地域もあるというようなことも聞いておりますものですから、そういう面では十分これから気をつけて対処していただけるようお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 嶋田茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 学校給食は、やはり食の大切さでありますとか食事の楽しさを含めて、食育のある種、中心をなすものであろうかと思っております。したがって、多くの子どもたちに安全で安心な食事がまず提供できるように努力をさせていただきたい、このように考えます。ただ、現在でもお弁当を持って学校に登校する子は何名かおります。そういう子が少しでも少なくなるような対応を考えてまいりたい、このように答弁をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ちょっと委託料のことについてお尋ねをいたします。

課別じゃなくてページごとでいいでしょうかね。ページの順に。

まず100ページの説明欄13の介護予防給付ケアプラン作成委託料ですか、これといずれも委託先をお願いします。それと、ページ数129ページの説明欄13、ここも何か委託料が935万円でプラス375万円となりましたが、ここも委託先をどこに委託するのかをお願いします。それと222ページ、これも何か、特殊建物調査委託料、具体的にどんな委託か、それと委託先をお願いします。それと最後に、230ページ、飯岡中学校のこの委託料、前回説明では、これ、何か開発行為1,800万円とかいろいろ、ちょっと私の聞き間違いか分かりませんが、この委託先ですか、説明欄の13、委託先をお願いします。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） それでは、100ページの介護予防給付ケアプラン作成委託料についてお答えいたします。

こちらのほうは、先ほどの補足説明でも申し上げましたように、要支援の方の介護プランのほうを委託するものでございまして、市内の介護支援事業所19施設のほうにお願いしてございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、私のほうは2点お答え申し上げます。

まず、222ページの特殊建物の定期報告の件です。これの内容と委託先ということでございます。これにつきましては、学校建物のまず外壁等の調査、これが一番大きなものかと思っております。建物を目視だけでなく、たたいてみたり、また赤外線で壁の崩れだとか傷がないか、そういうのを全面的にまず見るのがこの一番大きい内容かと思っております。それと、設備関係、配管関係が大丈夫かとか、防火関係の設備が整っているか、その後どうなのか、そういうようなものが大きな調査、それとエレベーターがあるところはエレベーターの点検も行います。また、委託先につきましては、予算が上がりましたら、これからまた入札でという形になります。入札するにしても、その調査する方は資格を持っている方に限られますので、一級建築士だとか、そのような資格が必要でございまして、そういう関連の事務所での入札になろうかと思っております。

それと230ページ、飯岡中の委託料の関係です。先ほど実施設計と開発行為のお話をいたしました。それにつきましては、開発行為の関係で、もうちょっと中身を、開発許可申請等と

申し上げましたが、中身をお話ししますと、開発行為許可申請等が1つあります。それから農振除外申請、農地転用申請、そのようなものを合わせまして、2,835万円を予算計上させていただいております。これにつきましても、委託先はこれからの入札ということになります。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） 129ページの委託でございまして、公衆便所の清掃委託料の206万3,000円が多いわけですが、これにつきましては、その西宮公園の公衆トイレと、23年度、来年度から倉橋の駅、それと旭の駅、干潟の駅、これは、他課からいろいろな行革の関係等で、環境課で管理すべきものだろうということで環境課に来た3駅を加えたものでございまして、前年度、平成22年度までは他の課で管理していたものがここへ1か所に集まったということで額が増えていると思います。

それで、委託先につきましては、今後、入札なり見積もり合わせ等をしながら決定していきたい、そのように考えております。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 何でお尋ねしましたかといいますと、最近非常に委託料がちょっと多いなど感じるもんなんです。それで、例えば先ほど100ページ、課長からありました、職員がちょっと足りないということですが、委託に出せば多少……、私は素人の考えで、もしこういう委託というのはこれからも増えていくでしょうから、それであれば専門の職員をかえって採用しちゃったほうがいいんじゃないかなとちょっと感じるものですが、こういうのは委託したほうが安いんですかね。それとも、職員を採用して職員にこういうのに当たらせると。職員でもできるんでしょう。であれば、あと別に聞いた特別な外壁な工事だとか、こういうのは職員にはちょっと無理だから、こういうのは委託もやむを得ないと思うんですが、職員でできるものであれば、技能職というのか何か分かりませんが、逆に増やしてその人にやらせたほうが雇用の増大にもなっていくと思うんですが、それでちょっと聞いたんですが、どうなんでしょう。

○委員長（向後悦世） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 要支援者のケアプランの作成でございますけれども、こちらのほうは、要支援1、2の方のケアプランを毎月作成するという形で、この作成のほうと、あと実際に介護、訪問介護とか、あるいはデイサービス等のそれぞれ事業者との調整、そういう関係で月1回ですかね、基本的には月1回、関係者との連絡会議あるいは利用者との打

ち合わせ等でございまして、1つとして介護の認定のほうは、委員もご存じのように基本的には6か月に1回更新がある、場合によっては最長2年までございますけれども、そういう関係で要支援から介護になる場合もございますし、介護のほうから要支援になると、そういう場合で、今までケアプランを作成している方、例えば要介護1の方が今度要支援になりますと、今度はうちのほうの包括支援センターが対象になると、要介護1の場合は、従前の例えば恵天堂さんであるとか東総園さんとか、そういう施設等のケアマネジャーさんが担当しているということがございまして、そういう場合に、同じケアマネジャーさんのほうが担当したほうが効率的でいいと、ご本人もいいという形がございますし、件数のほうも年々増加していますし、お一人でこの、例えば600万円くらいの委託料ですけれども、1人雇用しますとかなりの金額になりますので、ほかの業務も担当する形にはなるんでしょうけれども、委託のほう割安なのかなという、そういう形でこういう計上になっております。よろしくお願ひします。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） じゃ、ただいまの件は了解しました。

それとあと、じゃあもう1点。

230ページの中学校のこの委託料、開発行為というのは幾らかかるか、これは分かります。例えば農転だの農振の委託料って、これ、自分たちではできないんですか。これ、こんなにお金、転用って私らも時々やりますけれども、書類を書いて提出して、この前の説明では、農転が何か458万円、農振が約1,000万円ぐらい、市がやるのにそんなにやっぱり費用、かかっちゃうんですか、この転用するのに。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それに農振除外、農地転用、この見積もりの概算を申し上げましたとおり、農振除外のほうで453万6,000円、農地転用の関係で567万円ほど見込んでいるところなんです。これにつきましては書類を書いてどうだというよりも、それに至るまでのいろいろな調査、それから関係箇所との調整、それらあるものですので、職員がそれにかかってずる長い時間かけるよりも、専門家にこの分依頼をしまして決められた期限内に仕上げなければまずいということで、このような形で、委託で想定しております。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） いや、これ、そんなに公共の建物のためにそんなに転用をややこしいとか、単純に、だって転用するんでしょう。転用するのにそんなに手間がかかるんですか。ち

よっと私は納得しないんですけれども、転用するのにみんな自分で申請を出してやりますけれども、違うんですか。

(発言する人あり)

○委員(木内欽市) 委員さんから、今。分かるようにちょっと説明してください。私も、これ、正直、聞かれるんですよ。ですから、分かるようにちょっと説明してください。

○委員長(向後悦世) 庶務課長。

○庶務課長(加瀬寿一) 細かい積み上げのお話じゃなくなるかと思いますが、大きな開発行為を行っていきます。今、林委員さんからお話がありましたように、その開発行為の関係だけでも県の担当課でも三十数か所とかございます。それらも、開発行為と一体的に転用の関係も、いろんな場面で違う資料を求められたりとか、何日以内にこの書類を作れ、そのようなことが農地転用等でも想定されるところでございますので、我々で例えば職員で一人・二人かかってやっているよって、仕上がらないことがまず心配されますので、ちょっと具体的な回答にはなりませんが、そういうことでぜひプロにお願いして期日までに、少なくとも先送りできない形で仕事を進めたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長(向後悦世) よろしいですか。

(発言する人あり)

○委員長(向後悦世) 景山委員。

○委員(景山岩三郎) 35ページ、先ほど課長のほうから、生活保護、市外という話がありました。この市外の数と、あと市内の数。最近、随分元気な人が多いみたいで、ちょっと人数を教えてください。

それと、92、グループホーム運営費等助成事業、これは市内に何件あるのか、それをひとつお願いいたします。

それと、214、教育委員の年間、皆さんどういう業務にかかわっているかどうか。お答えできる範囲でお願いいたします。

それと、227、スクールカウンセラー、学校と人数。

それと生涯学習課の出している全委託料と金額、それと主な事業の内容だけ教えてください。

以上です。

○委員長(向後悦世) 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、まず35ページの生活保護の73条分の過年度収入の関係からご説明申し上げます。

今、市の2月末の全体の生活保護の世帯数と人数でございますけれども、276世帯で329人、今、認定をさせていただいております。それで、35ページのこの過年度収入分はどれぐらいのケースがあるのかということでございますけれども、22年度の市内に住所を有しないか、または明らかでない、そういうケースを25ケースということで予定させていただいております。

それから、92ページのグループホーム運営費等助成事業でございますが、このグループホームは、市内、市外含めまして29グループホームを予定しているところでございます。それで、入居人数は49人を予定しております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 教育委員のどういうことをやっているというお話でございます。

教育委員、旭市の場合ですと5名おりまして、教育委員会を合議制で運営、執行しております。市内の旭市の教育行政すべてをその委員が構成する教育委員会で、責任を持って行っているということが一番大きな大前提でございます。市の教育方針を決定いたしますし、学校に関しましても運営その他に責任を持っております。学校の組織編成、教科書の教材の取り扱い、教職員の身分の取り扱い、そのような事務ももちろん行いますし、社会教育についても、責任を持って、教育を指導、執行しております。

数でございますが、まず教育委員会を定例に月1回行っております。それと、また臨時会もございます。また、正規の会のほかに勉強の形をとりましての協議会というのも実際行っております。昨年の、まず教育委員会のその会議の回数を見ますと、まず……、失礼、22年度、今年が一番近い例でいきます。今のところ定例会12回、これは月1回ですので12回、臨時会が3回、それで計15回、それと協議会を3回ほど行っております。中身は、今、前段申し上げました議案がどんなものがあるかと1つ、2つ言いますと、それこそ年度当初に教育行政の運営に関する基本方針を決めること、これが一番大きな議題になっております。あとは、それぞれ規則を制定したり改正したり、そのような会議がございます。議決案件でございます。それと、人事の関係ももちろんこの会議で決定しております。

あと、委員さんが、この定例、また臨時の教育委員会のほかに、かなりの数の公的行事に出席しております。今年辺りの例を見ましても、年間60回ではきかないほどの数のいわゆる

教育委員として呼ばれて出る行事、会合、出席しております。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、227ページ、小学校スクールカウンセラー配置事業の件についてお答えを申し上げたいと存じます。

この事業は新規事業で立ち上げるものでございますが、現在、中学校へ派遣されておりますスクールカウンセラー、この中学校のスクールカウンセラーに実は小学校の問題についても対応をしていただくようお願いしているところでございます。ただ、これが、大変、中学校のほうで相談事業が増加しておりまして、小学校の対応まで手が回らなくなってきているのが現状でございます。一例を申し上げますと、いきいきプランの話、先ほど出てきましたが、学校へ配当された50万円の予算の中から臨床心理士に来ていただいてカウンセリングを実施した学校もございます。そのようなことから教育委員会といたしまして、小学校に対応できるスクールカウンセラーを週1度ではありますけれども、雇用をさせていただきまして、各学校でさまざまな問題を抱えている児童・生徒の特に心のサポート、そして子育てに悩む保護者への対応、困難なケースを抱える学校職員への指導や助言、これをいただくための事業として計画させていただいているところでございます。

特に近年、発達障害、不登校、いじめ、虐待等、児童・生徒が抱える問題は大変多様化しておりますし、また児童心理の専門家によるサポートも必要となっておりますので、今回、新規事業としてこの事業の立ち上げに着手したところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、生涯学習課のほうからお答え申し上げます。

まず、生涯学習課のほう、所管いたします施設ですけれども、社会教育のほうで10施設をとらえております。いわゆる公民館あるいはキャンプ場等でございます。そのほか、社会体育施設につきましては23の施設ということで所管のほうは今とらえて管理のほうをさせていただいております。その管理する部分がほとんどになるかと思っておりますけれども、私どもは事業区分で言いますと21の事業の中で委託料をお願いしております。委託件数につきましては157件でございます。委託金額の総額につきましては、9,301万1,000円ということで委託料を予定しております。

主なものということでございますので、幾つか説明をさせていただきたいと思っております。

まず、文化振興事業の委託料でございます。予算書のほうは240ページになります。委託件数は7件でございます。これは、主要事業のほうでもご説明いたしましたけれども、市民文化の意識の向上ということでこれを目指しておりますけれども、日ごろ接する機会の少ない優れた文化芸術に触れる場の提供あるいは市民が主体的な活動、そういったものを支援するというのがその内容でございます。

主な委託の事業ですけれども、例えばコンサート、これはコンサートがあります。そのほか市民音楽祭、市民ミュージカル、あるいは12月に開催いたしますあさひ寄席のほうですね。それと文化講演会、それと少年少女合唱団のスプリングコンサート等が主なものでございますけれども、一番大きなものはコンサートで、来年度は488万3,000円を予定しております。

次に、予算書の244ページになりますけれども、図書館情報サービス提供事業の委託料でございます。93万円の予算のうち、電算機の保守業務82万円でございますけれども、これにつきまして説明をさせていただきます。図書館につきましては、ネットワーク化がもう既に済んでおりまして、まず図書館のほうのシステムの保守委託料がまずございます。これは昨年の9月に新しいシステムに入れ替えましたので、5か年の長期契約をしておりますけれども、来年度1年分ということで24万8,340円を予定しております。また、公民館にも図書室がございまして、これとのネットワークも組んでおります。こちらのほうの保守委託料が57万1,410円ということで、電算機保守委託料が82万円ということでございます。

次に、海上公民館の管理費ということで、247ページになりますけれども、委託料978万2,000円のうち耐震診断調査委託料でございます。357万9,000円を予定しております。海上公民館につきましては、昭和56年の竣工になりますけれども、新しい建築基準法が改正された年でもありまして、新耐震基準を満たしていないという、そういうおそれがございますので、来年度につきましては耐震診断調査を委託するものでございます。

次に、予算書のほう、258ページになりますけれども、海上キャンプ場の管理委託料でございます。883万円のうち受付業務委託料でございます。583万3,000円を予定しております。海上キャンプ場につきましては、管理の一部を委託しておりまして、業務の主な内容ですけれども、利用の受付並びに予約の受付、それと施設の貸し出し、それと料金の徴収、そして緑地管理を含みます施設の維持管理等がその受付業務の主な内容でございます。

最後に、総合体育館のほうですけれども、予算書の263ページになりますけれども、総合体育館管理費の委託料でございます。1,919万3,000円のうち体育施設清掃委託料541万円につきましてご説明をいたします。体育施設につきましては、スポーツの森公園のいわゆる設

置してございます総合体育館の日常清掃業務、それと野球場、それと芝生広場のトイレの清掃ということで、これを予算化しております。総合体育館につきましては、開館日は8時半から3時30分まで、また野球場につきましては週1回、また芝生広場につきましても週3回ですか、こちらのほうの清掃のほうの委託をしているものでございます。

以上、主なものを説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 社会福祉課の課長さん、今、何人くらいいるのかと聞いたのはね、よく、あの人、私らの年金より高いお金をもらっているんだよと、何をもらっているんだと言うと、生活保護をもらっていると。これがいろんなこととして歩いているんだよなど。そんな矛盾した話はないと思ってきょう聞いたんですよ。今度もうちょっと担当課のほうで目を光らせてちょこちょこ訪問してやってください、答えはいりませんからね。

それと、課長さん、教育委員長さん、教育委員の話を聞いたのは、今、だいぶ父兄と先生方が、トラブルがあるのが多いと話を聞くんですよ。そうした場合には、やはり教育委員さんが5人ですか、いる中で、すごく対応の難しいことが教育委員さんにもしっかりと対応してもらわないとしょうがないと聞いたんですよ。ひとつ、その点、しっかり、今の学校行政は難しいですから、頑張ってください。答え、いりません。

どうもありがとうございます。

○委員長（向後悦世） いいですか、それで。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 1点だけ質問させていただきます。

歳入の28ページの教育費県補助金の中で説明欄4のところの学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金40万円のところです。補助率3分の2でありますけれども、先ほど登下校の見守りに7名、クラブ活動に音楽4名、読み聞かせ運動20名、お話ボランティア15名ということでありますけれども、どのような方がされるのか。また、現在されているのか。また、これからも定員はその人数にいっぱいなのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（向後悦世） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） お尋ねの件ですけれども、これは学校のほうで実行委員会を組

織いたしまして実施しております。ボランティアの方のどういう方ということですが、恐らく中央小学校のほうのPTA関係あるいは地域住民の方だと思いますけれども、これは、引き続きやっていただく方もいるかと思いますが、新たに募集するというようなこともあると思います。ここに名前は一応載っておりますけれども、一応、単年度ごとにこれは募集をかけていくということで募集要綱、それとチラシ等もでき上がっておりますので、具体的にはまたそれはこちらで用意してございますので、もし希望であればご提出したいと思いますけれども、これは今年度の方でございまして、来年度につきましてはまた新たに募集するというような形にはなるかと思いますが、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 1点だけちょっと教えていただきたい。あるいは説明を受けていたのかもしれないんですが、ちょっと。学校給食センター統合改築事業なんですが、電気設備設置工事費で4,100万円と出ています。それで、オール電化、太陽光発電という話で、これからは積極的にこういう格好でやっていったほうがいいのかとは思っています。それで、このオール電化で先行きの光熱費、今だいたい反当を売電すると200万円とか300万円ぐらいになりそうな話をしているんですが、夜間電気がキロワット7円、通常24円ぐらいで、売電すると48円ぐらいで売れるという話なんですけれども、それにしてもさっきの飯岡中学校の設計委託費から見るとかなり安いかなと思って、それでどのくらい効果を期待しているものなのか、売電するのか、あるいは全部自分の所で使っちゃうのか、どのくらい光熱費が浮くものなのか、そういうざっとでいいですが、分かったら教えていただけますか。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、太陽光発電の施設の関係でお答えを申し上げたいと存じます。

発電能力につきましては10キロワットを計画しております。こちらの試算でご説明させていただくならば、年間での電気の節約代は17万円ほどを見込むものでございます。20年間における節約電気代ということで、年間の電気節約代、これ、20倍いたしますと340万円ほどを耐用年数20年として計算した場合にそのように考えております。

当初の設備費で10キロワットの設置費用が、これは見積価格ではありますが、1,800万円ぐらい、実際に実買価格になりますと、これは入札ということになりますので、か

なり落ちるものだと思いますが、そういう見積もりをいただいているところでございます。

これで単年度の費用を仮に20年で割ったときには49万3,000円というような施設、太陽光発電、ただエコという観点から子どもたちが学校給食センターの見学に来たりする大変学習の場所でもありますので、そういった点からはこの太陽光発電を大事にしていきたい。それから、いわゆる夜間電力等を利用しての給湯等については計画をしてみたいと。少しでもそういった面で事業費を抑えられるように工夫をしてみたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 4,100万円のうち1,800万円これにかかっちゃうわけですか。それと、多分、今、市販で5キロワットで200万円ぐらい、10キロだと300万円か400万円ぐらいなのかなという気がするんですけども、その辺、売電はしないんですね、使っちゃうでしょう。売って差額が17万円という話なんですかね。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 要は差額が17万円浮くというとらえ方でよろしいかと思います。それから、先ほどちょっと説明不足でございまして、給食センターの電気工事費でございしますが、太陽光発電のためのこれは計上ではございまして、設備関係の電気設備工事費というようなことで23年度分を計上させていただいているものでございます。したがって、24年度に実際には太陽光発電のほうを計上させていただくというようなことになろうかと思っています。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかにご質疑はありませんか。

林一哉委員。

○委員（林 一哉） 1点だけちょっとお尋ねします。

240ページの文化振興基金積立金、1,000円ですよね、1,000円。これは、東総文化会館を利用したときに、旧旭市の場合には文化振興基金に役立てるということで、竹下内閣のときに1億円、海上、飯岡、干潟、3地区は全部使っちゃったわけですよ。それで、旧旭市の場合には文化振興基金ということで1億円を積み立てて、その利子でいろいろ文化事業振興のために各種団体が利用するのに、利用料が高いから、使用料が高いから、補助をしてそれで

ずっとやってきていたわけですが、先日、文化会館へ行ったときに、去年かな、市長が、何だ、基金、もうなくなっちゃったんだよというわけですね。ですから、この1,000円の積み立て、一応勘定科目であるけれども、今、基金のほうは、いつごろどういう状況でゼロになっちゃったのか、多少はあるのか、この1,000円で今度どういう事業をやるのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、文化振興基金につきましてご説明いたします。

本年度は、もう何度もご説明いたしておりますけれども、7事業を予定しておりますけれども、現在、基金の状況につきまして申し上げたいと思います。一応、今年度、事業を実施いたしまして、23年度末の予定が1,734万8,672円ということで、もう少し余裕があるのかなと思います。23年度に取り崩します基金につきましては630万6,250円ということで、1年間630万円ということで予定をさせていただいております。この金額で割り返しますともう何年かはこの基金は大丈夫かなということで考えております。

事業の内容につきましても、もちろん東総文化会館、これは利用させていただきますけれども、例えば文化講演会、こういった方につきましては、有名な方、当然これはいいわけですが、やはり地元出身の活躍されている方がおりますので、そういった方にぜひ来ていただくということで、23年度もそういう形で予定をさせていただいております。

例えば、昨年、21年度、福留さんと呼ばしまして、非常に多くの方が集まっていただきましたけれども、そういった方も一方で必要でしょうけれども、やはり地元出身で活躍されている方がたくさんいますもので、そういった方もぜひ呼ぼうということで、講演料的にはかなり下がるということで、下がるのが予想されますけれども、そういった工夫もさせていただきまして、もう少し基金のほう、余裕があるのかなと、そういうことでご報告させていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 積立金の説明をお願いいたします。

○生涯学習課長（野口國男） すみません。一応、1,000円ということで科目設定のみというような形になりますけれども、先ほど説明しましたように、少し基金のほうはまだ余裕がございますので。

○委員長（向後悦世） 林委員。

○委員（林 一哉） 基金に余裕があるって、当時は1億円あって利子で運営していたんですよ。利子がなくなったときに、その利子分を市のほうから絶えず1億円にしておくというこ

とで助成していた、そういう経緯があるんですよ。ですから、何ですか、1,734万円で今年、23年度で630万円使っちゃって、もうちょっとやはり文化振興をするためには、1,000円で積み立て、ガキの小遣いにもなりませんよ、これ。100万円とか1,000万円なら話は分かるけれども、こんなふざけた予算のあれは、私はないと思いますよ。これからどんどんみんな芸術、文化、そういう振興のためにもうちょっと予算立てをとにかく、今年度はしょうがないですから来年度、予算要求しておくようにひとつ私からお願いします。

終わります。

○委員長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） どうもありがとうございます。文化振興につきましては文化振興審議会というのもございますので、こちらのほうでもぜひこういった意見、反映させていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○委員長（向後悦世） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 4分

再開 午後 1時 0分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

続いて、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、議案第2号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

本案につきましては、本会議、一般質問等で説明申し上げていることから、ここでは保険年金課の主要事業として力を入れております特定健診と短期人間ドックにつきまして、補足説明を申し上げたいと思います。

321ページをお開きになってください。

8款1項1目保健事業費でございますが、詳細につきましては、右側の説明欄でご説明いたします。説明欄1の特定健康審査等事業でございますが、対前年度比831万円増の9,370万円を計上いたしました。これは、国の医療制度改革によりまして、特定健診事業が国保に義務化されて、はや4年目を迎えるものであります。そして、5年目に当たります平成24年度には、満40歳以上74歳未満の方々の受診率が65%を超えませんと、後期高齢者支援金の支出が最大で1割のペナルティーと言われスタートしました。しかし、全国の市町村国保では、受診率の向上が図られず苦勞している事業でございます。したがって、ペナルティーの話もだんだんと言われなくなりましたが、加入者の健康増進にも大事な事業ですので年々受診率を上げていく必要のあるところでございます。そこで、旭市としましても受診率の向上に向けまして、23年度は、国保特定健診で1万1,000人、後期高齢者健診で2,900名の計1万3,900名の受診者数を見込むものであります。

なお、新年度は、血液検査の項目で腎機能チェックを追加し、特定健診の充実を図るとともに、健診の基礎部分については自己負担はなく、健診が受けられるところでございます。そして、希望者には、自己負担が若干かかりますが、心電図、眼底検査ができるよう計画しているところでございます。

続きまして、322ページをお開きください。

説明欄3番の短期人間ドック事業についてご説明いたします。予算額は対前年度比199万3,000円増の3,391万3,000円を計上いたしました。委託先としましては、旭中央病院を含む市内の3医療機関を予定しており、受検者数は、1泊2日で414名、日帰りで186名の計600名を見込むものであります。

なお、本年度より自己負担は検査費用の30%と計画しております。これにつきましては、短期人間ドックの利用者も年々増加し、この事業の普及に一定の効果を示したことから、自己負担率を医療費並みの30%とするとともに、助成額の上限を4万円と設定するものです。この上限が該当するケースとしましては、1泊2日の短期人間ドックで費用は約6万4,000円ですので、70%は4万4,000円、上限は4万円ですので6万4,000円引く4万円で、自己負担額は2万4,000円となります。そして、この事業の助成額引き下げの財源を特定健診の充実、さらに健診の受診率向上、さらには医療費の抑制等につなげていきたいと考えております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 大変ご苦労さまです。

特に歳入なんですけれども、これは、議案第21号、所管が違いますけれども、これは総務になっていますんで、21号との関連が非常に強いんだと思うんですけれども、国民健康保険税が、前年度の比較で4億円、31.3%の増という話で出ています。非常に難しく何が何だかよく分からないんですが、いろいろ説明を聞いていますけれども、私は自分が国保じゃないんで、国保の人に話を聞いてみたんですよ、実際のところどういう話かと。そうしたら、その人は月に8万何ぼ払うそうですよ、年8回。それで、その人は、市民税を多分20万円近く、十七・八万円ぐらい払うんだと思うんですよ、4回で。四半期で、1回ごとで20万円近く払っている。そうすると、市民税を20万円、年4回払います。この国保税を8万1,000円ぐらいと言ったかな、年8回払うと。毎月8万円から20万円近く税金を納められて、そのほかに固定資産税がある、年金がある。今回これ、説明を聞いているのは、その8回がだいたい9回になるという話ですよ、十数%平均的に納めるようになるらしいですよ。

そうすると、何のために仕事しているというんじゃなくて、税金を納めるために仕事している感じがするというんだよね。それだけの税金、保険を納めるのに毎月追っかけられるから納めなきゃしょうがないから、その仕事を探すというわけですよ。なかなか今そういう仕事はないと。そうすると、最低でも30万円、40万円稼がなきゃしょうがないし、税金だけで毎月10万円以上取られる、十二・三万円取られるわけですから、市民税ね。国税は別ですよ。そういう話なんですよ。生活のための仕事じゃなくて税金を納めるために仕事しているみたいだと言うんですよ。今まで8回だったけれども、今度それが9回になるわけですよ。そうすると、1か月重なりますよ。20万円と8万何ぼが重なるわけですよ。その1か月は30万円近く納めなきゃしょうがないんですよ。そういう話を聞いたんですよ。

まず、そういうのが、私は人の話だからあり得る話なのかどうかをちょっと教えていただきたいと思うんですけれども、税務課長。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） おっしゃるお話ですけれども、確かに収入のほうが少ない方にとっては、結果的にそのような認識というのは当然出てきてしまおうかと思います。ただ、税負担の場合におきましては、これは、所得に、直接税どれにも言えることなんですけれども、収入

によって負担額が増えるということには当然なるんですけれども、以前も申し上げましたけれども、非常に国民健康保険の加入者、被保険者ということになろうかと思えますけれども、所得の少ない方が多いということで、その辺のことは当然感じてしまう、残念ながらそういう感じになってしまうと。佐久間委員のにもう一つ加えれば、プラス年金もあるということになれば、なおさらのことではないかというふうに思われます。

ただ、税の場合、特に国保につきましては、保険制度がなければ、これは医療機関にもかかれなわけですので、扶助精神が非常に大きく働いているというようなことで、残念ながら階層によってはそういう認識も出てきてしまうというのが現状だと思います。この辺のところでもよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 多分、所得で600万円前後だろうと思うんですけれども、あり得るということでもいいわけですね。そうだという話ですよ。年金が年間20万円ぐらい、そのほかに固定資産税がどれだけあるか分からないけれども、そういう人はだいたい平均すると月15万円ぐらいの税金で追っかけられるということですよね。

それで、先週、私、税務課長のところに聞きに行きましたけれども、国保のほかに健保があります。共済があります。職員の皆さんは共済ですよ。今、課長さんはこの国保に当たる部分で年間どのくらい納めていますか。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 今、佐久間委員さんのおっしゃったくらい、ちょっと資料がないものですから、500万円ぐらいですと70万円ぐらい、ですから資産割がありますので、若干その辺、直接比較することはちょっと難しいですけれども、今お話ししたのは職員だったらと言いましたので、共済組合だったらということでご理解いただければと思います。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 私、あまり言いたくないんですけれども、非常にがっかりしました。本当にがっかりした。先週これ、聞きに行きましたよね、課長のところに。というのは、国保税と、それから健保と共済とどのくらい違うのかということを知りたかったわけですよ。それで、だから今の税務課長の答弁で非常にがっかりしたんですね、私。というのは、納税者は、そういうふうに税金を納めるために、必死で仕事を探して、仕事をしているわけですよ。そうすると、その反対に、反対と言ったらおかしいけれども、特別徴収されて自分が税金を幾ら払っているんだかも分からない人が、こういうことを決めるということが、非常に

納税者、腹が立つんですよ。だから、役場の人間、何をやっているんだという話になるわけですよ。そういませんか。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 私のほうとしては、微妙に比較しにくい共済、共済組合の場合ですけども、事業者負担も違ってくるし、あるいは資産割も先ほど言いましたように違いますので、直接比較するのは非常に難しいということで、ただ委員おっしゃるように幾らと言われれば、これは本当にいきなり聞かれますと……

（発言する人あり）

○税務課長（堀川茂博） その辺のところはすぐぱっと出なかったんで、その辺のところは申し訳ないと思っています。

以上です。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 先週、私、これを持ってあなたのところに行ったよね。事務局からもらって、料率表をもらったんだよ。それで、短期給付、介護、長期給付、福祉事業と分かれているから何だと言ったら、分からないというわけです、分からないと。税務課長が分からないで通るの、これ。ほかの課長はどうですか。自分が幾ら保険に納めているか、1人ずつ答えてくれませんか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 佐久間委員、個人ずつというのは個人情報になるということで。

○委員（佐久間茂樹） 料率表があるわけですよ。これは掛け金率で、よく分からないけれども、聞いたら……、じゃあ、まあいいや。これを見てもう1回。配ってください。

○委員長（向後悦世） しばらく休憩いたします。暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時30分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 大変申し訳ありませんでした。先ほどの佐久間委員さんの共済の負担と、それから国保の負担、事業体も違いますし、あるいはその地域性というのも我々の市町村共済組合の場合は全県下の市町村ということになりますし、また国保、今ご審議いただいている国保税の関係については市内ということになりますので、医療負担も違うし、非常に比較するのは難しいんですけれども、一応500万円ということで先ほどケースを申し上げましたので、500万円で市町村共済組合、すなわち私どもと、それから市内の500万円の収入の方、所得の方ということで比較してみますと、モデルケース世帯が4人世帯で自営業ということで、妻、それから中学生1人、小学生1人ということで500万円、この場合ですと、国保税ですと、改正案ということになりますけれども、70万7,600円、それから共済になりますと負担額が約35万円ぐらいということで、我々の場合ですと半分ぐらいということに、ちょっと無理がありますけれども、そういう試算になります。よろしいでしょうか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

（発言する人あり）

○税務課長（堀川茂博） すみません。ちょっと補足させていただきます。

職員のほうは資料がないものですから、一人ということで比較が違いますけれども、だいたいおおよそ半分ぐらいというふうにご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 今、言っていてありがとうございます。だいたいそんなところかなとは思いますが、もう1回この表を皆さんに説明してくださいよ。よく分からない、これ、申し訳ないけれども。この間も言ったんだけど、短期給付というのは、これは多分保険なんだろうと思うんです、保険する分がね。掛金率が4.56%、期末手当に0.36%、給料の部分で単純に掛け率4.5、5%でもいいですけれども、そういう見方でいいんでしょう。だから、例えば500万円だったら5を掛けて25万円とか、大ざっぱでもいいんですよ。何も課長が幾ら納めるとか、そんなことは聞いているわけじゃないんで、要は民間の500万円の所得の人がそれだけ納税に苦勞していると、特別徴収されているあなたは全然そういった心配はないわけですよ。全然重みが違うのね、税金に対する考え方が。それを言いたいんですよ。でなかったら、聞いてすぐ、自分で幾ら納めているぐらいぱっといいかげんでもいいから言ったってよさそうなもんだと思う、おれ。これをまず説明してくれませんか。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 私も、共済事務のほうはもう何十年も前のあれで、説明のほうですけれども、大ざっぱということで、短期給付につきましては、これが通常の国保の医療費分ということになります。それも3段階に、特定消防組合員と、それから特別職、職員の場合は一番上の一般組合員ということになります。それで、給料の掛け率と期末手当の掛け率が異なっております。それから、介護の分については、これは介護ということですので、介護のほうは国保のほうのやはり介護ということになります。それから、長期給付、これが年金に当たるものと。言い換えれば国民年金と同じような年金と、基礎年金プラスアルファということになるんですけれども。それから福祉事業というのは、これは人間ドックとか、そういうたぐいの事業の負担分ということになります。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもすみません、ちょっと声が大きくなっちゃったかもしれないです。申し訳ないです。ただ、市民というか、すごくやはり一生懸命苦労しているわけですよ。この税金を納めるために一生懸命仕事を探して、今いい生活をしようするために仕事をするというんじゃなくて、やはり納税に追いかけて、何月何日までに払わなきゃしょうがないということで一生懸命仕事を探して、一生懸命仕事をしている人が結構いると、一般の人はそうだということで、特別徴収されていない自分で申告して納税する人はほとんどそうだと思うんですよ、中小企業の事業主もそうだし。

そういった意味で、親方日の丸とかと言われないように、自分たちがどうなのかなということを経えず振り返ってもらいたいと思うんですよ。共済、どっちにしろ、これ、今、所得500ぐらいで考えると共済のほうが安いんです。健保のほうは、健保は私、やっているから分かるわけですよ。健保は一覧表になっているんです、こうやって。健保のほうは、だいたいその辺の所得で考えると32万4,000円くらいですよ。事業主負担というのもありますけれども、合わせても64万円だから、それでも今度の77万円というのは、ちょっと上限かけ離れ、77万円、500万円と考えればそこまで行かないのかもしれないですけれども、ちょっと高いなと。要するに、必死で納税している人にとって、ここでまた上げられるというのは結構きついんじゃないかなと、正直言って今8回が9回になると思うんですよ、予定が。9回目がどこかの納税の時期とぶつかるわけですよ、四半期の。そのときは30万円近くになるわけですよ、納める人が。これは大変だと思いますよ。だから、確かに税務課長じゃないけど、こうやって計算すればこうなります、これと隣の市と比べたらこうですと言ったって、全然分

からないです、正直言って。実際に幾ら払うか、実際にどれだけ苦勞するかと、それでしか比較できない。そんな細かい点はいらないんですけれども、とにかくこれは高い。私も不勉強で大変申し訳ないですけれども、今回どうなるのかといろいろ聞いたりちょっと調べてもどう考えても高いんじゃないかなと。その実感が外れていない、間違っていたら申し訳ないんで、それでお話しさせてもらっているんですけれども、大ざっぱに言って、今の考えでそんなに狂いはないですか、税務課長。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 大ざっぱには金額でいきますと、前にも申し上げていると思いますけれども、20.2%ということになりますので、佐久間委員さんがおっしゃるとおり、非常に負担が大変になるということにはなってしまう結果でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 2点ほど質問させていただきます。

旭市国民健康保険事業特別会計予算について、医療費の抑制ということで旭市の医療費の伸びが大きいんですけれども、市でのジェネリック医薬品の取り組みというのはどう考えているのか1点と、それから妊産婦付加金は今後続けていくのか、その2点を質問いたします。

○委員長（向後悦世） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、今2点ほど、ジェネリックの関係と妊産婦付加金の関係をお答え申し上げます。

ジェネリックにつきましては、伊藤委員さんから前回の一般質問でも出たところで、今度の23年度の被保険者証の送付時にジェネリック医薬品お願いカードを同封しました。先発医薬品と比べて低価格のため、薬を併用している方や慢性疾患のため長期間飲み続ける方などは、医療費の負担に差が出るようです。このことは、保険者においても医療費の削減に効果が期待できるため、地元医師会、それから被保険者の方々などご理解を得ながら承知に務め、医療費の適正化に取り組んでいきたいと思っているところでございます。

それから、妊産婦付加金の関係ですけれども、これ、非常に苦しい国保会計ですが、少子高齢化の対策事業として大変重要な事業として考えております。実際には県内でも近辺にあ

けれども、実際に事業を行っているのは旭市のみでございます。当面は実際のところ続けていきたいと考えているところです。この妊産婦付加金の内容を説明しますと、被保険者である妊産婦が、妊娠の届け出があった月から出産の翌月までの間に療養の給付または療養費の支給を受けた場合に、妊産婦付加金として一部負担金に相当する額を支給するものでございます。このことによりまして妊産婦の方は、その期間中、産婦人科に限らず医療費を負担することがなくなり、安心して出産に臨むことができるというような状況でございます。

以上でございますが、ジェネリックの関係、実はこの間配布したので持ってきたんですけども、こういう形のものです。お願いカードです。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） たしか私が審議会の会長をやっているときに、当時の課長から、会長さん、国保を上げたいけれどもという話がありました。当時、もう四・五年前かな、ありましたけれども、そのときは、サービスは高く、負担は低いというわけでやってきたわけですよ。それで、上げることができなくて私、来たと思うんですよ、ずっと。そのときの下に合わせたのは今の海上ですよ。当時、県で一番安く、全国でも四・五番ですか、当時、海上が税率が安かったのが。だから、周りは下がったところもあるわけですよ。それで、その中の質問なんですけれども、それは、確かに税率を上げるのもすごくこれは難しいことでもありますけれども、そこで徴収率は近隣に比べてどうですか、そこをちょっと教えてください。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 徴収率、近隣ということで、どうしてもそれぞれの説明をする際に近隣については非常に気になるところでございますので、近隣の状況を申し上げますと、徴収率につきましては、当旭市、もう一度申し上げますと、現年度分の徴収率が87.22%、それから滞納分については14.17%、それから不本意ではございますけれども、差し押さえの件数が232件と。それから銚子市、隣の銚子市になりますけれども、現年の徴収率が83.44%、滞納分が22.63%、差し押さえ件数が122件。隣の匝瑳市でございますけれども、現年度分が87.13%、滞納分が9.73%、差し押さえ件数21件。それから香取市、現年度分が86.73%、滞納分が18.66%、差し押さえ件数が466件。それから山武市、現年度分が80.36%、滞納が

16.73%、差し押さえ件数が137件。それから旭市と同じぐらいの人口になりますけれども、東金市、現年度分の徴収率が80.01%、滞納分が17.85%、差し押さえ件数が503件。それから先ほど佐久間委員さんのご質問の際に納付の関係もありましたので、納付窓口を拡大するために、当旭市にとってはこの4月からコンビニ納付を実施する予定です。先ほど申し上げました近隣では、山武市と東金市が既にコンビニ収納を実施しております。

というような状況で、近隣の中では現年度分については一番高い徴収率となっておりますが、各市においても徴収率の向上には大変厳しいものがあると思われます。しかしながら、決して徴収率は当市がよいとは言えませんので、これからはなお一層、歳入の確保に向け取り組んでいかなければならないものと思っております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 課長さん、もう1点言うのをちょっと忘れたけれども、大変世の中、雰囲気悪い中で、徴収するのも大変難しいところもあると思うんですよ。その辺は、これからどういうふうに取り組んでいくように考えていますか。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 国保税のやはり徴収率を上げるために、一番最初に督促状というものを出しますけれども、これは督促状の件数だけでも2万6,000件ほどになってしまいます。これ、年4回の合計ということになりますけれども、さらに催告書を送付いたしております。また、毎月2回、夜間の納税窓口を開設し、毎月1回の休日の納税窓口も開設をしております。この夜間と休日の窓口で現状では現在6,000万円以上の成果を上げております。それから、全庁的な取り組みといたしましては、管理職による国保税の特別滞納整理班、これは2人1組になりますけれども、15組を編成いたしまして、4月、5月は現年度分、1月から2月は滞納繰越分の戸別訪問を実施しております。そのほかにも、千葉県滞納整理推進機構と連携及び県職員の派遣を受け、税務職員の徴収技術等の向上を図っているところであります。先ほど申し上げました差し押さえにつきましては、差し押さえの滞納処分として昨年11月から実施したインターネット公売、これには、車をはじめ、ありとあらゆるものを、インターネット公売を2回ほど実施しております。今後とも、適正な財産調査を行いまして、滞納整理を推進してまいります。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

嶋田茂樹委員。

○委員（嶋田茂樹） それでは、平成23年度の旭市国民健康保険事業特別会計予算についてでございますけれども、国民健康保険事業の財政状況は平成21年ごろから非常に悪くなってきております。それまでと変わったと言え、後期高齢者の支援金がありますが、旭市で国保の会計などにどのような影響を与えているのか、その辺をお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、後期高齢者支援金についてご説明させていただきます。

この支援金につきましては、平成20年度より老人保健制度に代わって発足された制度であります。老人保健制度のときは、いわゆるこの拠出金については旭市でかかった医療費の実績に合わせて拠出金が計算されていた。この後期高齢者医療制度になったときには、全国平均のベースの支払いになった。旭市は、全国でも千葉県の中でも、老人医療費、1人当たりの医療費がだいぶ低いもので、ですから全国平均ベースと従来の差額が負担増になっている。つまり、国保会計に影響がかなりの部分があったと思っています。数字的に申し上げますと、平成19年度の老人保健拠出金、この時点で10億5,409万円でした。この数字を100としますと、平成20年度、これは20年の4月分が老人保健拠出金で、あと残りが、11か月分が後期高齢者支援金となりますけれども、その部分を合わせますと12億7,525万4,000円でした。率にして21.0%の伸びでした。2億2,116万4,000円の伸びだと思います。21年度は13億819万5,000円で、19年度と比較しますと24.1%、2億5,392万7,000円の伸びとなりました。22年度、今年度ですけれども、13億403万8,000円で19年度と比較しますと23.7%、差は2億4,994万5,000円の伸びとなります。19年度、10億5,000万円で医療費が伸びて単純な比較とはいきませんが、単純の比較をすると、20年から22年度のその3年間で約7億2,500万円ぐらいの負担増になる、このことについては事実でございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 嶋田委員。

○委員（嶋田茂樹） 今お聞きしますと、20年度から22年度の3年間で7億2,500万円ですか、このような負担増ということは、結局、旭市は、医療費は県下でも一番低いというほうにいます。しかしながら全国平均すると高いところも相当あるわけなんですけれども、その中で結局平均して、高いところは平均まで納めればいい。そして、旭市のように低いのは平均まで納めなきゃなんないと、その差額が7億2,500万円ということですか、それでいいですか。そうすると、やはりそれが国保会計のほうに相当な影響を及ぼしてきていると思うんですけ

れども、その辺、どうでしょうか。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 数字的にはそのような形になりまして、非常に国保会計に影響を及ぼしている。つまり、20年度、21年度、22年度と医療費も伸びている中でなおかつそういった支援金も非常に上乘せになっている。ですから、国保会計、今回の、今までは基金を取り崩して何とかやってきましたけれども、今年はその繰り入れもなくなってしまう。来年もこのようにちょっと改定せざるを得ないというような影響の中に多分に入っていると思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 嶋田委員。

○委員（嶋田茂樹） 何か医療費がすごく安いのが、逆に負担がかかっているというから、そういうのは、その組合から抜けるとか何かそんなのはできないですかね。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） これは国の制度でありまして、これ、ちょっと抜けるとか、そういう判断はつきませんけれども、制度に従わざるを得ないのかなというところでございます。すみません、回答になるかどうかちょっと分かりませんが。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

林一哉委員。

○委員（林 一哉） それでは、2号について質疑、質問いたします。

21年度の医療費が1人当たり20万9,576円ですか。それで、61億7,305万4,000円のうち、ここで6億2,461万円の赤字を出したわけです。そのために、財調から繰り入れを、4億4,600万円をこの赤字補てんのために繰り入れたわけですね。それで今度、22年度にやはり赤字のために財調の繰り入れ1億8,600万円を繰り入れたわけですね。今回また新たに税率、税改正によって当初予算は92億5,000万円というようなことになるわけですがけれども、聞くところによると3年間この今回の改正のまま行くんだという話でございますけれども、実は本年度、23年度で予想される、要は現在、財調基金というのは今ゼロなんですよね。だから、どれだけの財政調整基金が見込まれるのか、その点をひとつお聞きしたいと思います。

それと、私、旧旭市するときにも国保の運営委員をやっていましたけれども、だいたい流行性感冒とかいろいろながあると、12分の1の月によって2倍にも3倍にも膨れ上がるとい

うことも存じ上げておりますけれども、だいたいこの財調の基金というのは、絶えず月の医療費の2か月分から3か月分なければ国保財政はやっていけないというような、そういうような基本的な考え方を私も持っていますけれども、その点、どうなんですか。

以上、お尋ねいたします。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 確かに今、委員のおっしゃられたとおりで、実際に基金については本年度で端数を残しましてゼロになります。来年度以降はということは、この予算であるとおおり、税改正と一般会計から繰り入れを5億円という形になっております。一般会計の法定外の繰り入れですね。

それで、実際に確かに委員おっしゃるとおり本当に財調が2か月分あれば本当はいいわけなんですけれども、今の予算の状態では財調は、積み立てはちょっと見込めない状況になります。それから、委員おっしゃられました3年間という話ですけれども、一応、今回の予算に際しまして一般会計からの法定外の繰り入れ、来年度5億円ですけれども、3年間、23、24、25、これについても、やはりその程度繰り入れを予定しなければいけないと思っています。ですから、一応、本会議でも市長が答弁しました3年間はこのまま行って、一般会計から5億円、それでなおかつ、さらなる不足が生じた場合には、一般会計からの繰り入れをお願いするしかないのかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 林一哉委員。

○委員（林 一哉） いろいろ状況の話を聞きますと、なるほどなというふうには思いますけれども、あと今年3月1日の市の広報で「大変です！！旭市の国民健康保険財政」というのが入りましたけれども、ただ、これだけで説明が、普通の一般市民の方は、ちょっと説明不足じゃないのかなと、もうちょっと詳しく状況を知りたいというような、そういう方の意見もありますので、引き続いてできるだけ早い機会にこういう状況なんだよというのをまず市民の方に知らしめていただきたいなというふうに思います。

それと、今、一般会計からの繰り入れ5億円ですね。このままの状況ですと、また再度、次年度、次々年度も繰り入れなければならないというような状況になろうかと思えますけれども、先ほど景山委員さんですか、質問がありましたけれども、滞納繰り越しですか、これが13億円もあるわけですから、できるだけそういう徴収をしっかりとやっていただいてもらいたいというふうに思います。

それと1つは、一般質問でもいろいろ議員さんから質問がありましたけれども、今回、今まで3億円ですか、庁舎積立基金ですか。それを今回5億円にするという積み立てをするというようなことで、何だ、じゃ今までどおり3億円でいいじゃないかと、2億円をもうちょっと国保の条例改正の一番困った方々の引き下げの部分に充ててはどうだというような、そういうような話もあるわけですが、その点、どうなんですか。一番階層の厚い、そういう値上げ率の高いところの、2億円を使うような方法なんかというのは考えられないんですか。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） まず1点目、広報の関係です。

市民によく知らしめてくださいということで、この点についてはよくまた検討しながらやっていきたいと思っています。

それから、庁舎の積立金の関係ですが、それは私のほうが回答するあれではないんですが、非常に一般会計から5億円という法定外の繰り入れについては、非常に私どもも大きいと思っています。いわば市民全体が国保加入者であれば不足分の全額を一般会計から補てんでも何ら問題ないと思っていますけれども、約6割の方々は他の社会保険の加入者であります。これらの方々も納税している市民税からの補てんとなります。それから、今年だけ追加すれば乗り切れるというものでもありませんので、全額補てんというのもまたちょっと理解を得られないところではないかなと一応考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、議案第3号、平成23年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について補足説明を申し上げます。

本案は、本会議でも補足説明を申し上げているところですが、主なものにつきましては補足説明を申し上げます。

初めに、歳入について、349ページをお開きください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は、千葉県後期高齢者医療広域連合の試算を基に積算

しまして、6.2%減の2億9,740万円を計上いたしました。

2款1項1目一般会計繰入金は、徴収事務費等に係る経費と、保険料の軽減分に対する県と市の負担分の合計となりますが、0.8%減の1億2,070万5,000円を見込みました。

続きまして、歳出について、352ページ、2款1項1目広域連合納付金は、徴収しました保険料と保険料の軽減分に対する県と市の負担分をそのまま広域連合へ支出するものでありまして、5.0%減の4億739万1,000円を見込むものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） それでは、平成23年度旭市介護保険事業特別会計予算のうち、本会議あるいは全員協議会等で説明いたしましたけれども、1点、地域支援事業費の中で変更がございましたので、介護予防事業についてご説明を申し上げます。

予算書の379ページをお開きください。

5款地域支援事業費、1項1目介護予防二次予防対象高齢者施策事業費、説明欄1の二次予防対象高齢者把握事業でございます。前年度と比較して大幅な減少になっております。この理由といたしましては、従前、特定高齢者候補者と呼んでおりました二次予防対象高齢者の把握に当たりまして、本年度は、介護予防に関心が高まる75歳、80歳、85歳の節目の高齢者に絞って基本チェックリストを実施いたします。それともう一点、昨年8月に地域支援事業の実施要綱が改正になりまして、前年度まで特定高齢者の選定に当たって必須項目でありました生活機能検査、これは医療機関によりまして血液や心電図等の検査でございます、これが本年度の二次予防対象高齢者の把握に当たりましては必須項目ではなくなり、二次予防事業参加希望者のみが必要になった、こういうようなことから減額になったものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
病院経理課長。

○病院経理課長(鈴木清武) 議案第8号、平成23年度旭市病院事業会計予算について再度補足説明を申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

予算実施計画でございますが、収益的収入のうち1款1項1目入院収益ですが、地域医療再生計画により一般病床33床の増床を計画しており、平成23年3月末までには認可を受ける予定でございます。現在の病床数は一般病床が736床ですが、緩和ケア、腎臓内科、透析を併せ69床は引き続き1号館に残り、新館に移る病床は667床となります。ただし、1号館に残るやつは今年の11月まで改修期間がありますので、その間は旧病棟に一たん移ります。そこに地域医療再生計画により33床増床し、新本館での運用は700床になります。そのような状況の中、近年の診療単価の推移、病床利用率、神経精神科の診療機能縮小、こういったものの影響を勘案しまして、入院収益を作成いたしましたところでございます。

予算作成時の一般病床率は、これは22年の11月なんですけど、この時点での病床利用率が95.4%に対し、23年6月以降の稼働病床率を93%として試算しております。ただし、4月と5月は移転を控えておりますので、この病床率を5%ほど減額しております。

それで、2目外来収益は、患者数や近年の単価推移を勘案し予算計上いたしました。

次に、2項3目負担金交付金ですが、主に不採算部門に対する国からの交付税であります。旭市の一般会計を通じて繰り入れされております。この予算額は、平成22年度の決算見込みによる特別交付税、普通交付税の病床割分の単価増を勘案し予算計上いたしました。

次に、予算書の9ページをお開きください。

こちら、収益的支出、1款1項1目給与費ですが、地域医療再生計画による33床増床に伴う人員増や、手術室を13室から15室に増加させ、その運用に伴う医師、看護師等の給与増を見込んでおります。

2目材料費のうち薬品費並びに診療材料費ですが、入院・外来収益の増加に伴い連動して費用のほうも増額いたしました。

3目経費のうち委託費ですが、平成23年11月までは旧病棟も改修工事中使用するため、施設設備等の保守料の増額を見込んでおります。

4目減価償却費ですが、新本館の完成により、当年度から、建物、器具、備品等の減価償却費が開始になり、9億5,000万円余りの増を見込んでおります。総額が28億7,900万円余りを支出することになります。

6目研究研修費ですが、地域医療支援センター運営に係る費用、医師確保対策費を計上いたしました。

次に、予算書の11ページをお開きください。

10項1目その他特別損失ですが、平成23年度解体工事として4号館、これは昭和36年から38年にかけて建設されたものです、この解体工事を予定しております。解体工事費として7,100万円及び簿価で1億2,100万円ほどございます。それから、過年度分の診療報酬査定減2,000万円、こういったものを特別損失として見込んだところでございます。

次に、予算書の12ページをお開きください。

資本的収入、1項1目企業債ですが、再整備事業改修工事として予定している1号館、2号館、7号館の改修工事費総額47億5,500万円ほどの財源として30億円の借り入れを予定しております。

2項1目補助金ですが、再整備事業に係る補助金や地域医療再生臨時特例基金、これを計上いたしました。

資本的支出、1項1目工事費ですが、先ほど述べました再整備事業改修工事費を計上したところでございます。

以上により、23年度の利益としては1億2,100万円ほど税込みで計上しております。改革プランにおいては、23年度利益はマイナスの9億2,500万円となっておりますが、これが同じ税抜きでは8,200万円の黒字というような形になりまして、当初の改革プラン比1億6,600万円ですか、これほど上回っております。

以上ですが、簡単でご説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） それでは、業務委託で少しお聞きしたいと思います。

業務委託のあれがインターネットで結構出されておりますが、中央病院の産業廃棄物収集運搬・処理業務、また消防保守管理業務、それから空調設備管理業務、それから電気、それから警備及び駐車場誘導業務、中央病院清掃業務、それからバス運行業務委託とありますが、

少し詳しくお願いします。

○委員長（向後悦世） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 委託費全体では、対前年度比2億円ちょっとの増加になっております。その内訳としまして、業務委託費、それから施設設備保守、それから医療器械保守等があります。先ほど、今、委員さんの中で全部説明できるかどうかちょっと分からないんですが、委託費については、その内訳としまして、業務費としましては、大きなものなんですけれども、これは給食配膳業務拡大ということで今現在もやっているんですが、この新棟になった段階で、附属施設も含めて、こういったものを全部、本館のほうで作ったものを配膳するというようなことで、これが6,800万円ほど見ております。それから次に、この23年の5月に引っ越しを予定しておりますので、この関係でJRのほうに引っ越しをお願いするというので、これが23年度分として2,500万円ほど見ております。それから、医療情報システム構築支援ということで、これを4,500万円ほど見ております。それから、電気設備運転業務ということで、これが3,100万円ほど見ております。それから、あと同じく熱源設備の運転ということで、これが同じく1,200万円ほど見ております。あと、送迎バスの運行ということで、これは予算としては600万円ほどを見ておりますが、まだどこに決めるかは決めておりません。あともう一つは、ライナック撤去、放射線関係ですね。この撤去後の放射能の測定ということで同じく600万円ほどを見ております。これが業務委託関係になります。

それから、施設管理委託としてちょっと今回増えるのが、新本館の受電の法定点検、これが年間2,000万円ほどかかりますので、この分を見ております。それから、同じく熱源の点検ということで、これが2,300万円ほど見ております。それから、医療ガスの点検、これも同じく1,600万円ほど見ております。

以上です。

（発言する人あり）

○病院経理課長（鈴木清武） 産業廃棄物については、今までは随契という形の中で出ていたんですが、これを今回は競争入札という形で23年度から実施いたします。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようでありますので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願い

いいいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第10号、一般会計補正予算でございます。

補正予算書の16ページをお願いしたいと思います。

3款民生費、1項2目障害者福祉費、15節工事請負費500万円、この補正でございますけれども、国の11月補正によります地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業、この事業によりまして、庁舎、福祉センター、公園、学校、さまざまな公共施設へ、駐車場にそれぞれユニバーサルデザインのもとで障害者専用の立て看板、それから駐車マーク、これらを整備する事業でございます。

この歳入につきましては、11ページへお戻りいただきまして、一番下の13款国庫支出金、2項1目1節総務管理費国庫補助金、説明欄2の地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金3,444万1,000円のうち500万円全額が本事業の歳入となっております。

この事業につきましては、6ページになりますが、第2表、繰越明許費補正の3款民生費、1項社会福祉費、事業名、障害者福祉事務費の500万円、これによりまして全額繰り越しを23年度に行いまして実施させていただきます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうから、地域活性化交付金の関係の補正について、本会議でも企画課のほうで説明をしたりしておりますけれども、改めてご説明を申し上げます。

補正予算書の17ページをお開きください。

3款民生費、3項児童福祉費、4目保育所費です。この中の工事請負費4,500万円につきまして、これにつきましては国の補正予算に基づきまして地域活性化交付金のきめ細かな交付金ということで、保育所の施設改修事業を行うものでございます。内訳といたしましては、古城保育所、それから日の出保育所、まんざい保育所及び共和保育所、いずれも屋上防水等の防水改修工事を実施する予定であります。また、保育所の給食室のエアコンでございますけれども、海上保育所につきましては既にもう設置されておりますけれども、ほかの保育所についてはエアコンがまだ入っていない状況でございまして、衛生面や職場環境の面で今回保育所に12か所、塙が廃止になりますので、海上を除いて、12か所の保育所の給食室にエアコンを設置しようとするものでございます。

これにつきましては、歳入が、11ページ、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の中で地域活性化・きめ細かな交付金というところがございますが、ここに4,500万円ということで含まれております。これにつきましては、先ほど社会福祉課長のほうからお話がありましたが、全額23年度に繰り越して実施するものでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） それでは、補正予算についてご説明申し上げます。

まず、17ページをお願いしたいと思います。

歳出について申し上げます。

4款1項1目保健衛生総務費のトイレ改修工事費、一番下でございますけれども、700万円は、旭市保健センター施設内のトイレが狭く、また和式であるなど、利用者にとって不便な状況でありますので、またそこで障害者や女性、そして妊娠中の方などにも使いやすくするための改修工事を行うものです。改修箇所は、保健センターの身障者トイレ、女子トイレと2階の働く婦人の家の女子トイレを予定しております。

歳入につきましては、11ページに戻っていただきまして、下段にあります1節総務管理費国庫補助金、説明欄2、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金3,444万1,000円のうちの500万円を予定しております。それで、この事業も、社会福祉課長が申したように、年度内に工事ができませんので全額繰り越すものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 庶務課にかかわる補正予算について説明いたします。

21ページをお願いいたします。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費です。まず、説明欄1、2とありますが、まず説明欄1の中学校施設管理費、17節公有財産購入費1,531万5,000円の内容でございます。購入しようとする土地は、海上中学校の用地でありまして、地番は旭市高生字昭和49番、地目、登記簿上は田、現状、宅地でございます。地積は1,021平米です。この土地につきましては、不動産鑑定額は平米1万5,500円でしたが、買取予定価格は1万5,000円でございます。若干その経過等を含めまして、内容について説明させていただきます。

海上中学校建設に際しまして、旧海上町は、用地買収を進める中、条件が折り合わずに、やむなく平成17年4月1日から賃貸借契約を結んだ地権者3名の方がおりました、4筆

4,084平米、その3人の方の合計でございます。それぞれその契約期間は、5年、10年、25年の契約でございました。そのうち、5年と10年の契約の条件には、契約期間満了後に土地を購入の場合、時価にて土地を購入することが加えられておりまして、5年間の賃貸借契約を結んでいた地権者より契約の内容のとおり履行するよう申し入れがございました。しかしながら、昨年、5年間が過ぎた時点で、その時点ではもちろん予算等手当、これはございません。それで、私の担当のほうといたしましては、再度の契約を、賃貸借契約をというお話で行ったんですが、なかなかそういうわけにまいりませんで、土地の買収の履行をというお話、そういう申し入れがございました。それから、その時点で賃貸借契約を1年に限り再度更新していただきまして、本年度中に売買契約の合意を基本とし、交渉を進めてまいりました。結果、不動産鑑定の結果を基準に交渉の結果、合意に至りましたので、今回の補正予算をお願いするものでございます。

続いて、説明欄2番、飯岡中学校改築事業、13節委託料3,963万7,000円の減額補正でございます。当初予算で合計4,100万円、その中身は、基本設計として2,100万円、開発関係等調査で2,000万円を見込んでおりましたが、執行につきましては耐力度調査を行いまして、そちらが134万4,000円、基本設計で1万8,900円でありましたので、その差額を減額補正するものでございます。

なお、開発関係等の業務については、本年度は時期尚早と判断いたしまして、執行を見送ったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、学校教育課、20ページをお開きいただきたいと存じます。

10款教育費、2目18節備品購入費でございます。説明欄1の学校図書購入事業2,200万円でございますが、全額を23年度に繰り越すものでございます。1校100万円、大規模校の中央小学校並びに第二中学校については200万円を計上するものでございまして、学校図書の整備に充てるものでございます。

歳入につきましては、先ほど来出ております11ページの国庫支出金、説明2の地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金、これを充てるものでございます。そのうちの2,200万円ということになります。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、生涯学習課のほうから補正予算につきまして補足説明させていただきます。

やはり生涯学習課のほうも地域活性化交付金を利用しての事業3つでございます。よろしくお願いいたします。

21ページをご覧いただきたいと思います。

社会教育総務費、説明欄1番の生涯学習施設改修事業でございます。事業費6,100万円を見込んでおります。これは、公民館等の地域の生涯学習拠点施設を整備いたしまして、施設の安全性及び利便性の向上を図るものでございます。

初めに、委託料350万円につきましては、いいおかユートピアセンターのエレベーター棟増築工事に伴う設計委託料でございます。

次の工事請負費5,750万円につきましては、ユートピアセンターエレベーター棟増設工事の工事費でございます。そのうち3,560万円が工事費でございます。

公民館等改修工事の1,590万円につきましては、ユートピアセンターの玄関の上の屋根の部分、これが強風によりまして壊れてしまいましたので、この改修工事、また外壁の改修工事を予定しております。それと、海上公民館の非常用バッテリー工事を予定しております。

キャンプ場改修工事600万円につきましてはトイレの洋式化の改修工事でございます。それと、電気設備が、非常に今、弱い電源でございますので、これを増設するものでございます。また、バンガローにつきましても、畳の敷設工事、そしてベランダの工事を予定しております。

次に、21ページをお願いいたします。

これも地域活性化交付金の中の住民生活に光をそそぐ交付金ということでとらえております。図書館費、説明欄1番の図書館活動費2,300万円についてでございます。この事業につきましては、市の図書館の蔵書の充実を図ることによりまして、地域の知の拠点施設として利用者が必要としている知識や情報の十分な提供を実現するということで実施するものでございます。

次のページ、22ページになりますけれども、まず役務費は車両購入のための諸税でございます。

次に、委託料1,033万1,000円につきましては、図書館整理業務委託料ということで、これは市の図書館の整理業務ではございません。先ほど学校教育課のほうで説明いたしました約

1万冊から1万5,000冊、このやはり光をそそぐ事業で購入いたします学校図書に伴い、各学校の図書館の整理を委託するというものでございます。

それと、備品購入費1,264万3,000円につきましては、市の図書館の購入費700万円、それと書架等の教育備品で357万円、それと図書運搬用の車両購入が207万3,000円という内訳でございます。

次に、22ページをお願いしたいと思います。

下段の体育施設費、説明欄1番の社会体育施設改修事業についてでございます。これもきめ細かな交付金を利用するものでございます。事業費は1,500万円を見込んでおります。これは飯岡体育館の屋根の改修工事を行うもので、施設の利用者が、安全かつ快適にスポーツ、レクリエーション活動を行えるよう環境を整えるものでございます。屋根の改修工事として1,500万円を見込んでおります。

また、国庫支出金につきましては、生涯学習施設のほうで6,100万円のうち3,500万円、57.4%国庫支出金を見ております。図書館活動費につきましては、2,300万円のうち1,514万1,000円、65.8%を見ておりまして、社会体育施設改修工事につきましても1,500万円のうち1,000万円をきめ細かな交付金で見ているものでございます。

なお、先ほど來說明しておりますけれども、これらの事業につきましては、やはり6ページに繰越明許費の一覧を示してございますけれども、全額を翌年度に繰り越して実施するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（向後悦世） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） 補正予算について国体推進室関係の補足説明を行います。

補正予算書22ページをお開きください。

まず、歳出でありますけれども、1目の保健体育総務費、19節負担金補助及び交付金です。説明欄1の国民体育大会開催事業、ゆめ半島千葉国体旭市実行委員会補助金でありますけれども、2,800万円の減額でございます。これは、実行委員会の総会でも説明しましたとおり、千葉国体の卓球競技会が終了し、実行委員会の決算見込みによりまして旭市からの補助金を減額するものでございます。当初予算では7,000万円であった補助金を4,200万円に減額するもので、今回、差額の2,800万円を減額補正すべくお願いするものでございます。

続きまして、歳入のほうを説明させていただきます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

中段にあります9目の教育費県補助金です。3節の保健体育費県補助金、説明欄1、第65回国民体育大会会場地市町運営費補助金1,257万5,000円の減額であります。この補助金は卓球競技会の運営経費に対する旭市への補助金であります。競技会の終了によりまして実行委員会が行った競技運営の補助対象経費も確定し、県への補助金実績報告によりまして減額となるものでございます。内容は当初予算で3,822万5,000円であった県補助金を2,565万円に減額するもので、今回、差額の1,257万5,000円の減額補正をお願いすべく計上したものでございます。

なお、県の補助金は、大会を実施しました実行委員会に交付されるのではなく、経費を負担する旭市に交付されるものでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案の審査は途中でありますが、ここで2時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時59分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの地震により、本委員会を散会いたします。

なお、14日の午後より開会いたします。よろしくお願いします。

散会 午後 2時59分

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 3 年 3 月 1 4 日（月曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 3 年 3 月 1 4 日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成 2 3 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 平成 2 3 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 3 号 平成 2 3 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 議案第 4 号 平成 2 3 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 8 号 平成 2 3 年度旭市病院事業会計予算の議決について
- 議案第 1 0 号 平成 2 2 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 1 1 号 平成 2 2 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 1 2 号 平成 2 2 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 1 5 号 平成 2 2 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第 1 8 号 旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 2 号 あさひ健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 飯岡福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 7 号 旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 1 号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（８名）

委員長 向 後 悦 世
委員 林 一 哉
委員 佐久間 茂 樹
委員 景 山 岩三郎

副委員長 林 七 巳
委員 嶋 田 茂 樹
委員 木 内 欽 市
委員 伊 藤 房 代

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（２３名）

教 育 長 茅 田 哲 雄
環 境 課 長 浪 川 敏 夫
健康管理課長 石 毛 健 一
子 育 て 林 芳 枝
支 援 課 長
病院事務部長 渡 辺 清 一
学校教育課長 平 野 一 男
国体推進室長 高 野 晃 雄
そ の 他 担 当 員 9名
職

税 務 課 長 堀 川 茂 博
保険年金課長 花 香 寛 源
社会福祉課長 在 田 豊
高 齢 者 渡 辺 輝 明
福 祉 課 長
庶 務 課 長 加 瀬 寿 一
生涯学習課長 野 口 國 男
病院経理課長 鈴 木 清 武

事務局職員出席者

事 務 局 長 堀 江 通 洋
主 査 穴 澤 昭 和

事務局次長 向 後 嘉 弘

開議 午後 2時 0分

○委員長（向後悦世） 大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

去る3月11日に、文教福祉常任委員会開催中に東関東大震災が発生しまして、本委員会を散会することになりましたが、本日大変お忙しい中ではありますが、議案の審査をよろしくお願いいたします。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承ください。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承ください。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時 2分

（傍聴者入室）

再開 午後 2時 2分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） それでは、3月11日に引き続きまして、議案の審査を行います。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 災害中ですが、これはちょっと聞かなきゃならないので聞かせていただきます。

21ページ、中学校の施設管理費ですが、この経過は説明がありましたけれども、当時はたしか反当400万円で買っているわけですが、今まで借りていた分、年間幾ら払っていましたか、賃料。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） お答えいたします。

年間の賃料でございますが、年額20万円、それプラス税金分ということです。よろしいでしょうか。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 答弁は短くて結構です。今みたいな感じでいいです。

それで、前回たしか平米1万500円と聞きましたね。そうすると、1万500円だと……

（発言する人あり）

○委員（木内欽市） 1万5,000円、評価はもっと安かったでしょう。評価が最初から1万5,000円ですか。

（発言する人あり）

○委員（木内欽市） 1万5,500円ね、はい。そうすると、このほかにもまだ借りているのがあるのでしょうか、10年とか20年とかになった場合に、やはりこの評価で買うんですか。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 現在、時価という契約がまずございました。それによって、まずどこで出すのが一番地権者に対しても、全体の説明に対してもいいのかということで、不動産評価額を基準にやりました。この後、この方は5年でした。今度10年の方がもう一方おります。その時点の評価をしてというふうに、今の時点、もちろん考えております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） そうすると、いろいろないきさつがあると思いますが、5年前は隣の方は400万なわけですよ。5年間貸しておいて、今売る人は1,500万円ということの当然その疑問が出ますよね。これにはどのように、この後、例えばこれからは飯岡中とかいろいろあると思いますが、そうだった場合に、貸しておいてですね、当然時価ということになれば、宅地になるから時価が上がりますよね。当時は反当400万円なんですね。今は反当1,500万円ですね。4倍近くの値段で、時価は下がっているはずなんですけれども、時価と言うと評価が上がるからこういうことになっちゃうんですが、これから今度飯岡中とか買う場合、今言っ

たように、残りもある、滝郷小学校にも借地があるわけで、その場合には、今後どのようにしていくのでしょうか。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 木内委員がおっしゃるのごもつともだと思います。ただこの場合、あくまで特殊な事例というふうに考えております、とらえております。契約時点で、地権者の方と、たまたま結果としては2名だったんですが、当時どうしても買収ができない、それで全く折り合いがつかなかったという状況だったそうでございます。それで、契約の中で、それぞれ本来であればどうしても借りれない、買えない。借りるとすれば少なくとも長い期間、長期で、末代まではまたあれにしても、一生借りるような方向がとればよかったんですが、結果として、こういうことになってしまいましたものですから、あくまで特殊な事例、契約で買収かかるときは時価、これ個人情報の部分、微妙なんです、本人の地権者の方とすれば、もうちょっと上の額をというご意向もございましたので、ここでということで。次の、これからのことですが、もちろんこういう方法はまず考えておりませんし……

（発言する人あり）

○庶務課長（加瀬寿一） はい、お願いいたします。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） じゃ、最後に、この借りている借地の上に建物は建っているんですか、それとも単なる運動場で借りているのか、そのところ。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） ちょうど敷地の真ん中辺になります。西側の真ん中辺、道路から入ったところですね、そこに2反分、そのお二方、本年度中の方がその真ん中辺にあります。結果として、体育館、屋内運動場の底地になります。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） その場合に、例えば今度言われた場合に、そこを返すというのは無理ですが、じゃ、代替地として駐車場の隅をやろうとか、運動場の隅で勘弁してもらおうとかいうことはやっぱりできないんでしょうかね。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 代替地のお話も、もう1回賃貸やってくれというお話も、まずだめでした。代替地も、ほかを探しても、また代替地のお話もしましたが、とにかく契約どおり売買という結果となりました。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ご苦労なされたのはよく分かりました。ありがとうございました。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 議案第11号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、歳入歳出それぞれ1億2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億3,200万円とするものでございます。

内容につきましては、本会議での補足説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 特にないので、議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第22号及び議案第23号についてですが、関連議案でございますので、一括して担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長(在田 豊) この一部改正につきましては、補足説明で申し上げましたように、あさひ健康福祉センターと飯岡福祉センターの使用料収入を指定管理者の収入として収受できるように改正をするものでございます。

両議案とも、本年4月1日から施行をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長(向後悦世) 担当課の説明は終わりました。

議案第22号及び議案第23号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 特にないので、議案第22号及び議案第23号の質疑を終わります。

続いて、議案第24号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長(向後悦世) 特にないので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 特にないので、議案第24号の質疑を終わります。

続いて、議案第25号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長(向後悦世) 特にないので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 特にないので、議案第25号の質疑を終わります。

続いて、議案第26号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長(向後悦世) 特にないので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 特にないので、議案第26号の質疑を終わります。

続いて、議案第27号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第27号の質疑を終わります。

続いて、議案第28号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第28号の質疑を終わります。

続いて、議案第31号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第31号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成23年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成23年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成23年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、平成23年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成22年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、平成22年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、あさひ健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、飯岡福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（向後悦世） ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（向後悦世） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 先日、再整備事業の推移ということで、お手元にこういった資料をお配りしてあります。これは、先日、日下議員さんから出してくださいと言われたもので、これを全員にお配りしてあります。この件に関して、ご説明を申し上げます。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時26分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

病院経理課長、説明をお願いいたします。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、再整備事業の推移ということで、ほぼ再整備事業も完成に近づきまして、当初予算からの推移について、ご説明させていただきます。

まず、平成19年9月に、総費用317億円ということで再整備事業を開始しました。この時点での起債の借入総額は209億円ということでスタートしております。この平成19年3月末の病院の起債借入残高が153億4,300万円ございました。

平成20年9月に、資材高騰ということで約22億円の増額を議会のほうに承認していただきまして、再整備事業の総額が339億円になりました。この時点でも起債の借入総額は209億円ということで変わってございません。

それから、平成21年3月、総事業が、これは入札によって12億円の減額をしまして、再整備事業の総額が327億円に修正しております。この時点での起債借入総額が199億円というふうに、約10億円減額しております。

それから、平成22年3月、これは医療機器購入費の財源の変更ということで、総事業費は327億円に変更ございませんが、起債の借入総額が205億200万円ということで、約205億円、約7億円ほど増加しております。

それから、平成22年9月、総事業は同じく327億円でこれは変更ございませんが、建設費を7億円減額し、医療機器購入費へ7億円増額ということで、財源の中を変更させていただいております。それから起債借入総額が同じく205億200万円ということでこれも変更ございません。

平成23年3月、これは327億円ということで事業費、これも変更ございません。23年度当初に対して、起債の最終的な借入残高が205億200万円という形になっています。

起債のほうの実際の借り入れのほうはどうなったかと言いますと、21年3月には、当初はこれ2億5,200万円の借り入れをしております。これは金利は財政投融资資金を借りて、1.9%、期間30年ということで借り入れを起こしました。この時点での起債残高が128億9,000万円ございます。

22年3月に、37億5,000万円、借り入れを起こしました。この時点で、このときは37億5,000万円なんですけど、財政投融资資金からの借り入れが26億3,100万円、残りの部分は、地方公共団体金融機構ということで11億1,900万円借りております。ただ、借り入れの金利等は全く同じ条件で、金利が2.1%のこれが30年固定金利で借りております。この時点での起債の借り入れの3月末の最終残高が、153億5,300万円というような数字になっています。

本年この23年3月、今年が135億円の借り入れを予定しております、これが財政投融资資金、いわゆる建設本体にかかる起債のほうが118億円、これを満額、財政投融资資金で借り入れが可能になりました。金利は1.9%、期間が30年という形で借りました。

あと、医療器械等の購入資金ということで、これが17億円、これは市中銀行のほうから起債承認枠という形で借り入れを起こします。これは金利が0.494%ということで、これは5年の固定金利になります。本年の3月末の最終的な起債残高が276億700万円というような形になります。起債のほうの総体の再整備事業は205億円ということですが、来年度この23年度に改修ということで、30億円予定しております。この30億円を借りますと、ちょうどこの205億200万円というような数字になります。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、お配りしてございます公立保育所再編構想について、簡単にご説明をさせていただきますが、その前に、今回の地震による津波の被害ということで、保育所関係について簡単にご報告いたします。

まず、保育所全体、全部調査した結果ですが、日の出保育所について、地盤沈下はかなり

激しくて、建物の下部、それから園庭、すべてにおいて地盤沈下が起こっておりまして、保育所として、しばらく使えないような状況になってしまっております。今後の対応について、今早急に詰めておるところでございますので、一応ご報告をさせていただきます。

それで、保育所全体といたしましては、きょう、あすの14、15日は全面休業ということにさせていただきます。あさって水曜日以降については、電気が今のように停電が1日何回かということで、計画がはっきり定まらない状態なので、どうしてもその見ていただきたいというご父兄に限って、お弁当を持参していただけるということであれば、ライフラインがちゃんとできるまで、給食もそれからお水もということが不安な要素がありますので、それを対応できる方については、お受けしますよということではしていきたいと思っております。

被害の状況については、簡単ですが以上でございます。

それでは、保育所の再編構想ということでお配りしてございます。

まず、この再編構想についてですが、この構想は、法的な根拠に基づいて策定するものではなくて、旭市行政改革アクションプラン第2次の推進を図るために策定したものでございます。

参考までに、国では、地域の実情に応じて計画的に幼児教育、保育及び家庭における養育の支援等を漏れなく提供するために、「市町村新システム事業計画（仮称）」でございますが、の策定について検討しています。

国がイメージしている内容としては、市町村ごとに目標値の設定、日常生活圏域の設定、それから需要の見込み、それから見込み量の確保のための方策などについて、5年ごとに計画を策定して、特別会計を市町村ごとに設置して、子育て施策を運営させようというものでございます。今後は、市町村の実情に合った子育て支援の提供体制、保育所だけでなく、子育て施策全般を構築していく必要があるというふうに考えております。

それでは、1ページをお開きください。

まず、1の計画策定に当たって、（1）計画策定の趣旨、（2）計画の性格、（3）計画の期間を定めておりまして、旭市総合計画や行政改革アクションプランなどの計画との整合性を図りながら進めようとするものです。

なお、計画期間は、平成26年度までとしますが、国の動向などによって見直しが必要な場合には、適宜見直していきます。

2ページをお願いいたします。

2の児童及び保育所等を取り巻く現状で、（1）就学前児童数（0歳から5歳）の推移で

は、平成7年から平成17年までの国勢調査人口と、それから平成22年10月の登録人口、これは住民基本台帳人口と外国人登録人口を足したものでございます。その推移から今後20年間の人口の見込みを算出いたしました。現在の3,372人から10年後には2,893人、479人、14.2%の減、20年後には2,433人、939人で27.8%の減になるというふうに見込んでおります。

(2)の核家族化の進行では、世帯数と人口の推移を見ると、平成7年、15年前と比較して人口は1,366人、1.9%の減少、世帯数は4,797世帯で23.9%の増加。1世帯当たりの人口は0.74人の減少となっておりまして、非常に核家族化が進んでいるというふうな状況がうかがえると思います。

3ページをお願いいたします。

(3)の保育所(園)の状況で、①保育所の状況については、公立、私立を含めた21か所の施設の状況を表しております。耐震補強や耐震診断による改築だけでなく、少子化を視野に入れた公立保育所の今後についての検証が必要となると思われます。

4ページをお開きください。

②の入所状況では、公立、私立の21か所の定員数と入所率を表しております。平成22年度、今年度末で廃止予定の広原保育所を除いた私立保育園の入所率は、85%から134%となっておりまして、私立保育園への入所希望が多いという状況がうかがえると思います。

一方で、公立保育所は、最も入所率の高い干潟保育所は124.4%で、公設民営による保育所であります。共和は120.8%、中央第三が114.4%と、100%を超えている2か所のほかは、今年度廃止する予定の塙の27.5%から、中央第一の99.3%まで定員割れをしている保育所が12か所となっております。

5ページをお願いいたします。

③の保育サービスの内容では、通常保育のほかに実施している特別保育事業等について表していますが、近年の傾向といたしましては、乳児保育、障害児保育の需要が増えてきております。乳幼児の増加は、核家族化の進行、仕事を持つお母さんが増えているということによるものと思われますが、乳児の場合には、なかなか希望してもすぐに入れないという場合もございます。また、障害児保育については、集団保育が可能だといわれておる軽度の障害児だけではなくて、かなり手間のかかる障害を持ったお子さんの入所希望が増えておりまして、公立保育所の役目として、そういったお子さんの受け入れを求められている状況でございます。中でも中央第三保育所については、障害児サークルなどを実施していることもあって、特にその障害を持ったお子さんの入所希望が多く、保育士を加配しなければならないよ

うな原因の一つになっております。

6 ページをお願いいたします。

④の公立保育所運営費の状況（管理的経費）では、平成19年度から21年度の3年間の平均で見ると10億5,900万円、児童1人当たり約88万円ですが、運営費にかかる財源は、平成17年度から国・県補助金が廃止されていることから、すべて一般財源となっております。

7 ページをお願いいたします。

公立保育所の職員等の状況では、平成22年4月1日の職員数を表しております。

下の（4）市内幼稚園の状況では、平成22年5月1日現在の状況を表しております。4か所すべてが私立の幼稚園ですが、いずれも定員割れしています。

8 ページをお開きください。

3の施策の方向と保育をめぐる本市の課題、（1）国施策の方向では、国が進めている子ども・子育て新システムでは、市町村が特別会計を設置して、基礎給付の部分に子ども手当と上乗せ給付の部分に両立支援・保育・幼児教育給付ということの二階建てに再編される予定です。

（2）の保育をめぐる本市の課題では、新システムに合った施設配置を考えていかなければならない。公立保育所はすべて運営費、施設整備費、すべてを一般財源で賄っております。

それから、（3）の公立保育所をめぐる本市の課題では、定員割れしている保育所がほとんどであることや、低年齢児の保育需要の増加、一部の保育所への偏った入所希望などに加えて、施設の老朽化など多くの課題を抱えています。

次は9ページです。

4の公立保育所再編の方向ということで、本来この基本構想の中で、一番こちらとして皆さんにご説明したい部分でございますが、国の施策が大きく変わろうとしておりますが、その動向にも注目しながら、（1）再編の基本的な考え方では、公立保育所の現状及び取り巻く環境と、行政改革アクションプランに定める目標を達成するために、公立保育所の再編を進めようとするものです。

再編に当たっては、私立保育園や私立幼稚園などの民間を圧迫することのないような再編計画を立てる必要があると考えております。現在の入所者数は、公立保育所が1,208人、私立保育所と幼稚園が1,000人となっております。私立の保育園や幼稚園が、10年後も現状のまま継続するとした場合には、10か所で980人程度になるというふうに考えております。

したがって、公立保育所の入所児童は920人程度となり、現在15か所ある保育所を10か所

程度に統廃合するのが望ましいと考えております。統廃合するに当たっては、公立保育所の入所児童数を適正に把握するとともに、民間では取り組みが困難なものへの対応や、公立保育所の果たすべき役割を考慮して、再編を進めていきます。また保育所が地域に密着しているということから、地域の意見は十分に把握した上で進めていきたいと考えております。

それで、最後の10ページです。

(2)の民営化の方針では、子ども・子育て新システムの導入により、保育を取り巻く環境が大きく変化することが見込まれます。公立保育所に対する国・県負担金が廃止されたことから分かるように、将来的には、民間の力を活用して保育所を運営することが好ましいと考えております。

以上で、簡単でございますが、公立保育所の再編構想について説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（向後悦世） 健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） それでは、健康管理課のほうから、先の地震によります健康管理課管理の施設の状況でございますけれども、建物の被害はございませんが、いいおかけんこうセンター、海上健康増進センター、各保健センターの建物の被害は目視によるものはございません。あといいおかけんこうセンターと海上健康増進センターにおきましては、当分の間は休業させていただきます。それと保健センターの健診業務は、今避難所のほうもやっておりますけれども、それと併せてやっていくという予定でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、私のほうから、今、皆さんのお手元に配布したと思いますが、避難所の収容人数ということで一覧表があると思います。

今回の地震によりまして、3月11日発生なわけですが、当初避難所につきまして、11か所開設いたしました。主に旭の中学校、それから海上中、それから小学校は富浦、矢指、鶴巻、三川、飯岡、それと海上公民館等11か所を開設いたしまして、当初は2,000人以上の避難者を収容しておりました。

皆さんのお手元にお配りしたのは、本日の13時、最後の数字でございますけれども、1時現在の収容人数については674人ということで、人数的には少なくなっておりますけれども、非常に倒壊した、家族の方々もおりますので、一生懸命努めていきたいと思っています。

なお、職員が24時間体制でお世話をしているという状況であります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、今回の地震あるいはその後の津波の関係によります環境課所管の施設等についての被害状況について、お話をさせていただきたいと思います。

環境課では、クリーンセンター、焼却場が大きな施設でございまして、そのほかに火葬場みたま苑、あるいは旧飯岡地区では萩園の浄化施設がございます。

クリーンセンターにつきましては、焼却炉の耐火れんがですけれども、それに多少の損傷があるということが分かりまして、現在修繕に当たっているところでございます。それと、あと煙突がどうなのかという検査をこれからやるということで、場合によっては、焼却ができない日が出る可能性が、今、本日はもう燃しておりませんということで、現在調査に入っているところでございます。

みたま苑につきましては、幸い損傷がございまして、事業をそのまま継続しておるところですけれども、停電がコンスタントにありますけれども、そういったものへの対応がちょっと難しいところがありますけれども、それはどうにか動いております。

それと、旧飯岡町の萩園海岸にある、いいおか荘の前ですけれども、浄化施設、これは四千三・四百人のいわゆる生活排水、し尿は別としたものの浄化をする施設で、海水浴場の保全だとか、そういったものを目的に、平成4年ころ造ったものですけれども、それが今回の津波によりまして、いわゆる塩害といいますか、そういったものでほとんど難しい、改修をしなければならぬ。相当額がかかると思いますが、観光施設の一つでもありますし、生活の関連の施設でもありますので、それは改修をしていこうというところで、すぐには直りませんが、改修の方向で今検討しているというところでございます。

それと、既にご案内だと思いますけれども、今回の津波あるいは地震による災害によりまして出るごみについては、急遽、飯岡地区から近いところで結構な量が置ける所ということで検討をさせていただきました、旧海上中の跡地に、12日からですか、本日で3日目になりますけれども、運んでいるというところでございまして、まだ、その量だとかということについては、ここでお話しできるものは持っておりませんが、もう少し日数がかかると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、私のほうは、小中学校の施設の被害状況を申し上げます。

小中学校合わせて20校ありますが、目で見てはっきり被害だと分かるもの、大きな被害と
いいますか、それは中学校2校です。

一番大きい施設被害として干潟中学校、これはプールがひび割れて水がだいぶ出ておりま
す。周り全体に地盤が、これ液状化現象でプール周りが落ちていますし、グラウンドのほう
も盛り上がったたり、また逆に沈下したり、そんな状況が全体に見られます。

それと、飯岡中のほうは、津波による被害です。これは体育館、校舎、奥の特別棟を除き
まして、床上まで一度水につかっております。またグラウンドのほうも、若干その後の状況
が大変悪く、つかった後で土砂なりがある状況です。建物については、今のところ特に目立
った被害というのは、目視によってはまだ発見されていません。体育館に若干ひびがあろう
かなというところかと思えます。

あとの学校ですが、ひび割れ、天井の一部が垂れ下がってきたとか、ガラスの破損を入れ
まして7校、ほぼ異常なしと言われる学校が11校です。学校のあと、子どもたち、それから
運営上の状況については、学校教育課長から申し上げます。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、ご報告申し上げます。

まず、児童・生徒の一時避難、保護者への引き渡しまでで、大きなけが等はございません
でした。1件のみ、第一次の避難で大きな揺れが来たときの机の下へ避難するときに、前歯
をぶつけまして一部欠けたという報告のみ受けております。なお、保護者への引き渡しは、
19時に一切が当日終了したところでございます。

それから、授業の再開でございますが、本日は全校休校を、臨時休業をしております。以
下の学校があすもお休みを予定いたします。中和小、萬歳小、古城小、それから中学校2校
でございます、飯岡中、干潟中。この5校につきましては、あすも臨時休業をさせていただきます。

主な要因につきましては、津波の関係での教室に入れなかったりというような部分も正直
ありますが、ライフラインの復旧が完全にできないと、学校に生徒を集めても、正直なところ
授業が難しいという現状がございまして、そういった要因があるというふうにご理解いた
だきたいと存じます。

それから、給食センターのことについてご報告申し上げます。

給食3センターございますが、一番被害程度の軽かったのが、第一給食センターでござい
ます。これは目視では特に異常が発見されませんでした。その後、電気、上水道の回復をも

って点検、そして試運転を行ったところでありますが、本日の試運転で、やはり一部配管等に異常が発見され、その修理をこれから急ぐところでございます。

続いて、第二給食センターでございますが、3センターの中で一番大きな被害を受けております。液状化現象による地盤の沈下等によりまして、施設を取り巻くブロック塀には大きなひびが入り、また施設内のポンプ室、ボイラー室等については、液状化によりまして、南側に大きく傾いている現状であります。また、一番大切な調理室でございますが、調理室の中にも大きな亀裂が多数入り、段差も見られます。隣接する浄化施設等についても、敷地内の一部が大きく陥没しているなど、大変大きな被害を受けているところでございます。

第三センターでございますが、やはり液状化による施設の裏側が陥没したことが確認されております。またガス管等がむき出しになっている状況であります。破損や亀裂による水濡れ等を起こしている部分がありまして、それらの修理。またガス、ボイラー施設、重油の地下タンク等について点検作業を行っているところでございます。

そのような関係から、学校給食センターは、現在稼働ができない現状でありまして、学校給食は、本年度内、提供することができない、このように判断し、校長会を開いてお伝えをすると同時に、あす、あさって学校の再開を待って、保護者あての文書を配布する予定でございます。

なお、給食センターのほうは、今後、第一、第三給食センターの修理、復旧を急ぎまして、次年度は第一、第三の2施設を稼働させながら対応をしていきたいと、このように現在考えているところでございます。第二給食センターについては、非常に修理が難しい状況にあると、このようなことを現在判断しておりますが、素人判断だけでは困りますので、建設業者等に現在見てもらっている、またはお願いをしている状況でございます。

それから、児童・生徒の避難所での状況でございますが、本日11時45分現在、合計の数で申し上げますと、小学生28名、中学生16名の44名の名簿による確認がございます。小中学生44名が避難所に避難をしているという状況でございます。

あと、卒業式等、若干日程が変わりましたので、少しその点について報告をさせていただきます。

日程が変わった学校は、飯岡小学校でございます。飯岡小学校は、24日木曜日に卒業式を実施することといたしました。時間については、9時からということで、これは変えてございません。

それから、中学校でございますが、第一中学校、第二中学校、それから干潟中学校、この

3校は、19日の土曜日に卒業式を実施することといたしました。飯岡中学校につきましては、津波の影響等ありまして、今、原状回復に努めているところでございますが、飯岡中学校は、18日金曜日、小学校が午前中にごございますので、午後に卒業式を挙げる予定になっております。

なお、海上中学校につきましては、あす予定どおり実施をしたく現在準備を整えておるところでございます。

大変雑駁な報告でございますが、以上とさせていただきます。

○委員長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、生涯学習課の所管いたします施設で、今回の地震と津波で被害を受けた主なものにつきまして、簡潔に説明をさせていただきます。

まず、ユートピアセンターですけれども、入り口に立ちましてちょうど腰ぐらいまで水が来たということで、まず周りのフェンス、これがすべてやられてしまいました。入り口含めて周りのフェンスすべてやられていました。あと公用車のシャッターはもちろんですけれども、車3台、これは職員の車3台含めてですね、東側から西へ50メートル程度、ぐるっと一周をしたような感じになっております。また、南側の駐車場ですけれども、大量の汚泥が山積しているということでございます。また、もちろんごみのほうも一緒に伴って来ておりますので、ユートピアセンターにつきましては、なるべく早く回復するように努力したいと思います。

次に、飯岡方面の飯岡の体育館、テニスコート、野球場のほうですけれども、まず、県道からの入り口に大きな段差ができてしまいました。それと、入り口に入りまして、駐車場があるわけですが、ここにやはり段差とゆがみができております。おかげさまで、体育館の中のほうは今のところは大丈夫でございました。

あと、テニスコートですけれども、四隅に照明用の電柱が立っているわけですが、1本がかなり沈み込んでいるというような状況になっております。そのテニスコートの裏にテニス用の倉庫があるんですが、これも大きく傾いてしましまして、それと合わせるような形で地盤の沈下、それと段差ができております。

それと、野球場のほうですけれども、周りの道路、これすべて地盤沈下で段差ができておりますし、バックネット、それとダッグアウト、倉庫、トイレ、それと防球ネットが北側にあるわけですが、これがすべて地盤沈下で沈んでしまったということになっています。それと、球場内でも液状化現象が起きておりまして、亀裂はもちろんですけれども、大きな

段差と亀裂ができていますということでございます。

次に、蛇園の野球場ですけれども、これも同じく液状化によりまして地盤沈下ができていますということで、大きな段差、亀裂が入っております。

次に、総合体育館のほうですけれども、天井部分、メインアリーナの天井部分に、金網がこれは防球の意味もあると思いますけれども、あるいは天井にパイプ等がはっておりますので、そういったものの防護策というふうにもとれますけれども、この金網が何枚か落下してきまして床が傷ついております。かなりの重さがありまして、50センチ掛ける80センチくらいの、ちょうど10キロまではありませんけれども、そういった大きな網が落ちてきております。

それと、大原幽学のほうですけれども、林家のやはり土壁がこれは大きな亀裂が入ってしまいました。また、旧宅の南側は、民地への傾斜の地盤になっておりますけれども、若干の地割れができたというようなことであります。

最後に、憩いの家解体工事がちょうど終わったところで、今回の津波に遭ってしまいました。黒松を植えて、さらに升目状に竹さくを設置したわけですがけれども、すべて全壊というような形になっております。

ということで、ユートピアセンターにつきましては、当面3月いっぱい閉館というような形になりますけれども、なるべく早い形で復帰できるように検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 飯岡中学校の卒業式、時間を午後とだけ今お話をさせていただきましたが、13時45分開式とさせていただきます。

以上、訂正と報告をさせていただきました。

○委員長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、あさひ健康福祉センター、そして飯岡福祉センターの関係につきましてご報告をさせていただきます。

建物につきましては、さほど目視による調査において被害は出ていないんですが、おふろの関係、いろいろとどうなっているのかにつきましては、実際に試運転をやってみませんと大丈夫なのか分かりませんので、今、試運転やりたくても水が来ない状態です、どちらも。したがって、水が十分に来る状況になったら、それを試運転をやって確認をさせていた

だきます。

それから、両福祉センターとも、通常の営業はもう当分の間やりません。それで被災をされている皆様のおふろの確保ということを主眼に、一日も早く復旧をさせていきたいと思いをします。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（向後悦世） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3 時 3 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 向 後 悦 世

総務常任委員会

平成23年3月14日（月曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成 23 年 3 月 14 日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成 23 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 10 号 平成 22 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 17 号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29 号 旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32 号 千葉市ほか 10 市 1 町 8 一部事務組合消防指令事務協議会規約の制定に関する協議について
- 議案第 33 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 34 号 訴訟上の和解及び損害賠償の額を定めることについて

出席委員（7 名）

委員長	島 田 和 雄	副委員長	飯 嶋 正 利
委員	林 正一郎	委員	林 俊 介
委員	柴 田 徹 也	委員	太 田 將 範
委員	大 塚 祐 司		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1 名）

議 長 林 一 哉

説明のため出席した者（２７名）

副市長	増田雅男	秘書広報課長	米本壽一
行政改革推進課長	林清明	総務課長	平野哲也
企画課長	神原房雄	財政課長	加瀬正彦
税務課長	堀川茂博	市民課長	石井繁
会計管理者	高山重幸	消防長	佐藤清和
監査委員局長	平野修司	その他担当員	１６名

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋	事務局次長	向後嘉弘
主査	穴澤昭和		

開会 午前１０時２９分

○委員長（島田和雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ただいま全員協議会におきまして、市長から地震の被害状況の報告がありました。非常に深刻な状況であります。被害を受けられました方々には心からお悔やみ、お見舞いを申し上げます。

今現在は片づけに奔走されておりますが、今後できるだけ早く復旧をしていかなければなりません。復旧は、深刻な被害状況を見ますと、困難をきわめるものと考えられます。市民の窮状を救うための政治の真価が問われているときだと思えます。防災担当の総務常任委員会のみならず全員で市と協力しまして、万全の態勢で対策を講じていかなければならないと思えます。よろしくお願いいたします。

また、職員の皆様には、消防をはじめとするボランティアの皆さんとともに、地震発生後、不眠不休で対応していただいているということで、感謝を申し上げます。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は７名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前１０時３１分

（傍聴者入室）

再開 午前１０時３１分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

委員の皆さん方、大変ご苦勞さまでございます。

本日は、本会議におきまして付託いたしました議案8議案についての審査をいただくものでございます。どうか十二分に審議していただきまして、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本会議に引き続きまして総務常任委員会の開催、大変ご苦勞さまでございます。

また、ただいまは委員長より災害対応に対するねぎらいのお言葉をいただきまして、誠にありがとうございます。我々職員一同、地震発生以来、災害業務に徹夜等で従事しているところでございます。このような中、職員もだいぶ疲労がたまってきておりますので、避難所の担当またその他の担当職員につきましては、本日よりローテーションを組みまして交代で従事していく予定でございます。また、このような中、援助物資等もたくさんちょうだいしております。改めて御礼を申し上げる次第でございます。これからも職員一同一丸となりまして市民の災害対応、被災者のために対応してまいりますので、議員各位のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号の平成23年度一般会計予算、議案第10号の22年度一般会計補正予算、議案第17号、議案第20号、議案第29号の条例の一部改正が3件、議案第32号の協議会規約の制定に関する協議、議案第33号の総合事務組合規約の一部改正に係る協議、議案第34号の和解及び損害賠償の額についての8議案でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しましては簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。あいさつとさせていただきます。

本日はご苦勞さまでございます。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（島田和雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る３月３日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第１号、平成23年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第17号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の制定に関する協議について、議案第33号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第34号、訴訟上の和解及び損害賠償の額を定めることについての８議案であります。

初めに、議案第１号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 一般会計予算の議決につきましては、既に過日の全員協議会、それから予算の概要説明を申し上げております。また、本会議の中でも補足説明を申し上げ、質疑をいただいているところでございまして、財政課からは特に補足はございませんが、関係する部分、補足説明、総務課が１点あるということでございますので、総務課から改めてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、私のほうから人件費の関係につきまして、人件費につきましては各款にまたがっているということで、総括して私のほうからご説明申し上げます。

厚い予算書の286ページをお開きいただきたいと思います。286ページでございます。これにつきましては、給与費明細書の一般職分ということで、ご説明させていただきます。

まず、上段の（１）の総括の職員数でございますけれども、本年度は715人。715人は、平成23年１月１日現在の各課に配置している職員ということでご理解いただきたいと思います。これを基に退職者、採用者等の予定等を調整いたしまして、23年度の配置予定者を計上したということでございます。前年度と比較いたしまして13人の予算上は減となっております。

これは一般会計だけでございます。

それから、給与費のうち給料は、本年度予算総額が26億9,583万円、前年度と比較いたしまして7,545万6,000円の減ということになっております。これは主に職員数の減、それから給与改定に伴う減額、定期昇給による増加あるいは退職等による、退職等のいわゆる新陳代謝による減額、そういったものを全部含んでのことでございます。

職員手当につきましては下段に載せてございます。まず、扶養手当でございますけれども、手当の内容につきましては、配偶者の扶養手当が月額1万3,000円、子ども等の扶養手当が1人6,500円ということになります。前年度と比較して101万4,000円の減額、これは扶養人数等の異動に伴うものでございます。

次に、住居手当でございます。住居手当につきましては、議案第20号のほう、一般職の給与に関する条例の一部改正に関連しますけれども、今回、持ち家に係る手当について、平成23年4月から廃止し、または廃止に当たっての経過措置ということでございましてお願いしておりますが、この改正によりまして若干減額でございます。改正、議案第20号になりますけれども、今、支給月額4,300円のを段階的に23年度は月額3,000円、24年度は1,500円ということで徐々に減っていくということでございまして、それから、ここでその分については330万円ほど減額なんですけれども、ただ増えるほうもございます。アパート等の貸し家に係る手当につきましては家賃に応じて計算されまして、支給限度額が1人月額2万7,000円ということで、このアパートのほうは若干増えておりまして、こちらが320万円の増ということで、差し引きして13万3,000円の減。

次に、通勤手当ですけれども、内容は、自動車通勤の場合につきましては、片道2キロ以上の者について距離数に応じて支給します。電車等の公共交通機関利用の場合には定期券等の運賃相当額を支給するというもので、これは前年度と比較しまして21万円の増となっておりますけれども、これは人事異動で通勤勤務地が変わった場合の増ということです。

次の特殊勤務手当、時間外手当、宿日直手当、管理職職員特別勤務手当、下段の休日勤務手当等については前年度と同額でございます。

この手当の内容を若干申し上げますと、特殊勤務手当、これは主に消防職員の火災出場等の手当ということです。

次の時間外勤務手当の内容ですけれども、これは平日の午後10時まで、それから週休日、そういったものでそれぞれ率が違ってございまして、100分の125であったり、100分の135であったり、そういった休日あるいは時間外に出勤した場合の時間外手当ということになります。

それから、宿日直手当でございますけれども、この宿日直手当につきましては、休日に日直をした者に1回1日について4,200円ということで支給しております。

それから、管理職特別職員勤務手当につきましては、管理職職員が緊急のために休日に勤務した場合、6,000円から1万円の範囲で支給するんですけれども、現実これを支給したことはございません。

次の休日勤務手当でございますけれども——管理職手当ですか、これは定額になっておりまして、月2万7,800円から4万4,000円までの間で、それぞれの役職に応じて支給するというところでございます。

それから、期末手当と勤勉手当でございます。期末手当の支給率は6月が1.225月、12月が1.375月。勤勉手当につきましては、6月も12月も0.675月で、合計で年間の支給率は3.95月分となります。前年度と比較しまして、期末手当が5,439万1,000円の減、勤勉手当は2,089万8,000円の減となっておりますけれども、これは昨年の人勧によりまして支給率が年間で0.3月分の減、これに伴う減でございます。

次の子ども手当につきましては平成22年度から新設された制度でございまして、これは法案審議中ということでございますけれども、一応予算では中学校修了前までの子どもを扶養している職員に支給されるということで予算組みはしてございます。なお、前年度と比較しまして1,322万2,000円の増額でございますけれども、これは新たな子ども手当の法律の成立を前提として現在組んでございます。3歳未満の子に係る支給月額1人1万3,000円、これが2万円に増額されるという予定で計上してございます。

次の夜間勤務手当ですけれども、これは午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給されるものでございまして、1時間当たりの単価に100分の125を乗じた額を支給しております。対象は主に消防職ということになっております。

一応簡単でございますけれども、職員給与の明細ということで説明させていただきました。以上です。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） 採用者数はどのようにして決めているのか教えてくださいませんか。

○委員長（島田和雄） 大塚委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 採用予定者数は、毎年その時期にやるわけですが、これはアクションプランの後ろに職員の定員適正化計画というのをつくってございます。その中で方針を示してございまして、一般行政職につきましては退職者の2分の1程度、それからほかの技術職ですとか、例えば保育士さんですとか保健師さん、そういった方については、それから消防士、こういったものは退職を原則補充という形の基本方針に基づいて採用者数を決めているというところでございます。

○委員長（島田和雄） 大塚委員。

○委員（大塚祐司） 退職者というのは定年退職なのか、自己都合退職なのか、あるいはその他の退職なのか教えていただけますか。

○委員長（島田和雄） 大塚委員の質疑に対し、答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（平野哲也） 基本的には定年退職もあるんですが、今の制度の運用の中で早期の退職といいますか、定年前に早くやめる方もいます。これは9月までに、こういった予算もありますので、9月までには申し出てくださいと。ですから、9月までに申し込みのあったものについては反映されていると。その後に事故あるいは自己都合等でやめた者については、その時点では入っておりませんが、9月末をもって採用の予定が分かる部分については、その2分の1程度を目安に採用しているというところでございます。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第10号をお開きいただきたいと思います。

財政課所管分のうち1点目ですが、補正予算書の11ページになります。

9款1項1目地方交付税でございます。地方交付税につきましては7億9,370万5,000円の増となっております。このうち普通交付税、これが7億917万3,000円の増です。普通交付税につきましては、昨年秋の地方交付税法等の一部改正に伴いまして、平成22年度分地方交付税が約3,000億円増額補正されております。その結果、再算定ということがございました。旭市では普通交付税が2億5,710万7,000円の増ということになりまして、総額で81億8,828

万8,000円となっております。今回、そのうちのすべてではなくて、現時点での留保というのが2,893万円あるんですけれども、それらを残して普通交付税補正をしたということでございます。

それと、2点目でございますが、13ページの繰入金になります。17款2項1目の財政調整基金でございます。当初予算におきまして1億3,000万円を取り崩す予定でいたんですけれども、今回これをすべて減額いたしまして、取り崩しをしないことといたしました。これによりまして、22年度末の財政調整基金の残高は26億814万2,000円となる見込みでございます。以上でございます。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） このたび第21号議案を取り下げたということですが、国保会計に穴があくと思うんですけど、庁舎整備基金積立金はそのまま予定どおり積み立てるということとよろしいでしょうか。

○委員長（島田和雄） 大塚委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） このまま積み立てたいと考えております。

○委員長（島田和雄） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 今、市のほうは未曾有の災害ということで、この辺がどれだけお金がかかってくるか分からない中で、この5億円を積み立てますとほかに使えなくなりますよね。使えるのかな、その辺ちょっと。

○委員長（島田和雄） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 庁舎の整備基金につきましては、庁舎を建てるという目的があって、そのために積み立てているわけですが、先ほど補足説明で申し上げましたとおり、今回は財政調整基金、これを補正予算では繰り入れをやめまして、総額26億814万円あるという中で、当然何かあればこのお金をまず先に充てるという形になりますので、その中で手当てができるのかなと考えております。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、議案第17号についてご説明を申し上げます。

お手元のほうに議案第17号、「平成23年度組織・機構再編（案）にかかる新旧対照表」ということで、こういった1枚のA4の資料があらかじめお配りしてあったと思います。上のほうに四角いますで議案第17号というのが表示してございます。それをご覧いただきたいと思います。

来年度、主に組織が変わるというところの部分でございます。左側の「旧」というのが現行ということでご理解いただきたいと思います。それから右側「新」というのが4月1日に再編を予定しているということでございます。これから規則等いろいろやりますので、現在予定ということでとらえていただきたいと思います。

この中で、条例で定めてなくてはならないものは課の変更ということですので、今回、上から2段目の企画課を企画政策課にする部分、それから市民課を市民生活課にする部分、これが条例で出てまいります。下の教育委員会とか消防本部、それらについては内部の規則でできるということでございますので、よろしくお願いします。

それでは、これに沿いまして変更点を説明させていただきます。変更点についてはちょっと太く黒い字になっていようかと思います。

まず、最初に総務課でございますけれども、現在の班の中で交通防災班というものを、右側で見いただきますと地域安全班ということにいたします。従来所掌しておりました交通安全対策業務につきましては、下のほうにありますけれども、市民生活課のほうへ移管。

それから、次に企画課ですけれども、これはまず課名を企画政策課としまして、市の重要政策を推進する政策推進班というものを新たに設けます。従来所掌しておりました地域振興業務につきましては、これもやはり市民生活課へ移管ということになります。

次に、財政課でございますけれども、契約班を契約検査班としまして、新たに検査業務というものを追加したところでございます。また、管財班を管財営繕班ということで、従来総務課でやっておりました営繕の部分ですね、庁舎管理を中心にした営繕の部分について、これに移管いたします。

次に、市民課でございますけれども、課名を市民生活課としまして、課内の事務分担を整理しまして、窓口業務の改善を図るため窓口班を新設、また市民生活支援班を新設いたしま

して、ここに法律相談・行政相談あるいは人権擁護事務、それから交通安全対策、地域振興業務等々をこちらに移しまして、地域住民に密接した業務を集約してまいりたいということで予定いたしております。

次に、保険年金課ですけれども、従来の後期高齢者医療班と年金班を一つの班に統合しまして、高齢者医療年金班という形にいたします。

次に、子育て支援課でございますけれども、平成22年度当初の課を新設したときには1班体制ということでございましたけれども、新たに子ども医療対策等を保健センターのほうから持ってきますので、医療対策をやるというようなこともありまして、班を2班体制ということで予定しております。子育て支援班に保育班ということで2つに分けたということですね、こちらは。

次に、商工観光課ですが、従来の工業振興班と労政班を統合いたしまして、こちらは労政工業班ということにするものでございます。

それから、次に教育委員会でございますけれども、生涯学習課から社会体育の業務を切り離しまして、これは体育振興班と体育施設班の2つの班から成る体育振興課を新設いたします。また、国体推進室はゆめ半島千葉国体終了に伴いまして廃止。

先ほど申し上げました教育委員会の組織は、教育委員会行政組織規則ということで規定をいたしてまいります。

最後に消防本部でございますけれども、消防本部総務課の人事企画班と庶務班を統合しまして総務班ということにします。また、指令課を廃止いたしまして、従来指令課にあった班を警防課のほうへ統合します。

なお、消防本部の組織については、消防本部の組織に関する規則の中で規定いたしておりますので、この中で改正を行うということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第17号について、質疑がありましたらお願いいたします。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） 国体推進室が事業を終えまして、それがなくなるわけですが、結局、体育振興課ということで新しくつくられるわけですね。やっぱり課が減らないわけで、この辺はどうお考えなんだろうかな。

○委員長（島田和雄） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 現在の班体制を、数字がここには入っていないんですけれども、ちょっと私の手元に置いちゃったんですけれども、課の数はですね、結局1つ課が減って、課が増えるということでイコールでございますけれども、体育振興課については、現在、生涯学習課の中の体育振興班、この生涯学習課が各施設、例えば公民館が5つあったり、ユートピアがあったり、いろいろなところでもう肥大化しちゃっております。これを新たに生涯学習の部分と体育振興部分に分けたということで、これは現在の体育振興班プラス課長1ということで、人数的には1人しか増えません。国体推進室は8人減るということで、この部分で人数的にはそういった数が減るということで、むしろ生涯学習課を2つに分けたというような形で、人員的には、確かに課としては本来であれば減らしたほうがいいのかもしれませんが、ちょっと生涯学習課が肥大しているというところがございまして、これを2つに分けたという形になろうかと思います。そういう意味で、課の数が減らない、むしろ減らすべきだというご意見なのかもしれませんけれども、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（島田和雄） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 当然これは減らすべきだと思うわけで、それで行政改革いろいろ考えているわけですね。

行政改革推進課ができました。そのときにも私お話しした経緯があったと思うんですけれども、やっぱり1つの課が大きくなって肥大化してしまうというけれども、一人の課長で動かせるわけです。課の人数が多くなっても、それは効率が悪いわけじゃなくて、そのために課を増やす、職員はそんなに増えているわけじゃないと言いますけれども、やっぱり独立した課になりますから、やっぱり課は少なくしないと効率がよくなる、一人の課長が動かせるスタッフが少ないわけですから、またがって作業ができないわけですよ。税務課が忙しいとき、その業務に合わせてスタッフを用意する。ほかの課はまたみんなこれが違うわけですから、それが一つの課で運営できれば、その辺のスタッフが有効に使えると私は考えるんですけれども、この辺はどうなのでしょう。ご理解をいただきたいんじゃないじゃなくて、やはり改革するためにどう考えるのか。

○委員長（島田和雄） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） ご意見もつともな部分もございます。ただ、言い訳的になってしま

いますけれども、やっぱり行革の中でも、ただやみくもに人を減らせ、課を減らせということも、考え方としては一つございます。この前、やはりアクションプランの中で柴田委員からもご説明いただきました。全体として、そのことにおいて人が増えていくということはもちろん悪いですし、兼ねてやれるという部分がありますけれども、こういった部分では、よその旭市の団体より小さいところでも、もう既に部制がなっておりまして、部の連絡体制ということで、むしろ部制が主流で、部をしいていないところは県内でも少ないというような状況でございます。

その時々にあったような、政策にあったような担当課をやって、我々はきめ細かい仕事をしたいということで、こういう形で、去年も子育て支援課を結果的につくったりとか、今回の体育振興課等も独立して、市長もそういう体育政策もやっていこうということでございますので、そういう方向性を持って、企画政策課等も班も増やしている。班も、増やせるところは増やす、減らすところは減らすということで、それぞれの時代に合ったあるいは社会要求にあったような形で政策を進めたいという意思のもとにこのような形にしているということで、それは多分にご理解いただけない部分もありますけれども、ぜひご理解いただきたいなということをお願いしたいと思います。

○委員長（島田和雄） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 今、部制がしかれていないと言いますけれども、じゃ逆に、部制をしく気はあるのかなどなのか。部制に対しての考えは、ちょっと副市長、ご意見を。

○委員長（島田和雄） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの部制のこの件でございますが、私の聞いている限りでは、市長はそういう考えは持っておりません。

以上です。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、議案第20号についてご説明申し上げます。

やはりお手元のほうに資料としてお配りしてございます「議案第20号資料、総務課」とい

うことでございます。この横の資料ですね、A4の横の資料を1枚ご覧いただきたいと思います。それでは説明申し上げます。

まず、表の上段の部分でございます。表が2つになっております上段のますのほうの表でございますけれども、これは昨年の10月の平成22年千葉県人事委員会給与勧告の概要をお示ししたものでございます。

1番目の給料表から3番目の期末・勤勉手当までの白い部分ですね、勧告につきましては、左側の欄外の括弧に示してございますように、昨年12月の平成22年第4回議会において一般職の職員の給与に関する条例の一部改正ということで既に議決済みということでございます。今回の改正案につきましては、同勧告に基づいて、網かけの部分ですね、4番、5番、網かけの部分になりますけれども、この4番、5番の2点について網羅されているということでございます。

まず、4番目の条例第13条の改正につきましては、職員に支給される住居手当のうち、持ち家に係る住居手当の廃止についてでありまして、表の右側の説明欄になりますけれども、これまで月額4,300円支給されていた持ち家に係る住居手当を平成23年4月1日から、基本的には廃止なんですけれども、廃止に当たって千葉県と同様の経過措置を講じるということでやるものでございまして、経過措置の内容については、その米印のところになりますけれども、これまでの支給月額4,300円を平成23年4月から平成24年3月までは3,000円、平成24年4月から25年3月までは1,500円、それから平成25年4からはゼロ、支給しないということでございます。

次に、5番目の第16条の改正でございますけれども、時間外勤務手当に関するものでございまして、これは民間企業等の実態を踏まえ、月60時間を超える時間外勤務手当の割増積算基礎の中にこれまで含まれておりませんでした日曜日等の週休日と言っていますけれども、日曜日等の勤務時間数を平成23年4月1日から含める、計算の中へ含めるというものでございます。

続きまして、資料の下段の四角いますの中でございます。第27条の改正でございますけれども、これにつきましては人勧とは関係なく、勤務手当の支給に係る規定の改正についてでありまして、勤務成績の判定期間について、これまで全職員について、支給日の基準日でございます6月1日及び12月1日の前6か月以内における勤務成績に応じて支給するとされていたものを、「（規則で定める職員については、規則で定める期間）」ということで追加させていただきまして、特定の職員については勤務成績の判定期間を別に定めることができる

ようにしたものでございます。

具体的には、網かけ、枠内の網かけの部分になりますけれども、平成23年度の規則で定める職員というのは、まず課長職を想定しております。それから、また規則で定める期間として1年間を予定いたしまして、図の部分になりますけれども、この例で申し上げますと、平成23年4月から平成24年3月までの約1年間にわたる人事考課、実績、評価、これに基づく勤務成績に応じまして、来年度の24年度の6月、12月の勤勉手当に反映させるということでございます。これは要するに1年間の課長の実績を見て、それを次の年の勤勉手当に反映させるということでございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第20号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

続いて、議案第29号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（佐藤清和） 補足して説明する部分はありませんのでよろしくお願い申し上げます。

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第29号の質疑を終わります。

続いて、議案第32号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（佐藤清和） これにつきましても補足説明ございませんので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第32号の質疑を終わります。

続いて、議案第33号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、議案第33号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関す

る協議について申し上げます。

この議案第33号につきましては、千葉県市町村総合事務組合から、館山市及び南房総市学校給食組合、これが廃止されることに伴いまして、総合事務組合を脱退するための規約改正ということでございまして、特に説明として加えるものはございませんので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第33号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第33号の質疑を終わります。

続いて、議案第34号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、議案第34号、訴訟上の和解及び損害賠償の額を定めることについて補足説明を申し上げます。

お手元のほうに総務課、議案第34号という、こういう資料をお配りしてございますので、これに沿ってご説明を申し上げます。

1枚めくっていただきたいと思います。この順に沿って若干ご説明をさせていただきます。

本件につきましては、平成17年1月14日に旧干潟町が株式会社環境シンフォニックに対しまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物処理業の許可をしたわけでございますけれども、その後、当該許可に関する瑕疵というものが判明いたしましたので、同年6月29日に当該許可を取り消したことに起因するものでございます。

株式会社環境シンフォニックにつきましては、この許可取り消しを不服といたしまして、平成18年2月13日に市を被告とする行政処分の取消訴訟を提起しましたが、当該訴訟につきましては、3度にわたる口頭弁論期日の後に、裁判所からの勧告によりまして、当該訴訟を相手側が取り下げております。

その後、平成19年4月には、この許可取り消しにより、2億5,011万5,450円の損害が生じたとして、市に対して、これは訴訟によらない賠償請求というものがございました。これには、市は応じないということで通知をしました。また、平成20年6月26日には、同様の理由で1億380万円の請求がございましたが、これも市で応じられないということで通知をいたしました。

これらの経過を経まして、平成20年12月8日に市を被告といたしまして、7,857万9,050円

の損害賠償を求める訴訟が千葉地方裁判所八日市場支部に提起されまして、その後、同月の16日にその請求額を8,642万9,050円に拡張する申し立てがありました。その後、口頭弁論を重ねる中で、平成22年4月23日の第11回口頭弁論期日におきまして、裁判所から市が原告に3,500万円の和解金を支払うことを条件といたしました和解案が提示されたところですが、市としては、その時点で和解案を了承するということはできませんでしたので、期日の続行を希望したと。期日続行の中で、原告はその請求額を最終的には5,722万9,281円まで縮減してきておりますけれども、本年1月21日に開かれた18回目の期日におきまして、裁判所より2,750万円の支払いによる和解というものを勧告されましたので、これを受けまして、内部での検討あるいは顧問弁護士さんとの協議の結果、この勧告を受け入れて、当該訴訟を終結させたいとの結論に至りましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によりまして、あらかじめ議会の議決を求めるものでございます。

なお、ここで補足的に申し上げさせていただきますと、議案質疑の中である議員さんのほうからお尋ねがございました求償権の関係について若干説明させていただきます。今回の議案は、国家賠償法ということで、3ページのほうをちょっとご覧いただきたいと思います。

国家賠償法の第1条第1項にありますとおり、公務員がその職務を行うについて、故意または過失により他人に損害を加えたときは、国または地方公共団体がその損害を賠償することとされている。今回の和解議案というのは、この第1条第1項のところの部分でございまして、まず、地方公共団体に非があった場合には賠償する責任がありますよということで、それに基づいて支払う。

求償関係につきましては、その同条第2項、これはその後のことございまして、第2項におきまして、当該公務員に「故意又は重大な過失」ということで、第1項のほうで言っているのは「故意又は過失」、そこで網かけがしてありますけれども、故意という部分であれば、わざとやる、これはもう同じなんですけれども、過失の部分は、求償できる場合は「重大な過失」ということで違ってきております。

これは一つには、国または公共団体、その公務員が、ここでいう重大な過失ですね、この部分ちょっと申し上げますと、重大な過失の部分ですけれども、これは最高裁の判例等から引用しますと、どういうことだということなんですけれども、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意さえすれば、たやすく違法・有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」ということで示されておきまして、本件における許可時の瑕疵というの

は、専ら法令の解釈の錯誤に伴うものということで、顧問弁護士さんとも協議した結果、いわゆる国家賠償法で言うところの重大な過失には当たらないということで、求償権を有しないという判断をしているところでございます。

それにいたしましても、今回の議案につきましては、その第1条第1項の部分であると、求償の問題はその後の話だということになるかと思います。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第34号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 俊介） 私は、質疑ではありません。今、総務課長から詳細についてご説明があったわけでございますけれども、先の議会の中で一部議員さんから、最後まで裁判をやれというお話がありましたけれども、私は市当局が18回も口頭弁論の中で相当の努力をされたということに対しまして、これ以上無駄な労力と経費は、かける必要はないと思います。この際これを和解にして終結すべきだと、賛成したいと思います。

○委員長（島田和雄） ほかにありませんか。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） こちらの裁判の経過、非常によく頑張ったと思います。和解勧告というのは、裁判官がもう、これやりなさいと、判決でこれ以上できませんよという意味なんですね。それをもう一回粘ってやったと、ここまでは大変すばらしい。どちらにしろ、裁判というのは出された証拠に基づいてお金をはじき出す闘いですから、これ以上やっても裁判官怒るだけですから、やらないほうがいいとは思いますが、これは明智市政に共通することなんですけれども、説明不足、議論不足なんです。それで誤解を招いたり、応援したいのに応援できなかったりする部分があるんですね。

それで、この行政処分取消訴訟に至る経緯、ここのところを説明していただきたいんです。なぜかという、これについて干渉の方とかがおっしゃるには、この部分で、錯誤じゃなくて不正があったんじゃないかというふうにおっしゃっていて、私も、何で許可を、許可しておいて後で取り消すんだと、ここのところが具体的に何かがあったのか分からないんで、求償権は、結局その判断は、故意又は重大な過失、取りあえずは市がすることになって、市が錯誤だから、重大な過失には当たらないというふうにやったというのは分かるんです。この経緯を説明していただきたいんですが。

○委員長（島田和雄） 大塚委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの大塚委員さんの質問でございますが、今までこの裁判に携わってきた職員を出席させておりますので、そちらのほうから説明させますことを、ご了解をお願いしたいと思います。総務課の副主幹の小倉でございます。

○委員長（島田和雄） 総務課副主幹。

○総務課副主幹（小倉直志） それでは、ただいまの大塚委員の質問にお答えいたします。行政処分取消訴訟に至る経緯のご説明ということで説明させていただきます。

まず、平成16年12月27日の許可申請に対しまして、旧干潟町では翌年1月14日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、一般廃棄物処理業の許可を環境シンフォニックに与えております。その後、そのまま半年近く、許可されたまま事業の実行には至らないで来たわけですが、その間、地元等の反対はございました。それによりまして、当該の干潟町の担当者あるいは担当課長でいろいろと県のほうに尋ねたりした結果、実はこの許可に関しましては、担当及び課長におきましては、処理地の周りの地権者の方々の同意を中心に考えて、許可要件として考えておりました。その同意がすべてそろったという時点で許可を出したわけでございます。

しかしながら、廃掃法の規定によりますと、まず建物・施設がなければいけないですとか、当該干潟町が一般廃棄物の処理に困窮しているですとか、廃掃法から要請されるさまざまな許可要件というのを失念していたという結果に至ったわけでございます。それによりまして許可の取り消しを行い、環境シンフォニックに通知したというようなことでございます。

したがって、その瑕疵につきましては、法令の解釈錯誤によるものとなったということでございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） 大塚委員。

○委員（大塚祐司） ちゃんと説明していただければ、分かる部分はよく分かるんですけど、どうしても、今回取り消された議案についても、何で経済成長につながることをやらずに値上げだけするのかとか、そういう議論が出るんですね。全部封じ込んで強引にやるところがあるので、今後1年宿題が延びただけですので、十分に議論して意見を聞いて、強引なやり方はやめていただきたいと思います。お願いします。

私は、これについては納得していますので、よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） それでは、特にないようですので、議案第34号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（島田和雄） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成23年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 賛成少数。

それでは、改めて採決いたします。

否決とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 可否同数。

可否同数であります。よって、旭市議会委員会条例第17条の規定により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。

議案第10号について、委員長は可決と裁決いたします。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号、訴訟上の和解及び損害賠償の額を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（島田和雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（島田和雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） それでは、所管の報告ということで企画課からさせていただきます。

お手元の旭市定住自立圏共生ビジョンという厚い冊子がございます。ちょっと時間かかると思いますので、このものについて報告をさせていただきたいと思います。

旭市定住自立圏共生ビジョンでございますけれども、このビジョンにつきましては、具体的な事業という、5年間の具体的な事業ということになります。このビジョンの策定につきましては、8月から4回の共生ビジョン懇談会を開催しまして検討を重ね、去る3月10日に承認をいただいたところでございます。併せて、総務省の事前協議につきましても承認をいただいているところであります。

このビジョンの構成でございますが、本編全体に写真、イラスト、図面等を多く取り入れ、なるべく分かりやすくということでしたつものの策定でございます。

内容について説明をいたします。

それでは、1ページをご覧ください。ここでは定住自立圏の名称と各地域の位置について示しております。

2ページ、3ページにつきましては圏域の現状について掲載いたしております。

4ページでございますが、4ページにつきましては圏域の人口と世帯ということで、人口につきましては、一番新しい昨年10月の国勢調査でつかんだ数字ということで掲載してございまして、市の人口は6万9,074人という部分でありまして、人口につきましては平成7年をピークに微減傾向にあると。逆に世帯数については増加しているということで、核家族化が進んでいるという状況のグラフでございます。

次に、6ページをお願いします。

ここでは圏域の将来像についてでございます。旭市総合計画の基本理念であります「自立・共生・協働によるまちづくり」を推進していくとともに、定住自立圏形成方針に基づいて、圏域全体の生活機能の集約化、ネットワーク化を促進し、圏域全体の総合的なマネジメントを行い、医療・福祉、教育のさらなるサービスの提供をします。圏域の将来像を「市民の誰もが健康で安心・安全に暮らし、住みよく、一体感と絆のあるまち」を目指しますという部分、太く黒字で出ている文を今、読み上げました。

次に、7ページをお願いします。

定住自立圏の取り組みの体系図ということで、大きく3つの取り組むべき分野というものがございます。左側にカラーでございしますが、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化に分かれております。生活機能の強化の取り組みにつきましては、ここで11事業を計画します。次の結びつきやネットワークの強化の取り組みにつきましては16事業。3つ目の圏域マネジメント能力の強化の取り組みでは4事業を予定しまして、合計31事業を計画しております。事業費は5年間で58億1,116万8,000円。この金額が一番最後のページの49ページの計の欄の一番下、合計のところの計の欄が58億円入っています。うち新規事業につきましては7事業ということで、事業費が15億5,329万2,000円ということになります。

次に、8ページをお願いします。

8ページは共生ビジョンの期間についてございまして、平成23年度から5年間といたします。また、このビジョンの特徴ですが、毎年度所要の変更を、必要に応じて懇談会の協議を経て変更ができるというふうになっておりますので、毎年度の見直しをしていくということでございます。

続きまして、具体的な取り組みについて、新規事業を中心に主なものを申し上げます。9ページをお願いいたします。

事業名は、ICTを利用した地域連携システムの構築ということでございます。この事業は、次のページにイメージがありますのでご覧ください。旭中央病院と市内の医院との間で検査データや診療記録といった患者情報を電子化しまして、インターネットによりやりとりをして、質の高い医療を実現するというものでございます。

9ページに戻っていただきまして、表の事業費をご覧ください。平成23年度は、医院等に設置いたしますパソコンの初期投資という部分、以後維持管理費という部分で記載されております。

次に、13ページをお願いします。

旭市学校給食センター統合改築事業でございます。この事業は、平成23年度から2か年事業で海上地区に新たな学校給食センターを建設するというものでございます。総事業費につきましては約14億7,000万円。定住自立圏構想に取り組むことによって、安全・安心な学校づくり交付金という部分で2分の1の補助の優先採択ということで、定住自立圏を実施する市町村については優先採択が得られるという部分で、この事業がその優先採択ということになります。

次に、22ページをお願いします。

事業については12番から14番までという、12、13、14になりますけれども、これについては道路交通網の整備3路線ということで、いずれも継続事業中の事業です。地域間連絡道路として重要なものでございますので、定住自立圏にも取り上げてあるという部分でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

旭駅エレベーター整備事業ということで、これにつきましては鉄道駅エレベーター等整備事業補助金を活用しまして、平成24年度から25年度の2か年という部分で計画するものでございます。旭駅の駅舎にエレベーターを設置するための協議を現在JRと進めております。これにより、長い間懸案でありました高齢者や障害者また通院患者等のための駅でのバリアフリー化が図れるという部分でありまして、あくまでも現在協議中という部分でございます。

次に、28ページをお願いいたします。

道の駅等施設整備事業でございます。現在検討を進めております道の駅についても、共生ビジョンに取り上げて整備を進めるものでございます。事業費につきましては平成23年度、検討を進めていく上での事務費のみを計上してございます。

次に、36ページをお願いします。

スポーツによる市民の絆づくり支援事業でございます。これは、今年度から新たに実施しました市民体育祭をはじめスポーツ大会等の支援・交流を促進するという部分でございます。

以上が、このたび策定いたしました旭市定住自立圏共生ビジョンの主なものという概要でございます。

次に、最後になりますけれども定住自立圏構想関係の各種財源措置について申し上げます。

初めに、財源でございますが、特別交付税でございます。特別交付税につきましては、国の示した係数値、人口や面積を使った係数ですが、その結果が出ました。結果的には年間

5,230万円、23年度から5年間交付されます。トータル的には2億6,150万円の、5年間ですが、特別交付税の収入というふうになります。

また、今回補正に計上しました地域活性化交付金、補正第10号に出ておりますけれども、その中で活性化交付金というのは2億517万9,000円という部分でございますけれども、その中にも定住自立圏に取り組んでいる市への割増分という部分が3,400万円配分されるところでございます。

その他、平成21年度につきましては、中心市宣言を行ったということで、民間投資促進交付金というのが1,490万円。これは市内の病院に対しての施設の整備の交付金という部分でございます。

また、優先採択につきましても、先ほど説明いたしましたけれども、安全・安心な学校づくり交付金を受けまして、学校給食センター建設を実施するものでございます。

このように、定住自立圏構想に取り組むことによりまして、財源措置等も期待されることから、今後も国、県に対して支援を働きかけてまいりたいというふうに思っております。

以上で、定住自立圏共生ビジョンについての報告を終わります。

続いてもう一点でございますが、国勢調査の報告でございます。国勢調査の速報値が発表されましたので、簡単に説明したいと思います。資料はございませんので、お聞き願いたいと思います。

国の最も基本的な統計調査でございます、平成22年10月1日に調査期日として行ったものでございます。調査につきましては、市内417調査区におきまして、総務大臣から任命された調査員297名、指導員47名の協力を得まして、9月下旬から調査区内のすべての世帯、外国人を含んだ中で訪問しまして、10月末まで調査活動を行ったと。今回、この調査から、今回の調査につきましては回収時の全部封入と、郵送提出ということもなったために、従来のような回収率という部分にはいきませんでした。また、調査項目につきましても記入漏れ、提出期限の不履行等があり、調査については大変労力を費やしたところでございます。

結果、旭市の人口でございます。6万9,074人、世帯数は2万3,121世帯。市全体ですが、前回調査時、平成17年、国勢調査を実施しております。そのときよりも1,569人、2.22%の減ということになりました。ちなみに、近隣の市でございますが、銚子市につきましては4,795人減の6.39%の減ということで、7万225人。香取市が4,447人の減、減率は5.09%、人口については8万2,885人。匝瑳市でございますが、2,260人の減、減率が5.37%、人口については3万9,826人というふうになっています。

以上です。

○委員長（島田和雄） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（島田和雄） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時43分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 島 田 和 雄